



豊かな自然と共生する
活力あふれる都市 いわくに

IWAKUNI CITY MASTER PLAN

岩国市都市計画 マスタープラン

〔改訂版〕

岩国市



岩国市長
福田良彦

ごあいさつ

本市では、平成 23 年 3 月に、本市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」を策定し、これに基づくまちづくりを進めてきました。

そうした中、マスタープランで掲げる重点プロジェクト等の取り組みが着実に進捗し、本市のまちづくりが大きく進むとともに、上位計画においては、第 2 次岩国市総合計画の策定及び都市計画区域マスタープランの改訂などにより、新たな目標や方針が定められています。

また、平成 27 年には「岩国市人口ビジョン」及び「岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に向けた取り組みを進めているところです。

こうした状況の変化を踏まえ、上位計画等との整合を図るとともに、事業進捗を勘案し、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの見直しを行い、この度、「改訂版」としてとりまとめました。

今後は、この「都市計画マスタープラン(改訂版)」で掲げる将来像「豊かな自然と共生する 活力あふれる都市 いわくに」の実現に向け、重点プロジェクトである幹線道路整備の促進をはじめとする各種取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この度の改訂にあたり、市民アンケートやパブリックコメントにご協力をいただいた市民の皆様、また、岩国市都市計画審議会において貴重なご意見をいただきました委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月

岩国市長 福田良彦





岩国市都市計画マスタープラン

目 次

序 章 都市計画マスタープランとは…

1. 都市計画マスタープランの概要……………	2
(1) 都市計画マスタープランとは……………	2
(2) 都市計画マスタープランの位置付け……………	2
(3) 都市計画マスタープランの役割……………	3
2. 岩国市都市計画マスタープランについて……………	3
(1) 策定当初の背景と目的……………	3
(2) 改訂の趣旨……………	4
(3) 計画の対象範囲と構成、目標年次……………	4
3. 策定体制……………	5

第1章 岩国市の現状と都市づくりの課題

1. 岩国市の概況……………	8
(1) 位置・地勢……………	8
(2) 人口・年齢別人口構成……………	8
(3) 産業……………	9
(4) 土地利用……………	10
2. 都市計画区域の概況……………	11
(1) 都市計画区域等の面積……………	11
(2) 都市計画区域内人口の推移……………	11
(3) 地区別人口増減……………	12
(4) 地区別人口密度……………	13
(5) 都市計画区域内の土地利用及び新築動向、土砂災害警戒区域等……………	14
(6) 都市施設……………	17
(7) 市街地整備……………	20
(8) 公共交通……………	21
(9) 公共公益施設……………	22
3. 市民意向……………	23
(1) 市民アンケート……………	23
(2) 都市づくり市民懇談会……………	27
(3) 地域づくり市民懇談会……………	27
4. 社会・経済の潮流……………	28
5. 都市政策上の視点……………	29
6. 岩国市の特性と都市づくりの課題……………	30
(1) 一体の都市づくりに向けた課題……………	30
(2) まとまりある市街地形成と適正な基盤整備に向けた課題……………	31
(3) 地域資源や立地特性を活かした都市づくりの課題……………	31
(4) 市民が安心して暮らすための都市づくりの課題……………	32

第2章 都市づくりの目標

1. 岩国市の将来像	34
2. 都市づくりの基本理念	34
3. 目標人口	35
4. 都市づくりの目標	36
5. 将来都市構造	40
(1) 拠点	40
(2) 都市軸	40
(3) ゾーン	41

第3章 都市づくりの方針(全体構想)

1. 土地利用の方針	44
(1) 基本方針	44
(2) 土地利用類型別の方針	44
(3) 適正な土地利用の規制・誘導に関する方針	48
2. 市街地整備の方針	50
(1) 基本方針	50
(2) 市街地整備の方針	50
3. 都市施設整備の方針	52
(1) 基本方針	52
(2) 交通施設整備の方針	53
(3) 污水处理施設及び河川整備の方針	58
(4) 公園・緑地整備の方針	58
(5) その他都市設備整備の方針	59
4. 自然的環境の保全・整備の方針	60
(1) 基本方針	60
(2) 自然環境の保全と活用の方針	60
(3) 市街地の緑化の方針	62
5. 景観形成の方針	64
(1) 基本方針	64
(2) 地域資源を活かした景観の保全・形成の方針	64
(3) 市街地における景観形成の方針	65
(4) 景観形成の推進に向けた取り組み	66
6. 都市防災の方針	67
(1) 基本方針	67
(2) 都市防災の方針	67



岩国市都市計画マスタープラン

7. 地域特性を活かした都市づくりに向けて	69
(1) 資源やエネルギーが循環する都市	69
(2) 地域の産業が継続する都市	69
(3) 人々が循環する都市	70
(4) 地域資源や特性を活かした個性的で魅力ある都市	70
(5) 恵まれた交通機能や立地特性を活かした広域交流・連携都市	71

第4章 地域づくりの方針（地域別構想）

1. 地域区分の設定について	74
2. 岩国地域	75
(1) 麻里市・川下地域	76
(2) 西岩国地域	80
(3) 南岩国地域	85
(4) 南部地域	89
3. 由宇地域	93
4. 玖珂・周東地域	97

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 都市計画等の制度の活用による取り組み	102
(1) 都市計画の決定・変更等	102
(2) その他法令による制度等の活用	103
2. 地区まちづくりの推進	104
3. 重点プロジェクトの推進	104
4. 都市計画マスタープランの管理と継続的な改善	106
5. 都市づくりにおける「協働のまちづくり」の考え方	106

参考資料

岩国市都市計画マスタープランの策定経過	110
市民アンケート調査結果の概要	112
岩国市都市づくり市民懇談会の概要	124
岩国市地域づくり市民懇談会の概要	125
岩国市都市計画審議会 委員名簿	128
用語解説	130

*印のついている用語は巻末の用語解説欄に掲載しています。



序 章

都市計画マスタープランとは…

1. 都市計画マスタープランの概要
2. 岩国市都市計画マスタープランについて
3. 策定体制

序 章

都市計画マスタープランとは…

1 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」に伴い創設された制度で、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

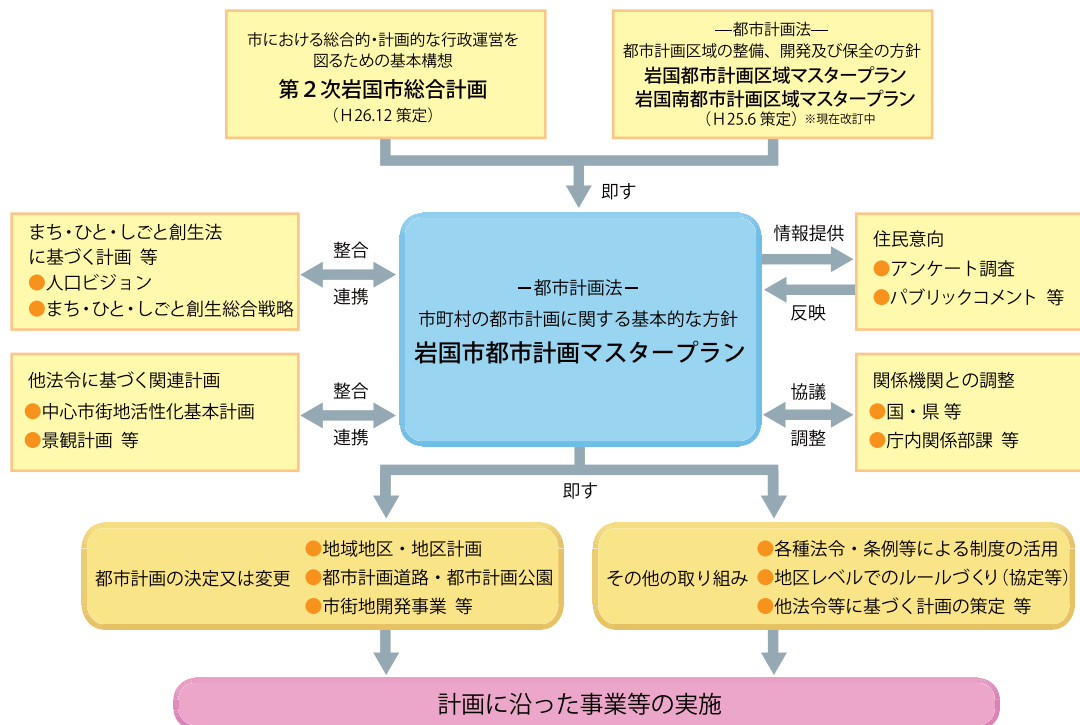
即ち、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立するとともに、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画法第18条の2において、都市計画マスタープランは、「当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画*)」及び県が定める「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めることとされています。

また、同条において、都市計画マスタープランを定めるときは公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、市町村が定める都市計画は都市計画マスタープランに即したものとすることとされています。

■ 都市計画マスタープランの位置付け



(3) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、以下の役割を担います。

市町村の都市づくりの長期的なビジョン

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による将来ビジョンを示すものです。

市町村が行う都市計画事業の指針

個別の都市づくり（都市計画）における上位計画として位置付けられるもので、都市計画に関わる法制度や事業等については、都市計画マスタープランの内容に即した計画及び変更を行う必要があります。

個別の計画の相互調整

都市計画マスタープランは、当該市町村における中心市街地活性化基本計画*等、都市づくりに関する個別計画・施策や施設計画等の相互調整を図り、都市計画についての体系的な指針となるものです。

協働の都市づくりの推進

都市計画マスタープランの策定を契機として、都市計画に対する市民の関心と理解を高め、協働の都市づくりを推進するものです。

2 岩国市都市計画マスタープランについて

(1) 策定当初の背景と目的

本市は、平成18年3月に岩国市(旧)、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の8市町村の新設合併により誕生しました。これにより、都市部から郊外市街地、中山間地、島嶼部と多様な地域特性を持つ広大な市域を有することとなりました。

また、人口減少・超高齢社会*の到来、環境問題の顕在化、財政力の低下等、本市を取り巻く社会・経済的環境は、かつて無いほど大きく変化しています。

このような中、平成19年8月に、市町村の建設に関する基本構想(岩国市総合計画)が定められ、豊かな自然と都市が共生した活力と交流にあふれる県東部の中核都市づくりを目指した取り組みがスタートしました。

こうした背景から、本市では、市民の理解と参加のもと、都市の一体化や社会・経済環境への対応等、都市政策の分野において取り組むべき課題を明らかにした上で、都市の将来像を描き出し、その将来像の実現に向けた都市づくりを計画的に進めていくことを目的に、長期的かつ総合的な都市づくりの指針となる『岩国市都市計画マスタープラン』を策定しました。(H23.3月策定)

(2) 改訂の趣旨

本市では、平成23年3月に策定した岩国市都市計画マスタープランに基づき、各種取り組みを進めてきました。

平成25年6月には由宇、玖珂、周東の各都市計画区域が岩国南都市計画区域に再編されるとともに、都市計画区域マスタープランが改訂されました。平成26年12月には上位計画にあたる『第2次岩国市総合計画』が策定されるなど、上位計画や関連計画の改訂、策定が行われています。

また、都市計画に関する法令改正が行われているほか、都市計画マスタープランで掲げる各種取り組みが着実に進められています。

これらの状況を受け、上位計画との整合、法改正等への対応、各種計画・施策及び事業等の進捗を踏まえた今後の取り組みの反映を行うため、都市計画マスタープランを改訂(部分改訂)しました。

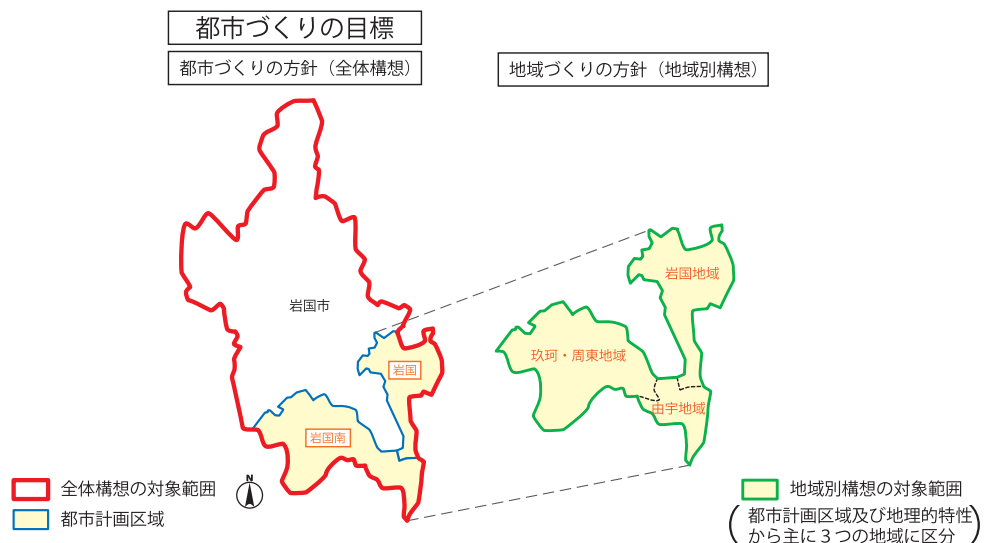
(3) 計画の対象範囲と構成、目標年次

① 対象範囲

本市は、「岩国都市計画区域(岩国地域の一部)」「岩国南都市計画区域(由宇地域・玖珂地域の全域、周東地域の一部)」の2つの都市計画区域を有しており、それ以外の区域は都市計画区域外となっています。

都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、本計画では主として都市計画区域に関する方針を定めるものとします。ただし、本市では行政区域の大半が都市計画区域外であり、また、都市部と中山間地域とが相互連携を図っていくことが本市全体の発展につながることから、「都市づくりの目標」「都市づくりの方針(全体構想)」については全市を対象として、「地域づくりの方針(地域別構想)」については都市計画区域を対象として定めるものとします。

■ 都市計画マスタープランの対象範囲



②岩国市都市計画マスタープランの構成

- 都市づくりの目標…都市の将来像、都市づくりの理念、基本方針、将来都市構造を定めます。
- 都市づくりの方針…市全域の土地利用や施設整備、保全等の方針を分野別に定めます。
(全体構想)
- 地域づくりの方針…都市計画区域内の地域ごとに、まちづくりの方針を定めます。
(地域別構想)
- 実現化方策…都市計画マスタープランの実現化に向けた方策を定めます。

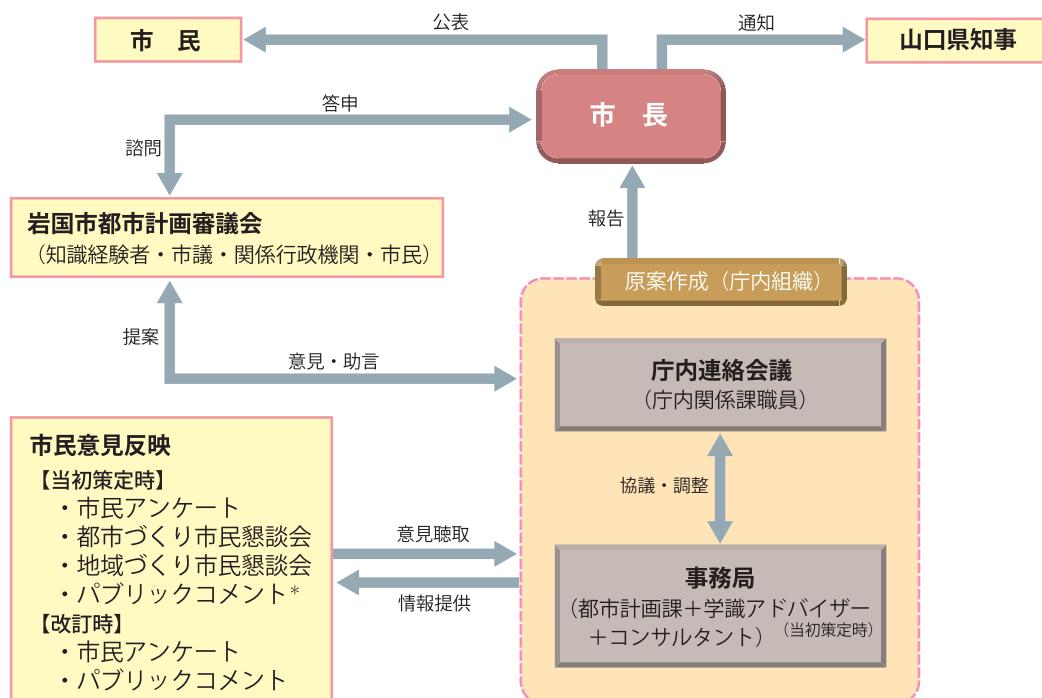
③目標年次

本マスタープランは、当初策定時に統計資料として活用した国勢調査の実施年次である平成17年を基準年次とし、長期的な視野からおおよそ20年後を見据えることとして、平成37年(2025年)を目標年次とします。

3 策定体制

「岩国市都市計画マスタープラン」は、以下の体制により策定しました。

■岩国市都市計画マスタープランの策定体制



●都市計画審議会

知識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民により構成し、専門的な見地から都市計画マスタープラン案に対する意見を述べるとともに、事務局への助言を行いました。

●市民懇談会

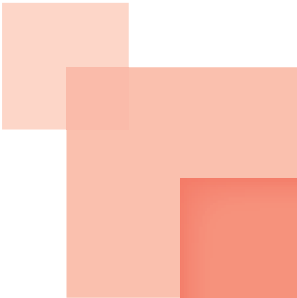
市民代表者により構成し、住民の立場・目線で話し合いながら、都市計画マスタープランやまちづくりに対する意見・アイデアを出しました。

●庁内連絡会議

都市計画に関係する庁内各部課の職員により構成し、事業等を実施する行政の立場で都市計画マスタープラン案を検討するとともに、事務局や関係課相互の調整を図りました。

●事務局

市都市計画課、学識アドバイザー（当初策定時）、コンサルタントにより構成し、都市づくりの方針の検討・立案、策定組織の運営、意見収集・調整を行いながら、都市計画マスタープラン案のとりまとめを行いました。



第1章

岩国市の現状と都市づくりの課題

1. 岩国市の概況
2. 都市計画区域の概況
3. 市民意向
4. 社会・経済の潮流
5. 都市政策上の視点
6. 岩国市の特性と都市づくりの課題

第1章

岩国市の現状と都市づくりの課題

1 岩国市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、山口県の東部に位置し、市域面積873.72km²と山口市に次いで県下第2位の広さを有しています(平成27年10月1日現在)。

市の北端には、標高が県内第1位の寂地山(標高1,337m)をはじめとする中国山地の山々が連なり、県下最大の二級河川錦川や、島田川、由宇川等の水系に沿って盆地や平野が形成されています。

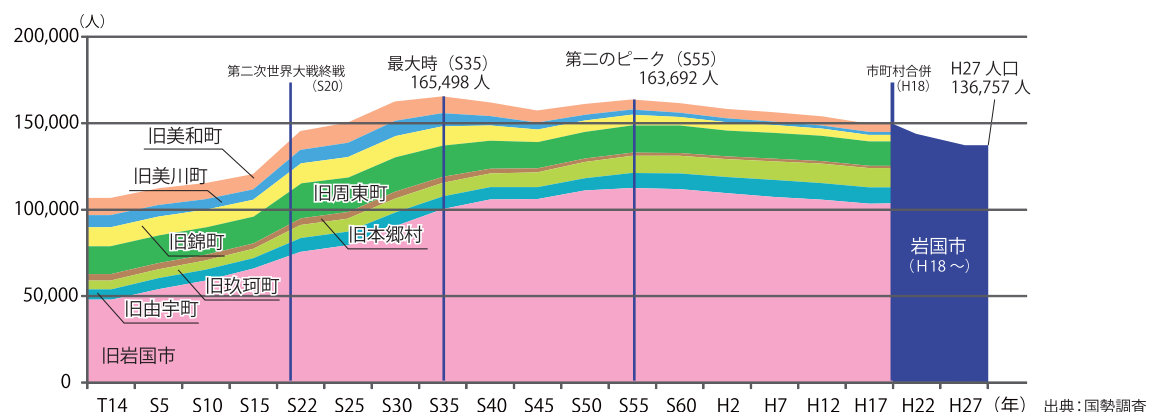


(2) 人口・年齢別人口構成

本市の人口は、136,757人(平成27年国勢調査)で、昭和55年以降減少が続いており、平成22年から平成27年までの5ヶ年では4.9%の減少となっています。

現在の岩国市の行政区域における人口のピークは昭和35年で、ピーク時に比べると3割近く減少しています。その一方で、岩国地域の人口が占める割合は、徐々に上昇し、平成27年には7割を占めている状況です。

■ 岩国市の人口の推移

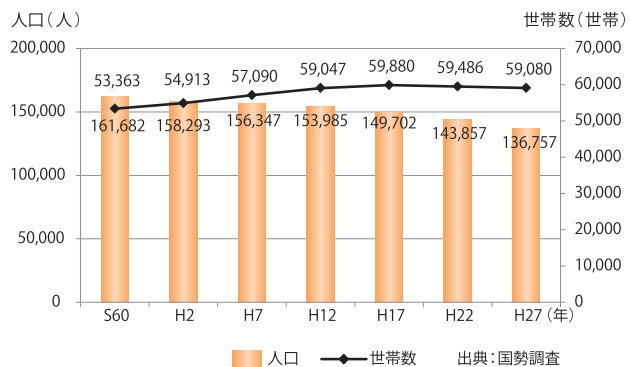


本市における世帯数は、人口が減少傾向にあるなか、平成17年の59,880世帯まで増加が続いたものの、平成22年からは減少に転じており、平成27年には59,080世帯となっています。

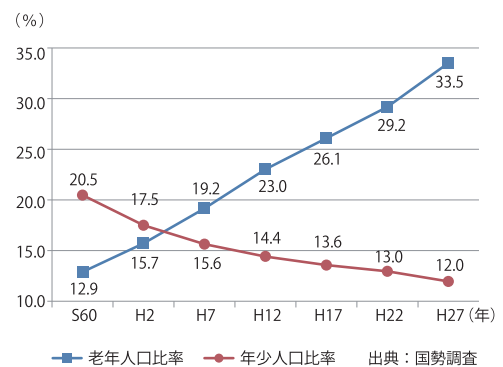
また、老年人口(65歳以上の人口)比率は増加が続いており、平成27年には33.5%となっています。一方で、年少人口(15歳未満の人口)比率は減少が続いており、平成27年には12.0%となっています。

平成7年に老年人口比率が年少人口比率を上回っており、その後も少子化・高齢化が進んでいる状況です。

■岩国市の人口及び世帯数の推移



■岩国市の高齢化・少子化の推移

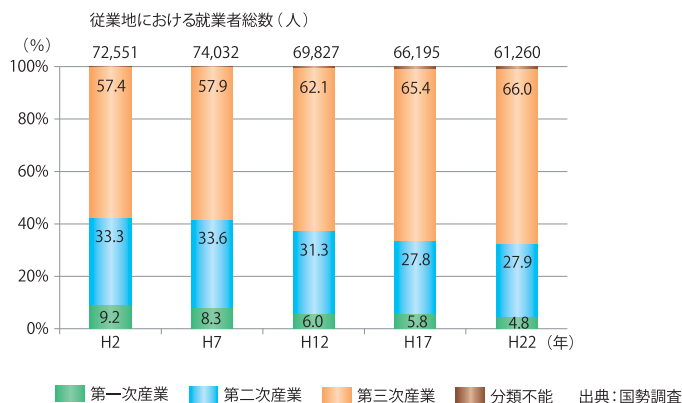


(3)産業

本市における就業人口は、平成7年の74,032人をピークに減少が続き、平成22年には61,260人となっています。産業別の構成比では、第一次産業4.8%、第二次産業27.9%、第三次産業66.0%となっています。

産業のサービス化・ソフト化の高まりや観光産業の振興等により、第三次産業就業者の構成比は平成22年には7割近くまで上がる一方、第一次産業と第二次産業の就業者は縮小傾向が続き、なかでも第一次産業は5%を下回る結果となっています。

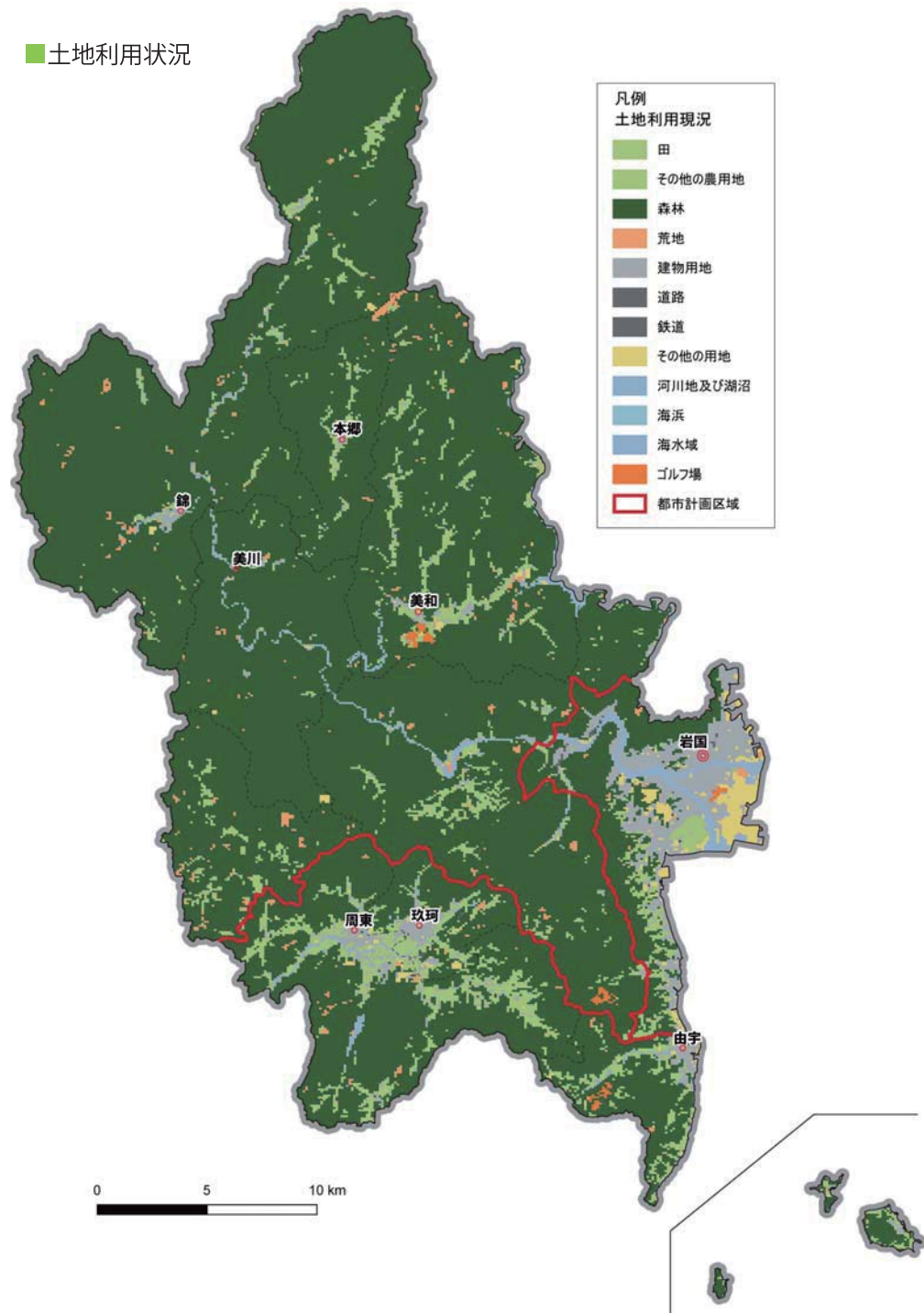
■産業別就業人口(従業地ベース)の推移



(4) 土地利用

本市における土地利用は、市域の大部分が森林であり、特に都市計画区域外ではそのほとんどが森林か田畑となっています。建物用地等からなる市街地は、都市計画区域内のうち、岩国地域から由宇地域の瀬戸内海沿いや、玖珂・周東地域の中央部に見られ、その周囲は森林に囲まれています。

■土地利用状況



出典：国土数値情報（平成21年データ）より作成

2 都市計画区域の概況

(1) 都市計画区域等の面積

岩国都市計画区域は、旧岩国市の一部の約7,903haを区域としています。区域区分を定めている「線引き」の都市計画区域で、約2,568haに市街化区域が指定されています。

岩国南都市計画区域は、由宇町・玖珂町の全域、周東町の一部の約14,760haを区域としています。区域区分を定めていない「非線引き」の都市計画区域で、約703haに用途地域が指定されています。

平成27年3月20日現在

区域名	区域区分	都市計画区域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	用途地域 (ha)	用途無指定地域 (ha)
岩国※	線引き	7,903	2,568	5,335	2,568	5,335
岩国南	非線引き	14,760	—	—	703	14,057

※岩国市分のみ

出典：岩国市資料

(2) 都市計画区域内人口の推移

岩国都市計画区域の人口は、減少が続いており、平成22年には94,462人となっています。

岩国南都市計画区域の人口は、平成12年までは微増傾向にありましたが、平成17年には減少に転じており、平成22年には33,211人となっています。

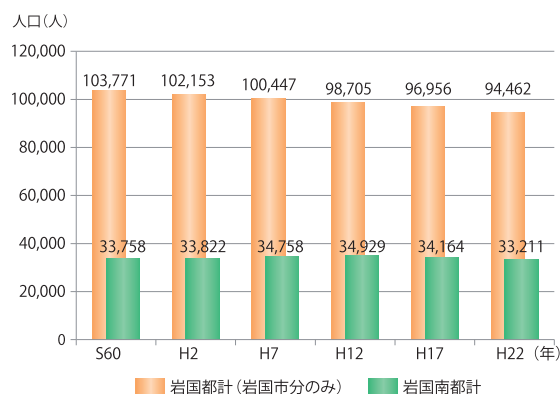
(単位：人)

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
都市計画区域	137,529	135,975	135,205	133,634	131,120	127,673
岩国※	103,771	102,153	100,447	98,705	96,956	94,462
岩国南	33,758	33,822	34,758	34,929	34,164	33,211
都市計画区域外	24,153	22,318	21,142	20,351	18,582	16,184

※岩国市分のみ

出典：平成24年度都市計画基礎調査

■人口

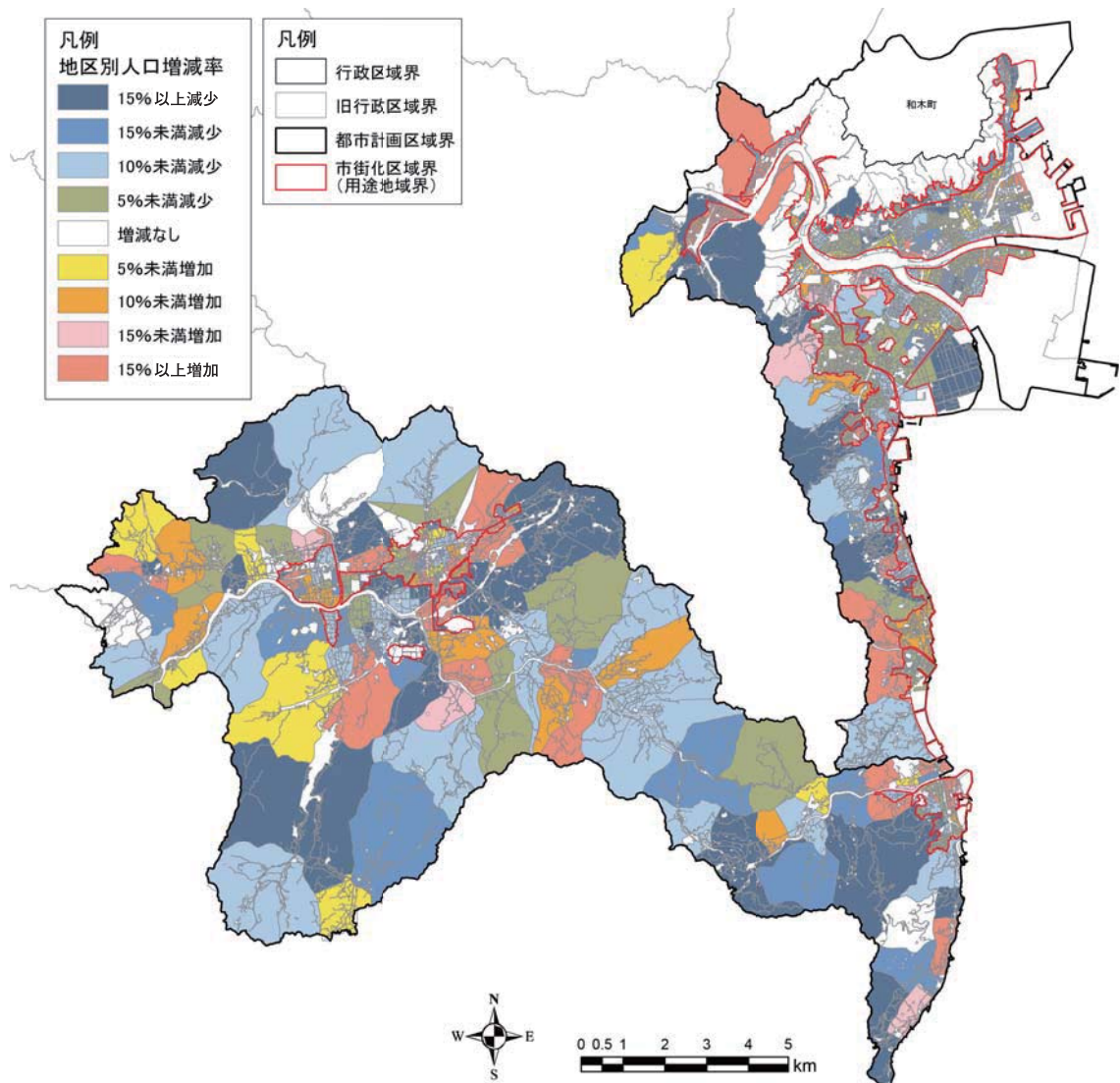


(3) 地区別人口増減

岩国都市計画区域では、全体的に人口減少の傾向が強いなか、岩国市街地中心部で人口が微増しているほか、藤河・御庄や通津等の郊外部の一部において、増加率の高い地区が見られます。

岩国南都市計画区域においても人口減少の地区が多くありますが、用途地域*に隣接する用途白地地域*において、高い増加率を示している地区が見られます。

■ 地区別人口増減(平成 17 ～ 22 年)



出典：平成24年度都市計画基礎調査より作成

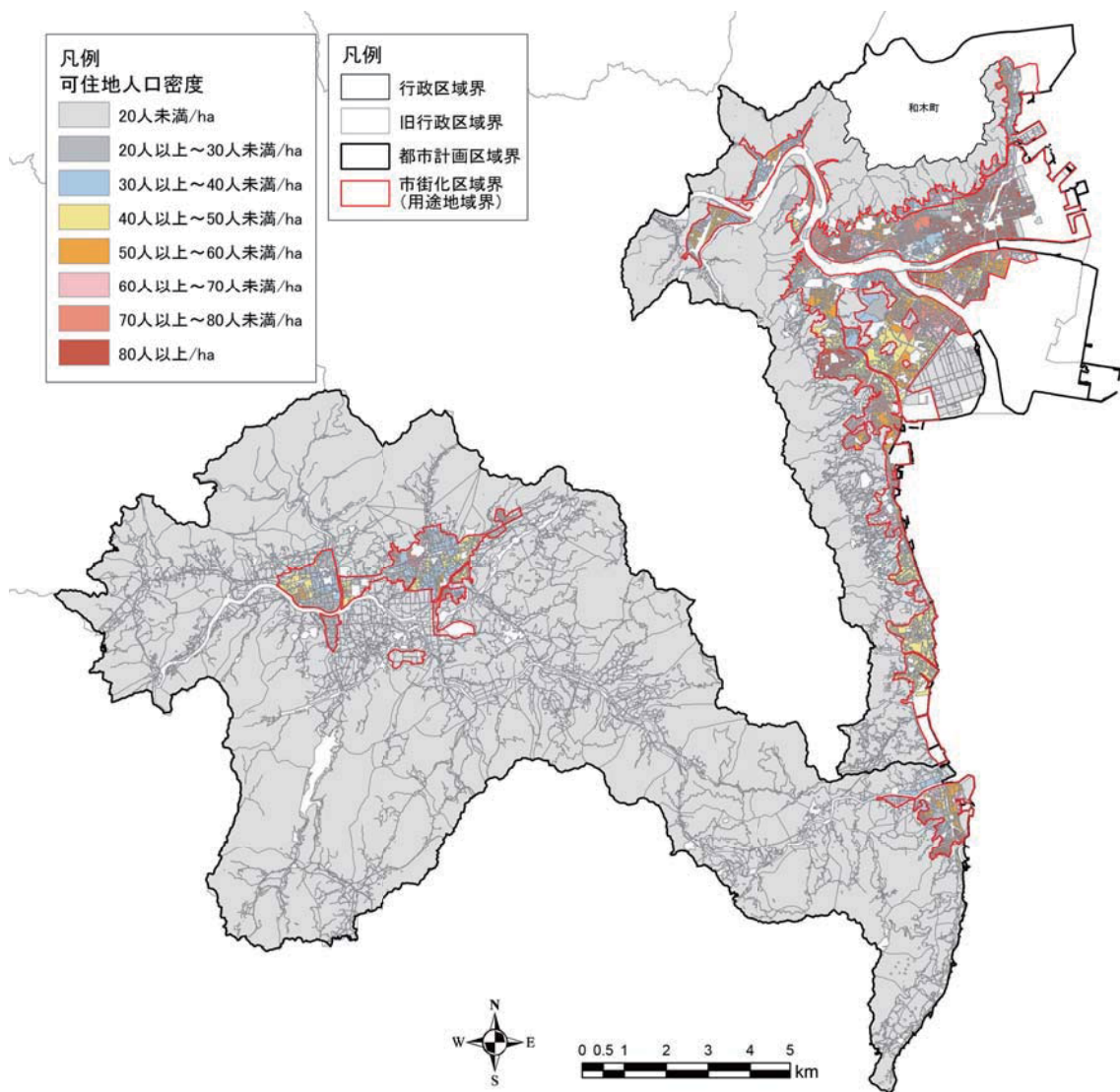
(4) 地区別人口密度

市全域で人口が減少するなか、用途地域内においては、一定の人口密度を維持しています。

岩国都市計画区域では、岩国市街地中心部や岩国・錦見地区において80人以上/haの高密度な市街地が維持されているのに対し、藤河、牛野谷、平田などの一部の地区では40人未満/haと低密な市街地となっています。

岩国南都市計画区域では、玖珂駅周辺や周防高森駅周辺等の古くからの市街地において、40人以上/haと一定の密度を維持しているものの、全体としては低密な市街地となっています。また、由宇地域においては、市街地の一部や丘陵地の住宅団地等で60人以上/haの高密度な市街地が形成されている一方で、由宇川下流左岸の用途白地地域では他の用途地域外に比べやや密度が高い地区が分布しています。

■ 地区別可住地人口密度(平成22年)



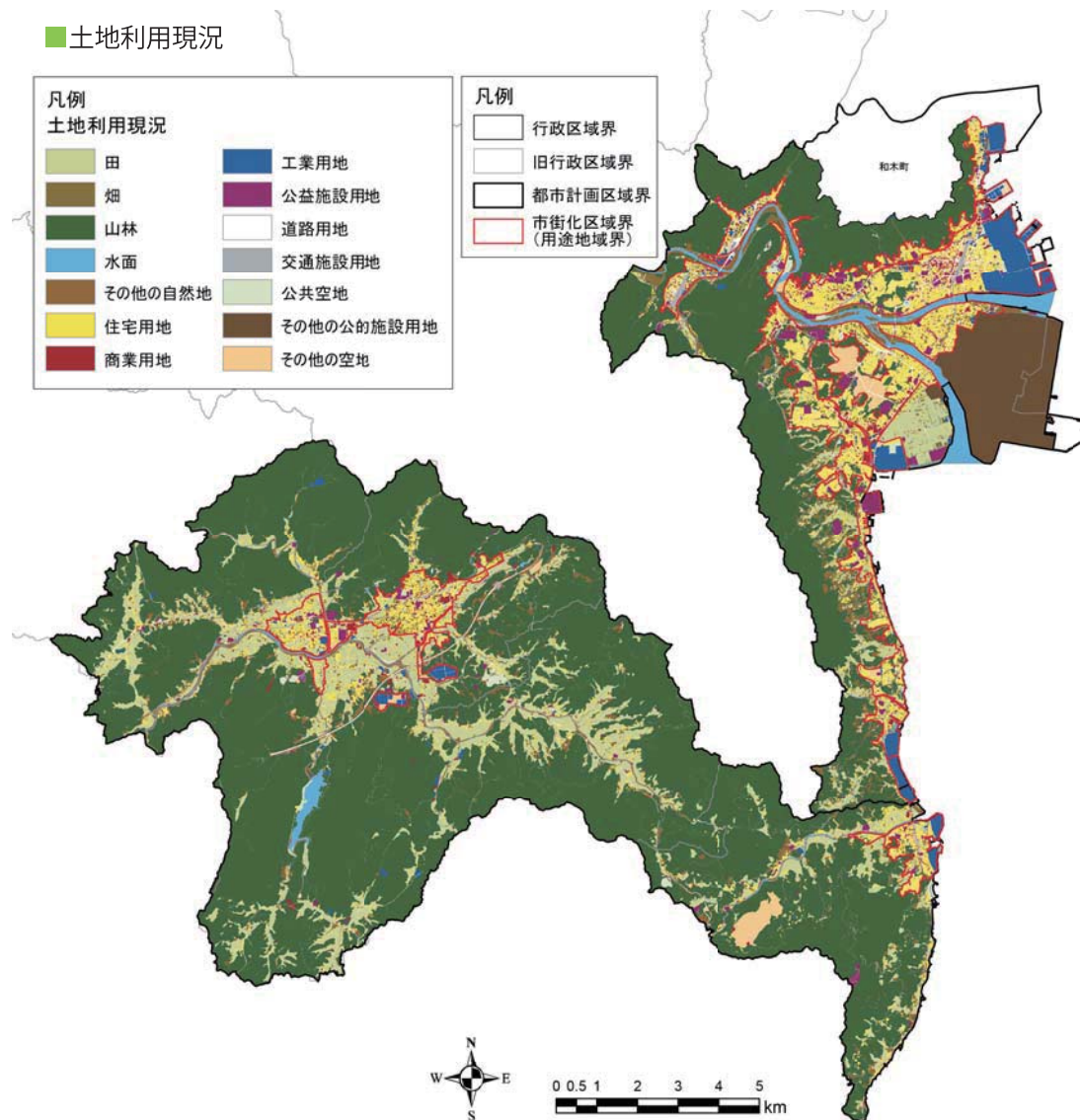
出典：平成24年度都市計画基礎調査より作成

(5) 都市計画区域内の土地利用及び新築動向、土砂災害警戒区域*等

① 土地利用

岩国都市計画区域では、瀬戸内海沿いに工業用地、岩国駅周辺の市街地中心部や南岩国駅周辺に商業用地、尾津の干拓地に農地が、それぞれまとまって分布しています。

岩国南都市計画区域のうち玖珂・周東地域では、用途地域内を中心に住宅用地が広がり、その周辺にはまとまった農地が広がっています。また、由宇地域では、瀬戸内海沿いにまとまった工業用地が分布し、その背後に住宅用地が広がるほか、由宇川に沿ってまとまった農地が見られます。



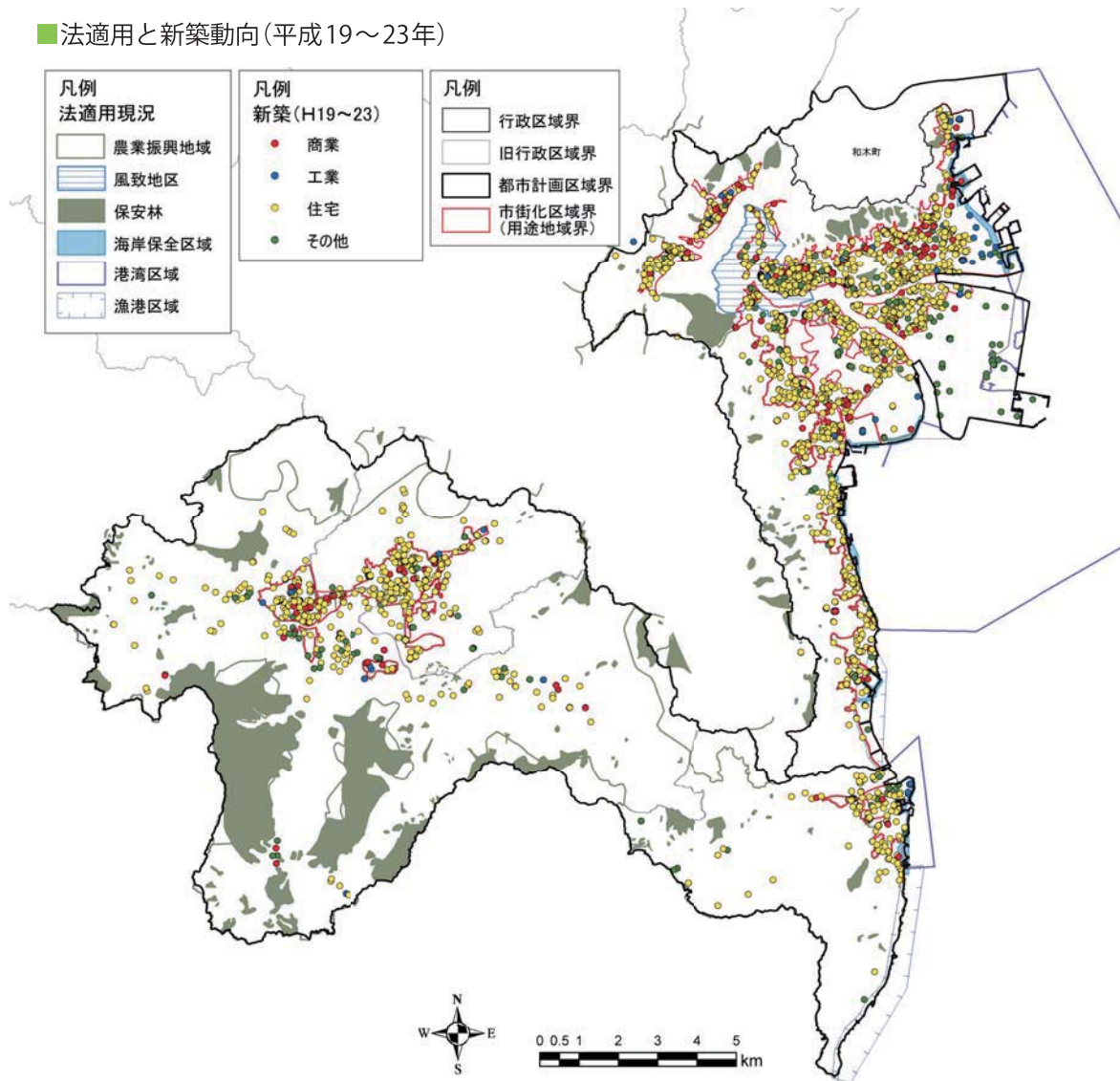
出典：平成24年度都市計画基礎調査より作成

②法適用現況と新築動向

線引き都市計画区域である岩国都市計画区域においては、平成19年～23年の5カ年で行われた新築のうち、93.2%が市街化区域内に分布し、そのうち84.7%が住宅となっています。

また、非線引き都市計画区域である岩国南都市計画区域においては、同期間で行われた新築のうち、由宇 57.7%(うち住宅78.2%)、玖珂 74.2%(同89.5%)、周東 46.2%(同72.9%)が用途地域内に分布しています。由宇・周東においては、岩国都市計画区域と比べると用途地域内分布率がかなり低く、用途白地地域での新築が多く行われている状況です。用途地域に隣接する用途白地地域において人口が増加している傾向から、農地転用*などにより市街地が拡大している状況にあると考えられます。

■法適用と新築動向(平成19～23年)



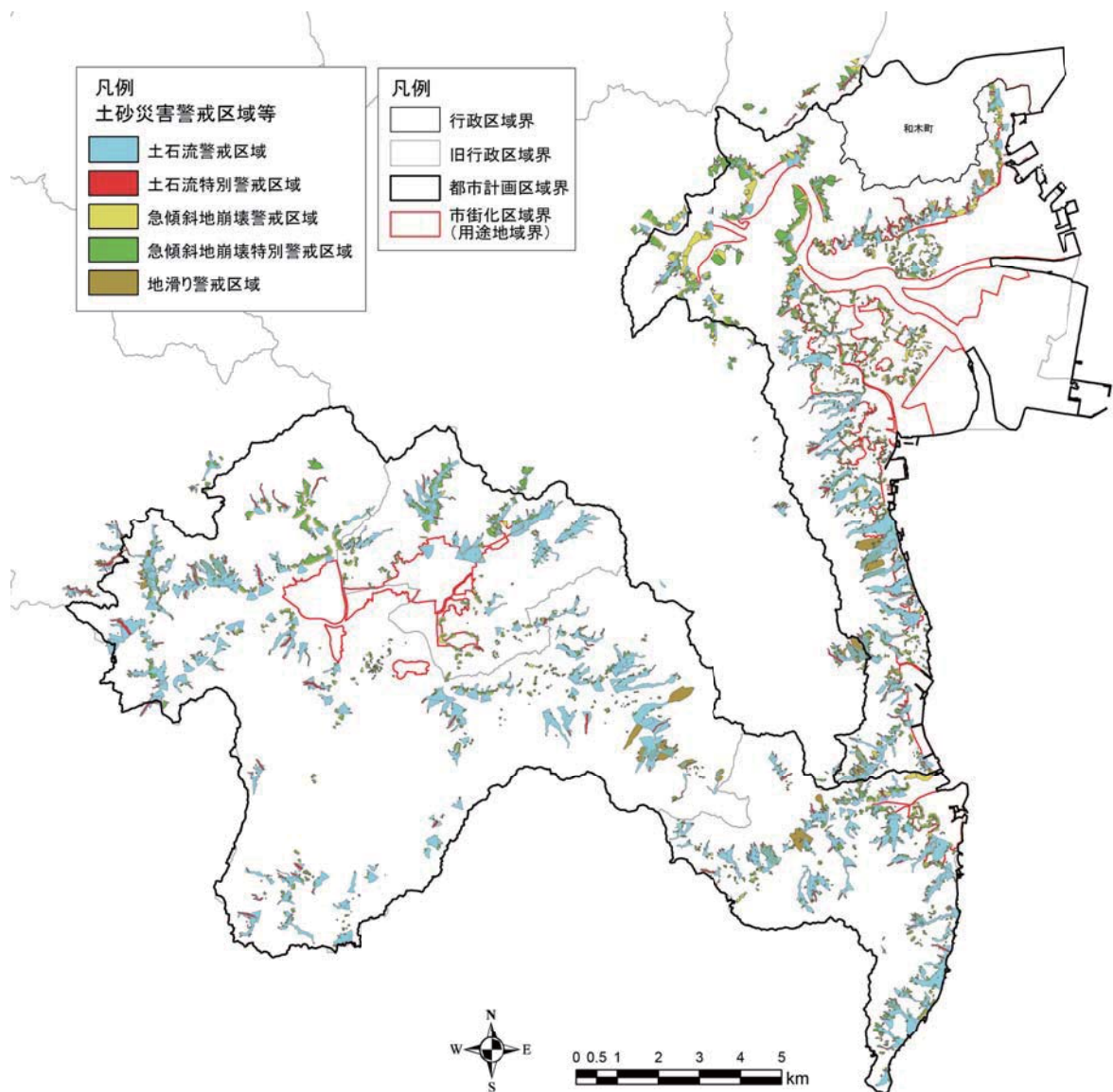
出典：平成24年度都市計画基礎調査より作成

③土砂災害警戒区域等の指定状況

本市では、平成23年に山口県による土砂災害警戒区域の指定が完了、平成28年には土砂災害特別警戒区域*の指定が完了しました。

本市においては、山地に囲まれた地形的特性により、多くの地区で土砂災害警戒区域等が指定されている状況です。

■土砂災害警戒区域等の指定状況



出典：山口県土砂災害情報より作成

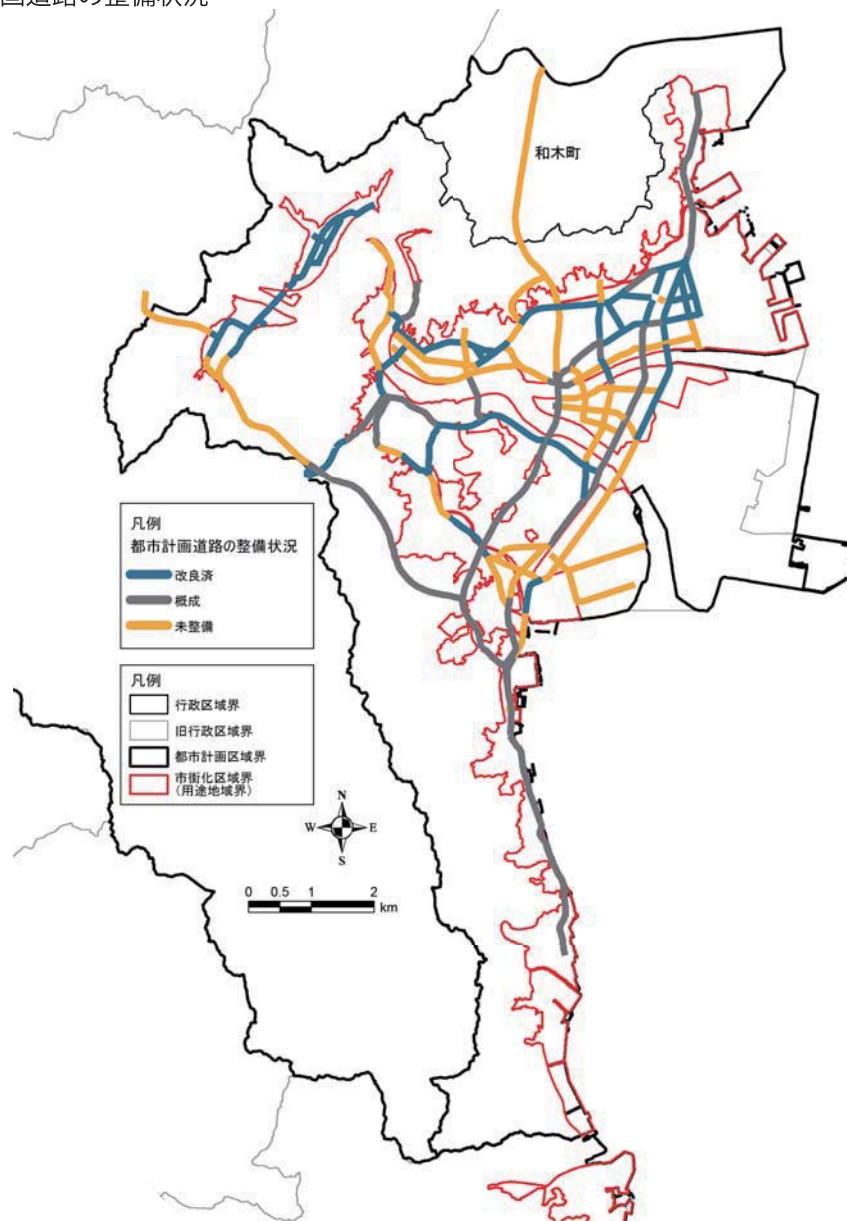
(6) 都市施設

① 都市計画道路

都市計画道路は、岩国都市計画区域の市街化区域内を中心に指定されており、幹線街路44路線と自動車専用道路1路線・特殊街路1路線の計46路線が指定されています。総延長98,705mのうち、改良済延長は37,385m、改良率は37.9%となっています。(平成28年3月現在)

なお、岩国南都市計画区域には都市計画道路が指定されていません。

■ 都市計画道路の整備状況



出典：平成28年度都市計画現況調査より作成

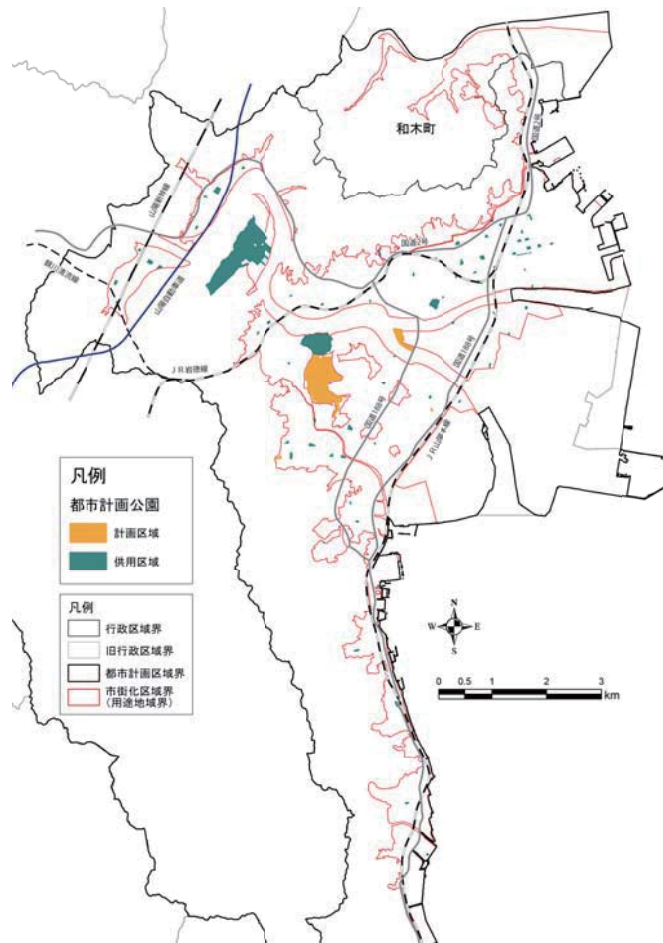
②都市計画公園

岩国都市計画区域では、72公園が指定されており、このうち65公園、約90haが供用開始されています。

岩国南都市計画区域では、13公園(墓園を含む)が指定されており、このうち12公園(墓園を含む)、約30haが供用開始されています。

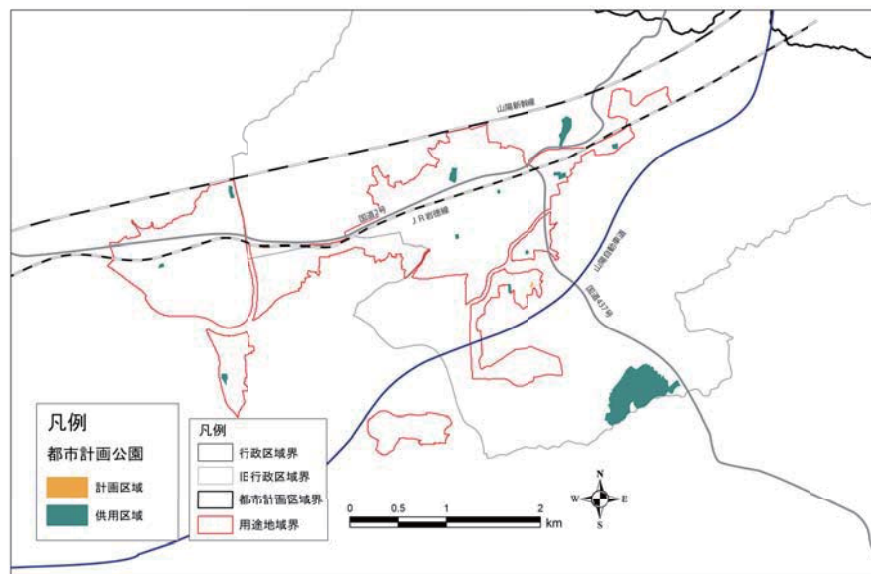
(平成28年3月現在)

■都市計画公園の整備状況(岩国)



出典：平成28年度
都市計画現況調査より作成

■都市計画公園の整備状況(岩国南)



出典：平成28年度都市計画現況調査より作成

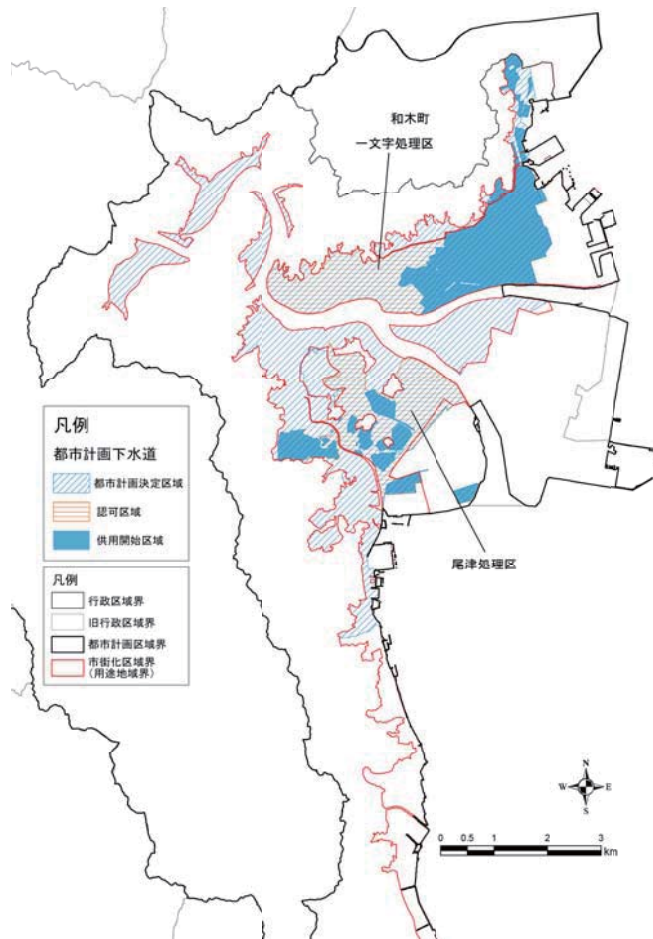
③都市計画下水道

岩国都市計画区域では、1,872haを区域とする公共下水道*が指定されており、そのうち約521ha(27.8%)が整備済となっています。

岩国南都市計画区域では、769haを区域とする流域下水道及び公共下水道が指定されており、そのうち、約616ha(80.1%)が整備済となっています。

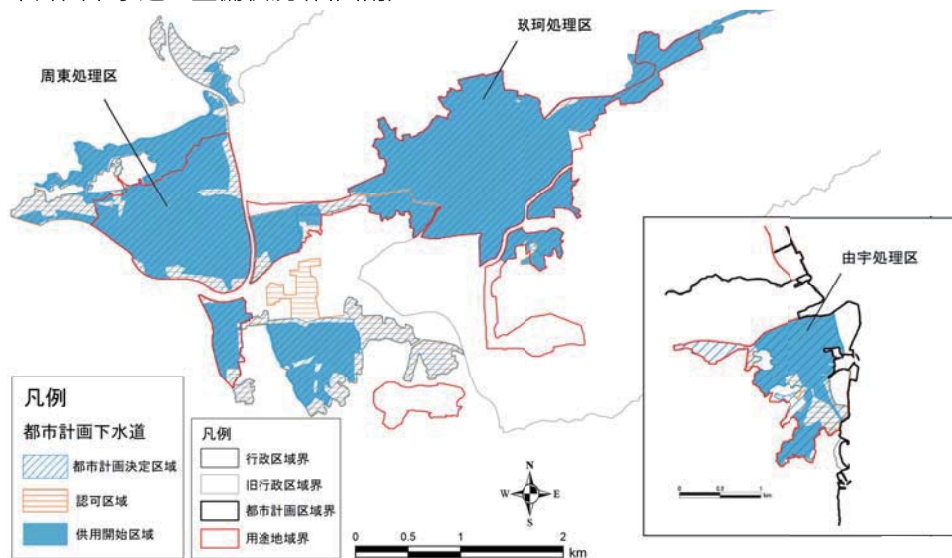
(平成28年3月現在)

■都市計画下水道の整備状況(岩国)



出典：平成24年度都市計画基礎調査、平成28年度都市計画現況調査より作成

■都市計画下水道の整備状況(岩国南)



出典：平成24年度都市計画基礎調査、平成28年度都市計画現況調査より作成

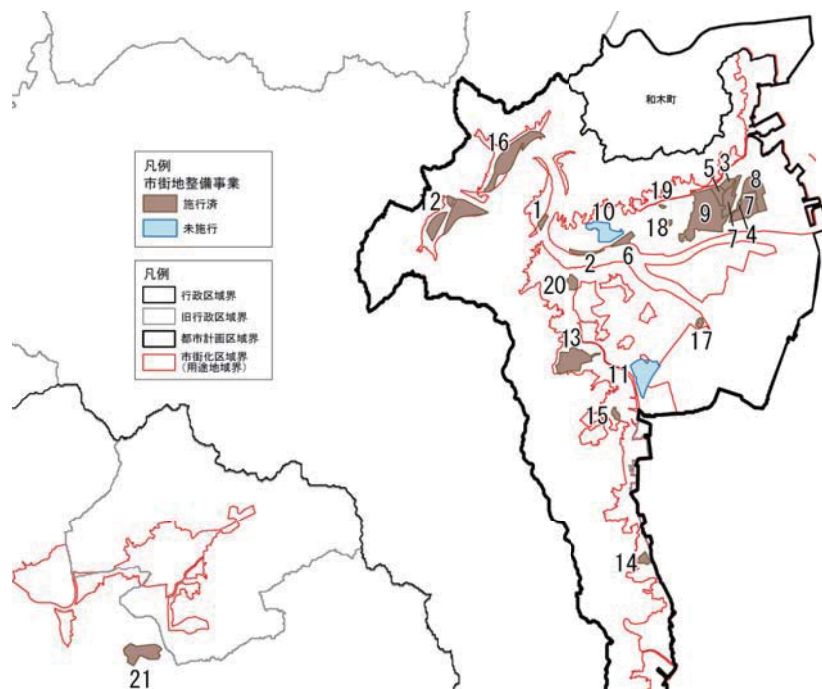
(7)市街地整備

岩国都市計画区域では、18地区の土地区画整理事業が施行済、2地区が未施行となっています。かつて未施行であった川下地区土地区画整理事業は都市計画の廃止が行われ、新たなまちづくりの取り組みが進められています。未施行地区である西岩国駅前地区と南岩国駅前地区では、事業のあり方について検討を進めています。

岩国南都市計画区域では、1地区の土地区画整理事業が施行済となっています。

■市街地整備状況

都市計画区域	図対象番号	地区名	事業主体	事業面積(ha)	施行状況	備 考
岩 国	1	旭町	組合	2.3	施行済(S12～S13)	
	2	錦見	〃	5.4	施行済(S14～S17)	
	3	麻里布第一	〃	12.2	施行済(S14～S24)	
	4	五本松	〃	0.6	施行済(S15～S25)	
	5	麻里布第二	〃	8.4	施行済(S15～S25)	
	6	千歳町	〃	6.9	施行済(S16～S25)	
	7	岩国戦災復興	山口県	46.2	施行済(S21～S26)	都決日 S21.10.28
	8	麻里布五本松	岩国市	25.3	施行済(S29～S45)	都決日 S29.06.16
	9	岩国駅前	〃	72.7	施行済(S29～S52)	都決日 S29.06.16
	10	西岩国駅前	—	23.1	未施行	都決日 S29.06.16
	11	南岩国駅前	—	29.7	未施行	都決日 S29.06.16
	12	御庄	組合	51.9	施行済(S48～S58)	都決日 S47.09.26
	13	平田梅が丘	個人(共同)	38.7	施行済(S49～S52)	
	14	青木	組合	5.4	施行済(S52～S54)	
	15	三澄ヶ丘	個人(1人)	4.5	施行済(S55～S56)	
	16	藤河	組合	46.0	施行済(S62～H14)	都決日 S62.09.01
	17	門前町	個人(共同)	2.8	施行済(H6～H7)	
	18	山手室の木	〃	0.5	施行済(H6～H8)	
	19	室の木町四丁目	個人(1人)	0.6	施行済(H9～H10)	
	20	平田一丁目	組合	8.6	施行済(H16～H20)	
岩国南	21	周東町久宗	〃	37.1	施行済(H8～H11)	



出典：岩国市資料より作成

(8)公共交通

都市計画区域内には新幹線が1駅、在来線が13駅(JRのみ)あり、乗降客数においては岩国駅が最も多く、次いで南岩国駅となっています。各駅の乗車人員数の推移を見ると、率の差はありますが、どの駅においても減少している状況です。

バス網では岩国地域において路線バスが運行し、由宇・玖珂・周東地域では生活交通バスが運行しています。運行回数は岩国地域の市街地内で多くなっています。

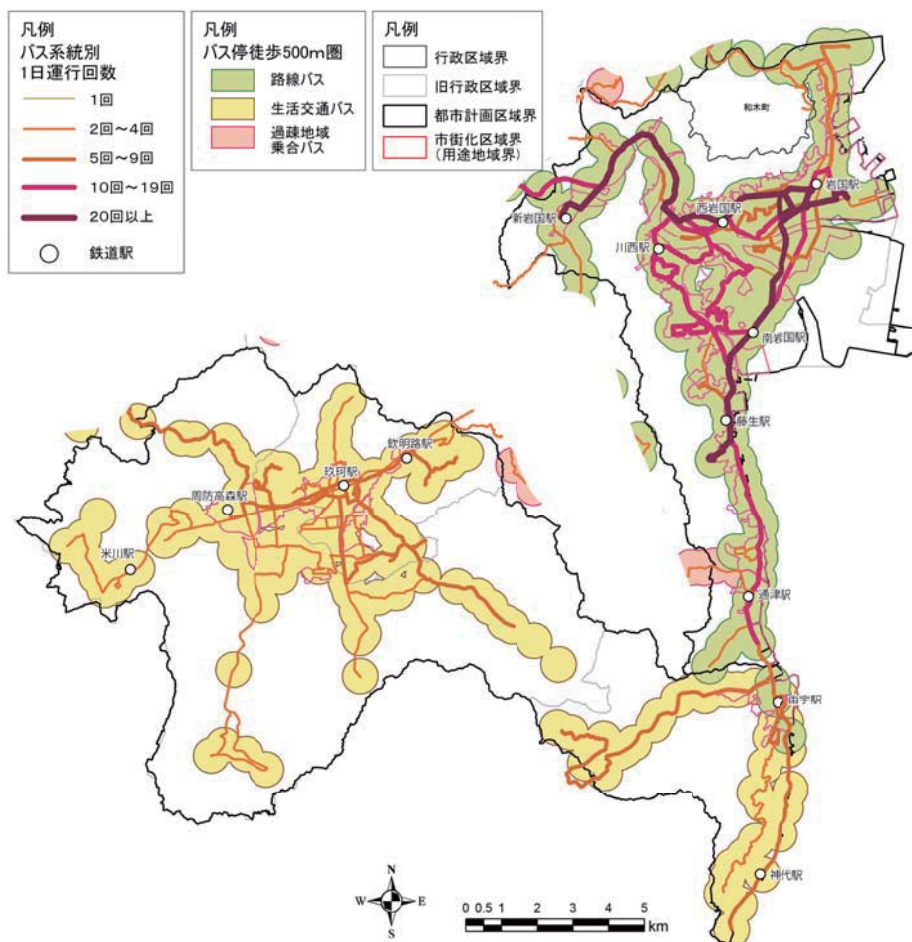
バス停から徒歩500m圏をみると、市街地のほとんどがカバーされています。

■バス運行回数とバス停徒歩圏の状況

路線	駅名	H17	H22	H27	H17-H27 増減率
山陽 本線	岩国駅	6,475	5,818	5,938	▲ 8.3
	南岩国駅	2,256	1,915	1,817	▲19.5
	藤生駅	873	734	586	▲32.9
	通津駅	675	596	595	▲11.9
	由宇駅	1,163	980	881	▲24.2
	神代駅	75	90	71	▲ 5.3
岩徳線	西岩国駅	518	363	363	▲29.9
	川西駅	666	414	540	▲18.9
	柱野駅	72	50	36	▲50.0
	欽明路駅	77	66	57	▲26.0
	玖珂駅	539	438	448	▲16.9
	周防高森駅	477	438	462	▲ 3.1
	米川駅	42	32	23	▲45.2
新幹線	新岩国駅	989	911	954	▲ 3.5

出典：山口県統計年鑑

■バス運行回数とバス停徒歩圏の状況

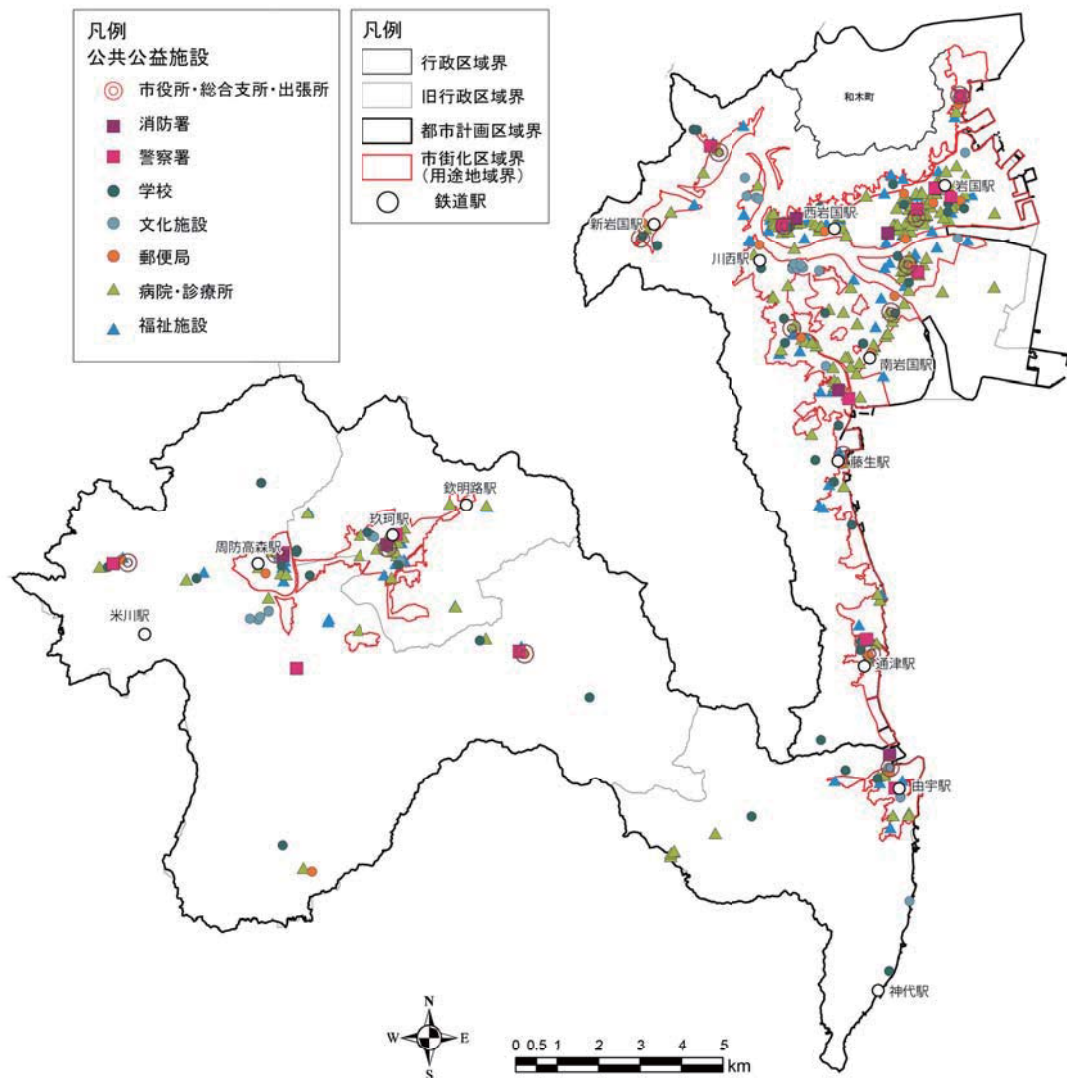


(9) 公共公益施設

岩国都市計画区域内における公共公益施設については、岩国駅周辺の市街地中心部に特に集積しているほか、岩国地区、川下地区、南岩国地区、通津駅周辺等にまとまって分布しています。

また、岩国南都市計画区域においては、由宇駅周辺、玖珂駅周辺、周防高森駅周辺の既成市街地内に集積が見られます。

公共公益施設の分布状況



出典：国土数値情報より作成

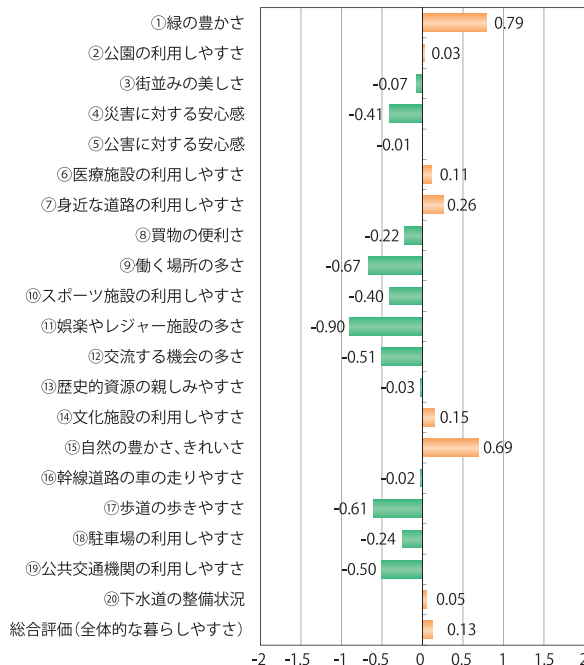
3 市民意向

(1) 市民アンケート

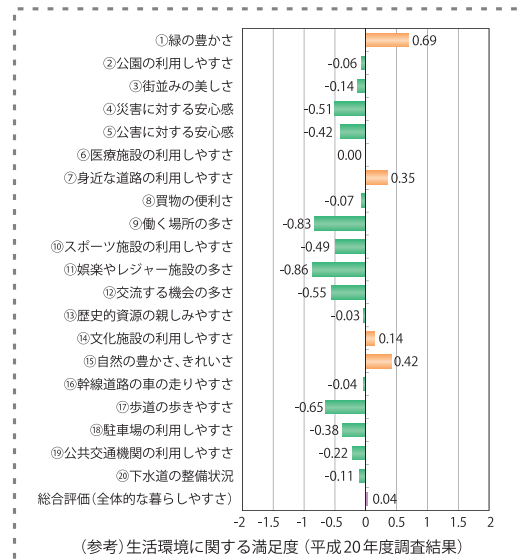
① 生活満足度

- ◆ 「①緑の豊かさ」や「⑦身近な道路の利用しやすさ」等の住みやすさ、「⑮自然の豊かさ」「⑭文化施設の利便」等の自然・文化環境の良さに対して満足度が高く、これは前回調査と同様の傾向を示しています。
- ◆ 一方で、「⑨働く場所」「⑪娯楽」「⑫交流機会」等のにぎわいや、「⑰歩道の歩きやすさ」「⑲公共交通の利便」等の自家用車利用以外での交通環境については、不満度が高い結果となっており、これも前回と同様の傾向です。
- ◆ 前回調査と比べると、「②身近に遊べる公園」「⑥医療施設の利用」「⑳下水道の整備」が不満から満足へと改善される一方、「⑧買物の利便」「⑲公共交通の利用」は不満度が上昇しています。
- ◆ 項目別に見ると不満が多い結果となっていますが、前回調査よりも評価が改善している項目が多くあります。
- ◆ また、総合評価(全体的な暮らしやすさ)においては満足度が高く、前回よりも0.09点上昇しています。

■ 生活環境に関する満足度



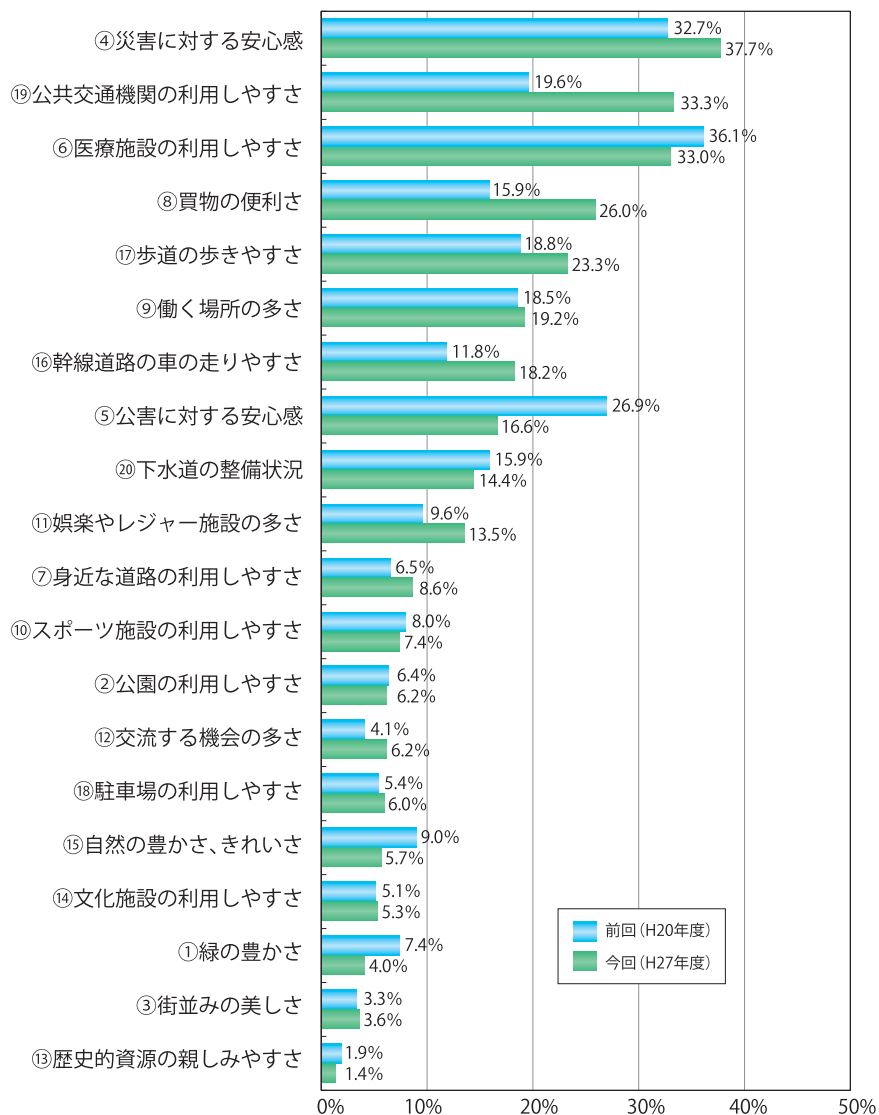
※ 満足度は、回答を点数化(満足=+2、やや満足=+1、やや不満=-1、不満=-2、わからない=0)し、各項目の回答者数による加重平均値を算定したもの。



②今後のまちづくりに特に大事なこと(3つまで回答)

- ◆ 今後のまちづくりで大事なものとしては、「④災害に対する安心感」が最も高く、これは前回調査と同様の傾向となっています。
- ◆ 次いで「⑯公共交通機関の利便」が高く、前回よりも10ポイント以上も上がっており、同様の傾向にあるものとして「買物の利便」や「歩道の歩きやすさ」等、日常生活の利便に対する取り組みへの意向が高くなっています。
- ◆ 「⑥医療施設の利便」への意向が3番目に高く、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。
- ◆ 上位を占めるものは、満足度において不満度が高かったものがほとんどであり、身近な生活環境の改善に向けた取り組みが求められています。

■ 今後のまちづくりに対して特に大事なこと

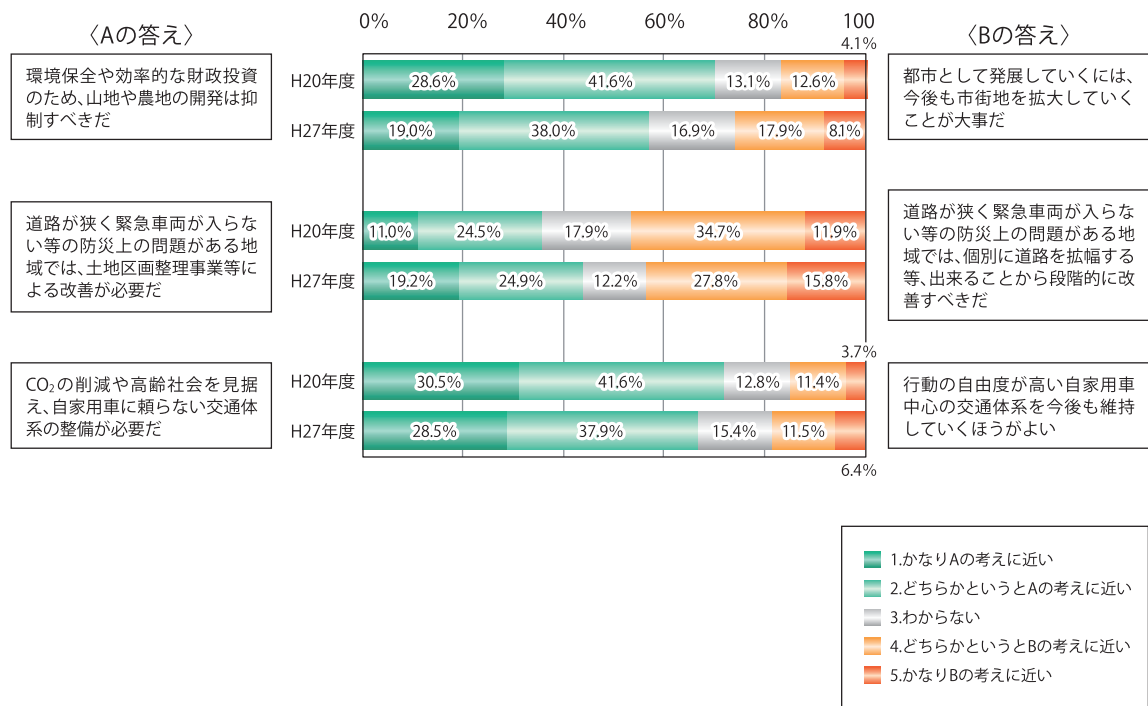


前回の回答者数 (n) = 1,753
今回の回答者数 (n) = 1,310

③岩国市の都市づくりのあり方

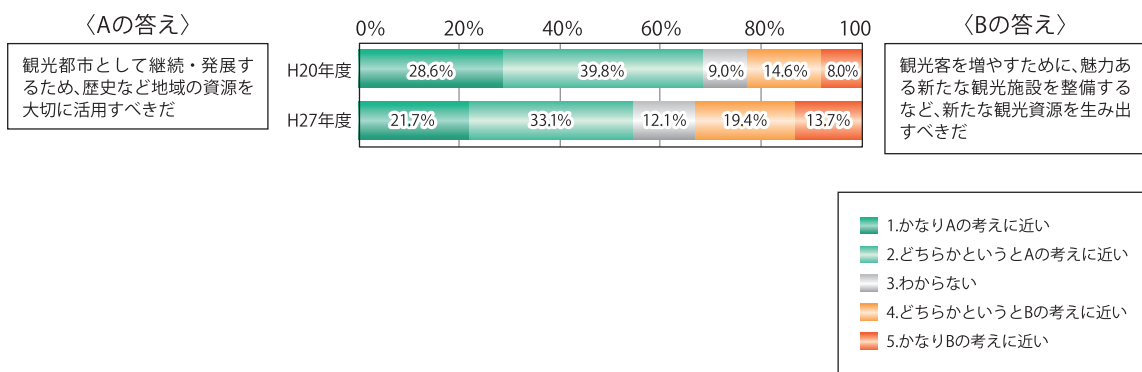
【市街地開発と交通体系の整備について】

- ◆ 市街地開発に関する意識では、「山地や農地の開発を抑制すべき」が半数以上を占めているものの、前回調査に比べ、10ポイント以上減少しており、市街地拡大への意向がやや上昇しています。
- ◆ 道路が狭い等の防災上の問題がある地域に対する環境改善の方法として、「土地区画整理事業等」の面整備手法と個別路線での改善とが半々であり、前回調査に比べ、面整備手法への意向が10ポイント弱上昇しています。
- ◆ 交通体系に関する意識では、「自家用車に頼らない交通体系の整備が必要」が7割弱で、前回調査に比べ6ポイント減少するものの、多数を占めています。
- ◆ 市街地開発と交通体系の整備としては、前回調査よりも市街地拡大に向けた開発志向が少し上がりつつある一方で、自家用車依存からの脱却への意向があることから、「市街地のあり方と交通ネットワーク」に関する都市づくりの方向性を示していく必要があります。



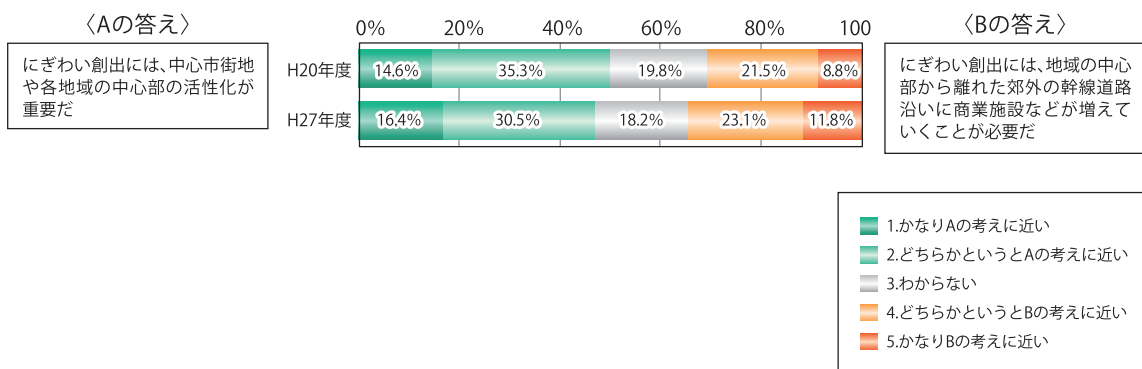
【岩国らしい景観の保全・形成について】

- ◆ 観光都市と地域資源からみた景観の保全・形成に関する意識では、「歴史など地域の資源を大切に活用」が半数以上を占めるものの、一方で「魅力ある新たな観光施設の整備等」への意向が前回調査よりも10ポイント以上上昇しています。
- ◆ 岩国らしい景観の保全・形成と観光都市づくりでは、今ある資源を大切にしつつも、新たな観光資源を創出することによる活力づくりへの意識の高まりがみられ、景観形成には、保全のみではなく新たな魅力ある景観を創出するという方向性も求められています。



【商業振興やにぎわいの創出について】

- ◆ にぎわい創出に関する意識では、「中心市街地や各地域の中心部の活性化」の意識の方がやや高いものの、「郊外の幹線道路沿いの商業施設の増加」への意識も高く、前回調査よりも5ポイント近く上昇しています。
- ◆ 人口減少が続く中、今後の都市づくりにおいては、商業施設の郊外進出が中心部の活性化に影響を与えないよう、また、郊外部の無秩序な開発に繋がらないよう、商業振興とにぎわいの創出に向けた方針を示していく必要があります。



(2)都市づくり市民懇談会

都市づくり市民懇談会(当初策定時)における主な意見として、以下のものが示されました。

- ◆ 幹線道路網の整備とネットワークづくり
- ◆ 歴史的資源や自然の保全と活用
- ◆ 商業の活性化による利便性の向上や人の流出抑止
- ◆ 公共交通や自転車が利用しやすい環境づくり
- ◆ 災害に強いまちづくり
- ◆ 錦川流域の連携

(3)地域づくり市民懇談会

地域づくり市民懇談会(当初策定時)における主な意見として、以下のものが示されました。

①岩国ブロック

- ◆ 人が集まりにぎわう中心市街地づくり
- ◆ 駅や空港を活かしたまちづくり
- ◆ 錦帯橋や城下町を活かしたまちづくり
- ◆ ハス田や干潟の保全
- ◆ 南岩国駅周辺の商業集積と住環境づくり

②由宇・通津ブロック

- ◆ 瀬戸内海の魅力を活かしたまちづくり
- ◆ 昔の里山や清流をよみがえらせるまちづくり
- ◆ 交流や流通を支える道路整備
- ◆ 3世代が安全・安心に暮らせるまちづくり

③玖珂・周東ブロック

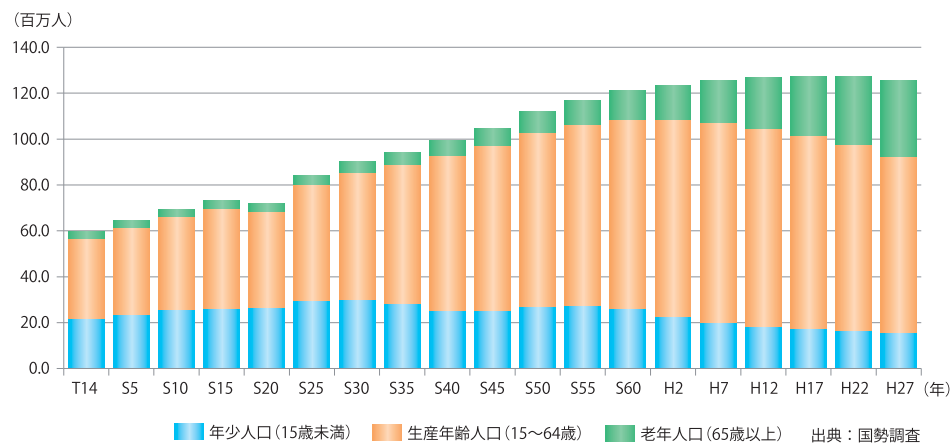
- ◆ 自然に囲まれてゆったりと暮らせる田園都市づくり
- ◆ 歴史や文化の活用
- ◆ 地産地消、自給自足のまちづくり
- ◆ 3世代に優しく、子供が健やかに育つ環境づくり

4 社会・経済の潮流

①人口減少・超高齢社会の到来

- ◆ 増加の一途をたどってきた日本の総人口は、平成27年国勢調査において減少に転じ、少子化も続いていることから、今後も全国的に人口減少が続くことが見込まれています。
- ◆ 減り続ける年少人口・生産年齢人口に対し、老年人口は一貫して増加しており、人口減少・超高齢社会を見据えた都市整備のあり方が求められます。

■ 全国の年齢階層別人口の推移



②環境負荷の軽減に向けた意識の高まり

- ◆ 地球規模の環境変化によって、局所的な豪雨等の異常気象が発生しており、国民の環境問題に対する関心も高まっていることから、緑地等の自然環境の保全と併せ、地球温暖化防止に向けた積極的な取り組みが求められます。
- ◆ 地球環境問題への取り組みの中で、二酸化炭素 (CO₂) 排出量の削減は大きな課題であることから、自動車からのCO₂排出量を削減するため、現在の自動車依存の高い交通環境を見直し、低炭素型社会への転換に向けた都市づくりが必要とされます。

③自然災害に対する都市計画の役割

- ◆ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災や今後起こりうる南海トラフ地震等の大規模地震、全国各地で起きている豪雨等による自然災害を踏まえて、これまで以上に都市防災における都市計画の果たす役割が求められています。

④経済のグローバル化*と都市間競争

- ◆ 産業構造の転換、情報化社会の進展等を背景とした経済のグローバル化により、企業の立地や優秀な人材の活躍の場等が、国内外を問わず選択される都市間競争の時代となっており、それぞれの都市が有する特性や資源、魅力を活かした都市づくりが必要です。

⑤財政縮小と地方分権社会への対応

- ◆ 人口減少や高齢化の進行は、労働力の減少による都市の生産活動を低下させ、新しい投資余力の低下に大きな影響を与える一方、既存の社会資本の維持コストは確実に増加し、財政的制約はますます厳しくなるものと考えられます。
- ◆ 地方分権社会を迎え、市町村が主体的に政策を決定することが可能となりつつありますが、自己責任による自律的な都市経営を行うことが求められます。

5 都市政策上の視点

①市街地の再編及び中心市街地の機能回復による集約型都市構造*の構築

- ◆ 人口減少・超高齢社会への対応や環境負荷を軽減する効率的な市街地への再編・整備
- ◆ 都市の中核を担う中心市街地の都市機能の集約によるにぎわいの回復

②安全・安心な都市の形成

- ◆ 防災対策や防災まちづくりへの積極的な取り組み
- ◆ 超高齢社会を見据えたユニバーサルデザイン*の推進

③拠点間の連携強化と拠点の魅力の向上

- ◆ 効率的な都市構造を構築するための拠点間を結ぶ交通ネットワークの強化
- ◆ 地域特性に応じた拠点の魅力づくりと機能集積

④地域資源を活かした魅力あるまちの創出

- ◆ 歴史や文化等の地域資源を活かした特色ある都市づくりの推進
- ◆ 良好なまちなみ景観の保全や形成による魅力あるまちの創出
- ◆ 豊かな自然と生業がつくりだす美しい自然・田園景観の保全

⑤地域住民のまちづくり参加と公民協働の取り組みの推進

- ◆ 地域の魅力づくりや効率的な市街地の再編・整備を進めるためのまちづくりへの市民参画
- ◆ 防災・防犯等に対応したまちづくりや都市施設等の管理運営等への市民参加



6 岩国市の特性と都市づくりの課題

(1) 一体の都市づくりに向けた課題

都市の特性と問題点

- ▶ 広大な市域を有する本市においては、市街地部と農山村部とが連携し、**それぞれの特性を活かす仕組みづくりが求められています。**
- ▶ 地理的特性、土地利用制度上の違いから、2つの都市計画区域が存在しており、**両区域における施策・事業の連携・調整による都市機能の向上を図る必要があります。**

都市づくりの課題

1 市全域の将来像の実現に向けた一体の都市づくり

岩国市として一つの将来像を掲げ、同じ目標に向かって一体の都市づくりを進めていく必要があります。

都市の特性と問題点

- ▶ 岩国地区や岩国市街地中心部、また、由宇・玖珂・周東の旧街道沿い等において、都市の成り立ちとともに、**一定の都市機能を有する市街地が形成されています。**
- ▶ 自家用車を中心とした生活様式等を背景に商業施設等の都市機能の分散化が見られ、**既成市街地での生活利便の低下、拠点性の低下が危惧されています。**

都市づくりの課題

2 都市拠点及び地域拠点の形成・充実

岩国市街地中心部の都市拠点及び各地域の地域拠点の形成と充実を図るとともに、各拠点の機能分担を図ることが必要です。

都市の特性と問題点

- ▶ 地形上の制約等により、**各地域の拠点間を結ぶ道路・交通ネットワークが限られています。**
- ▶ 歴史的・文化的なつながり等を背景とする**本市の特性を都市づくりに活かし、都市の活力につなげる必要があります。**

都市づくりの課題

3 拠点間ネットワーク形成と地域循環型都市づくり

効率的な都市構造を構築するため、拠点間ネットワークの形成を進めるとともに、農山村部と市街地部が密接に連携した地域循環型都市*づくりを進める必要があります。

(2) まとまりある市街地形成と適正な基盤整備に向けた課題

都市の特性と問題点

- ▶ 本市においても、少子高齢化が急速に進んでいるため、生産年齢人口が減少することによる地域の活力低下が懸念されます。
- ▶ 今後、都市施設・公共施設等の維持管理や改修等が必要となることを踏まえ、効率的な行財政運営と投資による、持続可能な社会資本の整備が求められます。

都市づくりの課題

4 集約型都市構造への転換

人口減少・超高齢社会に対応するため、既成市街地内への都市機能の集約による効率的な市街地形成と市街地内における土地利用の再編を進める必要があります。

都市の特性と問題点

- ▶ 都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路や都市計画公園、土地区画整理事業等があります。
- ▶ 市民生活に最も身近な都市施設である道路や公園、下水道等の整備が遅れている地区が見られ、安心・安全かつ快適な市街地環境の整備が求められます。

都市づくりの課題

5 適正かつ効率的な都市基盤整備

市民生活に身近な道路や公園、下水道等都市施設の着実な事業推進を図るとともに、長期未着手の都市計画施設や土地区画整理事業について、今後の整備のあり方の検討を行う必要があります。

(3) 地域資源や立地特性を活かした都市づくりの課題

都市の特性と問題点

- ▶ 錦川や寂地峡等の豊かな自然、錦帯橋等の貴重な歴史遺産、祖生の柱松等の伝統文化等、自然や歴史・文化資源が数多く分布しています。
- ▶ 岩国錦帯橋空港の開港により、広域的な交流機会がこれまで以上に増加していることから、市民のみならず来訪者にとっても魅力ある都市と感じられるよう、本市の資源が有する魅力を広く紹介するとともに、有効に活用する取り組みが求められています。

都市づくりの課題

6 豊かな自然環境と地域資源を活用した魅力の向上

豊かな自然環境と数多くの地域資源を有する本市においては、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、都市の個性と魅力を高める必要があります。

都市の特性と問題点

- ▶ 山陽新幹線新岩国駅や山陽自動車道岩国インターチェンジ、玖珂インターチェンジ、岩国錦帯橋空港等の**広域交通結節点***が市街地近郊に存在します。
- ▶ 周辺都市を結ぶ国道2号や国道188号等の**主要道路における慢性的な交通渋滞は、市民の生活や産業活動の妨げ**になっています。
- ▶ 山口県の最も東に位置する本市は、市民の日常生活や産業、文化において、**広島都市圏や島根県と密接なつながりを持っています。**

都市づくりの課題

7 交通特性や立地特性を活かした都市づくり

本市の恵まれた交通特性及び立地特性を産業活動や文化交流に活かし、都市の活性化や新たなまちの魅力づくりにつなげる必要があります。

(4)市民が安心して暮らすための都市づくりの課題

都市の特性と問題点

- ▶ 地震や豪雨等による自然災害に対して、土砂崩れや浸水被害などの**被害が発生したことがある地区及び発生が想定される地区**が市内に多く見られます。
- ▶ 道路が狭いのに対し、家々が隣接するなど、**火災に対して延焼の危険性のある地区や、円滑な消防活動が困難な地区**も見られます。
- ▶ 災害時や緊急時における市民の円滑な避難及び早急な救援活動を可能にするための**避難場所や避難路の整備、並びに公民協働による防災体制の構築が求められています。**

都市づくりの課題

8 災害に強い安心して暮らせる都市づくり

山間地の保水性の維持や市街地の防災機能の向上と公民協働による救援体制の構築等、市民が安心して生活できる居住環境を整える必要があります。



第2章

都市づくりの目標

1. 岩国市の将来像
2. 都市づくりの基本理念
3. 目標人口
4. 都市づくりの目標
5. 将来都市構造

第2章

都市づくりの目標

1 岩国市の将来像

本市の都市づくりの将来像を以下のとおり掲げます。

第2次岩国市総合計画の将来像

豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国
～人・まちをつなぐ明日への架け橋～

岩国市都市計画マスタープランの将来像

豊かな自然と共生する 活力あふれる都市^{まち} いわくに
—交流・協働・共創のまちづくり—

2 都市づくりの基本理念

岩国市都市計画マスタープランの将来像を実現するため、以下の3つの基本理念を踏まえた都市づくりを推進します。

交流・連携

人が集い、働き、行き交う
にぎわいのあるまちづくり

都市機能や多様な産業が集積し、人々が集い、働き、行き交うにぎわいのある都市・地域の拠点を形成するとともに、総合的な交通網や情報通信網の整備による地域間連携の強化を図ります。

暮らし・環境

都市と自然が共生し市民が
安心して暮らせるまちづくり

岩国市の特色である山・川・海の豊かな自然を守り育て、都市と自然が共生するまちづくりを進めるとともに、子供から高齢者までの誰もが安全かつ安心して生活できるまちづくりを進めます。

個性・協働

市民と行政が共に創る
個性と魅力あるまちづくり

まちづくりへの市民参加の仕組みを構築し、地域の特性を熟知している住民と行政が協力し合い、地域の個性と魅力を最大限に活かすことができる公民協働のまちづくりを進めます。

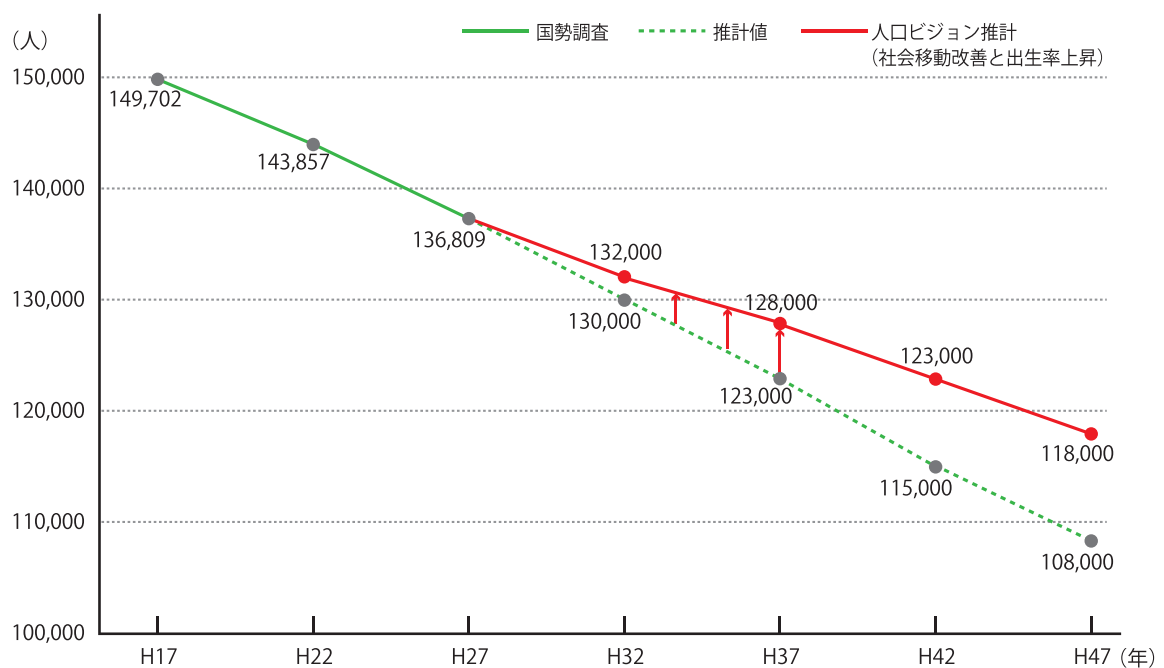
3 目標人口

平成26年12月に策定した「第2次岩国市総合計画」では、減少傾向にある出生者数に対し増加傾向にある死亡者数、転入数を上回る転出数といった人口の自然減・社会減に加え、現状における若年人口の少なさから、一層の人口減少を想定しています。これを受け、子育て支援の充実や産業振興による雇用の確保、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進し、住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなる施策の総合的な展開により、人口推計値を上回るよう努力することとしています。

その上で、平成27年10月に策定した「岩国市人口ビジョン」においては、若者の定住に関する希望と市民希望出生率が実現した場合の平成37年の人口を128,000人と推計するとともに、将来的な推計値を上回る人口を維持するよう、目標が掲げられています。

「都市計画マスタープラン」においては、これらの考え方にに基づき、平成37年の目標人口として、128,000人を上回ることとします。

■将来目標人口



4 都市づくりの目標

本市の将来像と都市づくりの基本理念を踏まえ、都市づくりの課題に対応するため、次のとおり都市づくりの目標を設定します。

1 都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり

● 中心市街地の活性化と都市機能の集約による都市拠点の形成

岩国駅を中心とする市街地中心部の既成市街地については、商業・業務機能や公共公益施設、共同住宅等が集積する都市拠点を形成します。

● 各地域の日常生活の中心となる地域拠点の形成

各地域の中心部を担う既成市街地については、地域の日常生活を支える機能が集約した地域拠点を形成します。

● 市街地内の居住促進と市街地拡散の抑制による効率的な市街地の形成

既存の市街地内に残る未利用地や農地等の土地活用を進めるとともに、市街地周辺への市街地拡散を抑制し、効率的な市街地を形成します。

2 拠点ネットワーク*の形成と地域循環型都市づくり

● 各拠点の連携による拠点機能の分担

各拠点の相互連携を前提とした効果的な機能分担を目指し、地域特性に応じた機能配置を図ります。

● 地域・拠点間の交通ネットワークの強化

市内の地域・拠点間の幹線道路網整備や公共交通の連携を強化するため、都市内交通ネットワークの構築を図ります。

● 農山村部と市街地部との密接な連携による地域循環型社会*の形成

農山村部と市街地部とを密接に連携させることによって、市内各地域間の機能分担と相互補完を図ります。

3 多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり

● 歴史や文化等の各地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

歴史や文化、自然等の豊富な地域資源を活かし、地域固有の産業や個性を活かした魅力ある都市づくりを図ります。

● 立地特性を活かした新たな魅力の創出

広島都市圏に隣接し、また広域交通に恵まれている立地特性を活かし、他都市との文化交流や産業面における連携強化、観光等による新たなまちの魅力づくりにつなげます。

● 岩国らしい魅力ある都市景観の形成

岩国固有の歴史、文化、自然を未来に継承するとともに、市民がまちに愛着と誇りを持ち、訪れる人々の印象に残る魅力ある都市景観を形成します。

4 安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり

● 既成市街地内の市街地環境の改善

既成市街地内の市街地環境を改善し、安心して暮らし続けることができる良好な居住環境の創出を図ります。

● 自然災害の発生抑止と被害の拡大防止

河川のはん^{らん}濫や急傾斜地等における災害の発生抑止と被害の拡大防止によって、安心して生活できる市街地環境を形成します。

● 災害時に対応した施設の整備等による防災対策の強化

災害時に対応した避難場所や避難路等を整備するとともに、市民への防災意識の啓発や公民協働による救援体制の構築等、防災対策の取り組みを強化します。

5 自然環境と調和したみどり豊かで持続可能な都市づくり

● 豊かな自然環境と多様な生態系の保全

無秩序な開発を抑制し、海や川、山等の豊かな自然環境や多様な動植物の生態系の保全を図ります。

● 都市と自然が調和した環境負荷の少ないみどりを育む都市環境の形成

低炭素社会*の実現等に向けて環境負荷の少ない都市を形成するため、市街地の拡大抑制、市街地内の積極的な緑化や市街地周辺の自然環境の保全、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実、徒歩や自転車で移動しやすい交通環境の整備を図ります。

● 持続可能な循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制や再使用、再資源化(3R)*、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー*の積極的な活用等、地球環境保全に寄与するため、循環型社会の構築に向けた活動拠点や施設の整備等を図ります。

6 市民とともにかたちづくる協働の都市づくり

● 市民と行政とが一体となってまちづくりを進められる体制の構築

これからの都市づくりは、企画から運営に至るまで、地域住民の参加を積極的に推進するため、市民と行政とが一体となったまちづくり体制の構築に取り組みます。

● まちづくり活動の担い手の育成

まちづくり活動を進めるにあたっては、まちづくりリーダーの存在が重要であることから、まちづくりの担い手を積極的に育成します。

《都市づくりの基本方針の体系図》

《社会・経済の潮流》

人口減少・超高齢
社会の到来

環境負荷の軽減に
向けた意識の高まり

自然災害に対する
都市計画の役割

経済のグローバル化
と都市間競争

財政縮小と地方分権
社会への対応

《都市政策上の視点》

市街地の再編及び中心
市街地の機能回復による
集約型都市構造の構築

安全・安心な
都市の形成

拠点間の連携強化と
拠点の魅力の向上

地域資源を活かした
魅力あるまちの創出

地域住民のまち
づくり参加と公民協働
の取り組みの推進

《都市づくりの課題》

都市づくりの特性と問題点

- 市街地部と農山村部が連携し、互いの特性を向上させる仕組みが求められる
- 地理的特性、土地利用制度の違いから市内に2つの都市計画区域が存在
- 都市の成り立ちとともに、一定の都市機能を有する市街地が形成されている
- 都市機能の分散化が見られ、既成市街地で生活利便の低下、拠点性の低下が危惧
- 各地域間を結ぶ道路・交通ネットワークが地形上の制約等で限定的
- 歴史的・文化的なつながり等を背景とする特性を活かした都市活力づくり
- 少子高齢化と生産年齢人口の減少による地域の活力低下の懸念
- 効率的な行財政運営と投資による持続可能な社会資本の整備が必要
- 長期未着手となっている都市計画道路や都市計画事業等への対応
- 市民生活に最も身近な道路や公園、下水道等の都市施設の整備の遅れ
- 自然や歴史・文化資源が数多く分布している
- 岩国錦帯橋空港の開発による広域的な交流増加を背景に、本市の資源の有効活用
- 広域交通結節点が市街地近郊に存在
- 主要道路の慢性的な交通渋滞が市民の生活や産業活動の妨げとなっている
- 山口県最東部に位置しており、広島都市圏や島根県と密接なつながりを持っている
- 豪雨や地震等による浸水や土砂災害の発生地区又は発生が想定される地区がある
- 道路が狭い等、火災に対して延焼の危険性のある地区や消防活動が困難な地区がある
- 避難場所や避難路の整備や公民協働による救援体制の構築が求められている

①市全域の将来像の実現に向けた一体の都市づくり
岩国市として一つの将来像を掲げ、同じ目標に向かって一体の都市づくりを進めていく必要があります。

②都市拠点及び地域拠点の形成・充実
岩国市市街地中心部の都市拠点及び各地域の地域拠点の形成と充実に図るとともに、各拠点の機能分担を図ることが必要です。

③拠点間ネットワーク形成と地域循環型都市づくり
効率的な都市構造を構築するため、拠点間ネットワークの形成を図るとともに、農山村部と市街地部が密接に連携した地域循環型都市づくりを進める必要があります。

④集約型都市構造への転換

人口減少・超高齢社会に対応するため、既成市街地内への都市機能の集約による効率的な市街地形成と市街地内における土地利用の再編を進める必要があります。

⑤適正かつ効率的な都市基盤整備

身近な道路や公園、下水道等都市施設の着実な事業推進を図るとともに、長期未着手の都市計画施設や土地区画整理事業について、今後の整備のあり方の検討を行う必要があります。

⑥豊かな自然環境と地域資源を活用した魅力の向上
豊かな自然環境と数多くの地域資源を有する本市においては、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、都市の個性と魅力を高める必要があります。

⑦交通特性や立地特性を活かした都市づくり

本市の恵まれた交通特性及び立地特性を産業活動や文化交流に活かし、都市の活性化や新たなまちの魅力づくりにつなげる必要があります。

⑧災害に強い安心して暮らせる都市づくり

山間地の保水性の維持や市街地の防災機能の向上、公民協働による救援体制の構築等、市民が安心して生活できる居住環境を整える必要があります。

都市づくりの課題

市民意向の反映（市民アンケート）

- ・生活環境では、自宅周辺での緑の豊かさ、身近な道路の利用しやすさ、自然の豊かさの満足度が高い。
- ・不満が高いものとしては、就業の場や娯楽や交流機会の少なさ、公共交通の利便が挙げられている。
- ・今後のまちづくりで大事なことは、災害に対する安心感や公共交通の利便が上位。
- ・都市施設整備については、幹線道路の整備・改良や公共交通機関の利便、身近な狭い道路の改良が上位。
- ・住み続けるための住環境では、医院や病院等が近くに充実している環境や、生活利便施設が徒歩圏にある日常生活が便利な環境等が上位。
- ・「活力ある都市」に向けた望ましい都市の姿では、豊かな自然に恵まれた環境を活かした都市が上位。

《都市づくりの目標》

第2次岩国市総合計画の将来像 豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国

【岩国市都市計画マスタープランの将来像】

豊かな自然と共生する 活力あふれる都市 いわくに

—交流・協働・共創のまちづくり—

都市づくりの基本理念

交流・連携

人が集い、働き、行き交うにぎわいのあるまちづくり

都市機能や多様な産業が集積し、人々が集い、働き、行き交うにぎわいのある都市・地域の拠点を形成するとともに、総合的な交通網や情報通信網の整備による地域間連携の強化を図ります。

暮らし・環境

都市と自然が共生し市民が安心して暮らせるまちづくり

岩国市の特色である山・川・海の豊かな自然を守り育て、都市と自然が共生するまちづくりを進めるとともに、子供から高齢者までの誰もが安全かつ安心して生活できるまちづくりを進めます。

個性・協働

市民と行政が共に創る個性と魅力あるまちづくり

まちづくりへの市民参加の仕組みを構築し、地域の特性を熟知している住民と行政が協力し合い、地域の個性と魅力を最大限に活かすことができる公民協働のまちづくりを進めます。

1. 都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり

- 中心市街地の活性化と都市機能の集約による都市拠点の形成
- 各地域の日常生活の中心となる地域拠点の形成
- 市街地内の居住促進と市街地拡散の抑制による効率的な市街地の形成

2. 拠点ネットワークの形成と地域循環型都市づくり

- 各拠点の連携による拠点機能の分担
- 地域・拠点間の交通ネットワークの強化
- 農山村部と市街地部との密接な連携による地域循環型社会の形成

3. 多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり

- 歴史や文化等の各地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 立地特性を活かした新たな魅力の創出
- 岩国らしい魅力ある都市景観の形成

4. 安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり

- 既成市街地内の市街地環境の改善
- 自然災害の発生抑止と被害の拡大防止
- 災害時に対応した施設の整備等による防災対策の強化

5. 自然環境と調和したみどり豊かで持続可能な都市づくり

- 豊かな自然環境と多様な生態系の保全
- 都市と自然が調和した環境負荷の少ないみどりを育む都市環境の形成
- 持続可能な循環型社会の構築

6. 市民とともにかたちづくる協働の都市づくり

- 市民と行政とが一体となってまちづくりを進められる体制の構築
- まちづくり活動の担い手の育成

都市づくりの目標

5 将来都市構造

岩国市都市計画マスタープランが目指す将来像及び都市づくりの目標の実現に向けて、将来の都市構造を以下のように構築します。(p.42の将来都市構造図を参照)

(1) 拠点

① 都市拠点

高次都市機能が集積する本市の中心的な役割を担うエリアとして、中心市街地及びその周辺の市街地を位置付け、拠点性の強化を図ります。

② 地域拠点

地域の生活を支えるための機能が集積する各地域の中心的な役割を担うエリアとして、公共公益施設等が集積する既成市街地を位置付け、拠点機能の維持・強化を図ります。

③ 工業拠点

製造業等の工業施設が集積する業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、臨海工業地及び内陸部の工業団地を位置付け、産業活動の維持・発展を図ります。

④ 流通業務拠点

広域的な交通施設の利便性を活かした流通業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、重要港湾岩国港周辺地区、岩国インターチェンジの周辺地区及び岩国市地方卸売市場周辺地区を位置付け、流通業務機能の更なる集積と強化を図ります。

⑤ 観光拠点

本市を代表する歴史、文化、自然等を有した観光地としての中心的な役割を担うエリアとして、錦帯橋等の各観光資源及びその周辺地区を位置付け、観光地としての魅力の向上を図ります。

⑥ レクリエーションエリア

良好な自然環境を活かした交流、休息、体験等ができるエリアとして、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園及び羅漢山県立自然公園等を位置付け、自然環境の保全と活用を図ります。

(2) 都市軸

① 国土連携軸

国土レベルの広域的な移動を主目的とする交通施設により、広域的な連携を支える機能を担う軸として、JR 山陽新幹線、山陽自動車道、中国自動車道及び岩国錦帯橋空港を位置付け、機能維持と交通結節機能の強化を図ります。

②広域連携軸

広域的な移動を可能とする交通施設により、他都市との連携を支える機能を担う軸として、JR 山陽本線、国道2号及び国道188号等の鉄道や幹線道路を位置付け、機能の維持・強化を図ります。

③都市連携軸

都市内レベルの移動を主目的とする交通施設により、都市内の各拠点を連携する機能を担う軸として、JR 岩徳線、錦川清流線及び主要な地方道や市道等を位置付け、機能の維持・強化を図ります。

(3)ゾーン

①市街地

既に市街地が形成されている岩国都市計画区域の市街化区域及び岩国南都市計画区域の用途地域を位置付け、今後も適正な建築物や都市機能の立地誘導を図ります。

②農地・集落地

優良な農地及び農林漁業等の集落が形成されている市街地周辺のまとまった農地と集落地、中山間部の集落地及び沿岸部の集落地を位置付け、これらの環境の維持・保全を図ります。

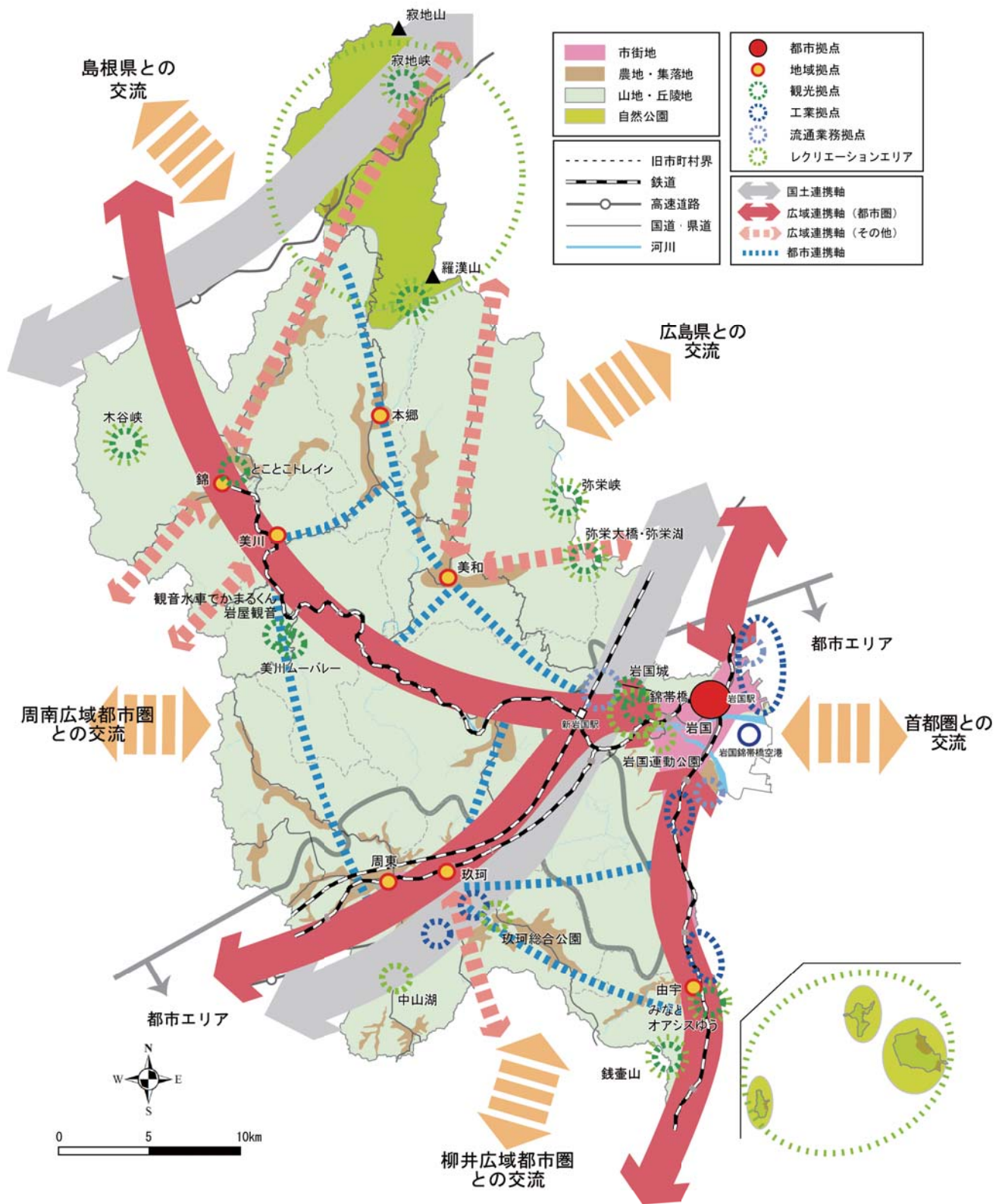
③山地・丘陵地

市の北部に広がる山地及び市街地周辺の丘陵地を位置付け、これらの維持・保全を図ります。

④自然公園

瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園及び羅漢山県立自然公園を位置付け、今後も豊かな自然環境の積極的な保全と活用を図ります。

■将来都市構造図





第3章

都市づくりの方針（全体構想）

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 都市施設整備の方針
4. 自然的環境の保全・整備の方針
5. 景観形成の方針
6. 都市防災の方針
7. 地域特性を活かした都市づくりに向けて

第3章

都市づくりの方針（全体構想）

本章では、本市の都市づくりの課題を踏まえ、「都市づくりの目標」を実現するために、土地利用や都市施設の整備等、分野ごとの都市づくりの方針(全体構想)を定めます。

1 土地利用の方針

(1)基本方針

広大な市域を有する本市は、北部に広がる中国山地の山々、島田川の上流部に形成された玖珂盆地*の市街地と農地、錦川や由宇川等の下流部の平野に形成された市街地、瀬戸内海の島々等から成り立っています。

このように様々な特性を有する地域が存在する本市において、土地利用特性に応じた適正なコントロールを行い、豊かな自然と都市の共生を目指して、以下の方針に基づいた都市づくりを進めます。

● 効率的で環境負荷の少ない集約型の都市形成

人口減少・超高齢社会を迎え、従来の拡大・拡散型の都市づくりから既成市街地の再生と市街地の再編*を見据えた集約型の都市づくりへシフトすることにより、効率的な社会資本投資と環境負荷の少ない社会の実現を目指します。

● 適正な地域地区*等の指定による機能的な市街地形成

市街地においては、商業系・工業系・住居系の用途地域やその他の地域地区等を適正に指定するとともに、都市・地域拠点における多様な機能の集積を図ることにより、機能的で暮らしやすい都市の形成を目指します。

● 豊かな山地・丘陵地や農地の保全と活用

市域の多くが山地であるという恵まれた自然特性を活かし、自然と共生した豊かな都市生活を実現するため、これらの保全と活用を図ります。

また、農地についても、食料の生産基盤であることに加え、都市の良好な環境を維持する上でも重要であることから、保全と活用を図ります。

(2)土地利用類型別の方針

①市街地

商業・業務地

◆ 岩国駅周辺や市役所周辺については、都市生活を支える本市の中心的役割を担うとともに、県東部の主要な玄関口でもあることから、商業・業務機能を中心とした高次都市機能の集積や、中高層住宅の立地誘導による都心居住を促進し、都市拠点としての機能を高めます。

◆ 由宇、玖珂、周東地域においては、地域生活を支える商業・業務機能や保健・医療・福祉等の多様な機能を集積することにより、地域拠点の形成と機能強化を図ります。



多くの人でにぎわう中心市街地

- ◆ 主要な幹線道路沿いや、新岩国駅、南岩国駅周辺等の公共交通ネットワーク上重要な地区については、後背住宅地*の住環境に配慮しながら、商業・業務機能を適正に配置・誘導することにより、生活利便の向上や来街者へのサービス向上を図ります。
- ◆ 城下町の町場に由来する歴史性と拠点性を有する岩国地区については、地域の身近な商業地かつ多くの人を訪れる観光地として、適正な商業・業務機能の配置により、住商が共存したにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 岩国城下町地区（岩国・横山地区）は、歴史・文化と自然が調和した本市を代表する観光拠点としての整備・保全を図ります。



歴史的なまちなみを残す岩国地区

住宅地.....

- ◆ 計画的に開発・整備された住宅地や、今後新たに開発される住宅地については、景観計画*や地域地区、地区計画*や建築協定*等を活用することにより、良好で潤いのある住環境の維持・形成を図ります。
- ◆ 一定規模の商業・業務施設の立地を許容する住宅地については、地域地区の指定等により利便性が高く良好な住環境の形成を図ります。
- ◆ 地区の特性から高度利用*を前提としない住宅地については、適正な建築形態規制*や地域地区の指定等により、利便性とゆとりを備えた良好な居住環境形成を図ります。

工業地

- ◆ 岩国地域及び由宇地域の臨海部の工業地については、空港や港湾、幹線道路、鉄道等による広域的なアクセスの優位性を活かすことにより、工場や研究所、物流施設等の集積を促進します。また、臨港道路や埠頭等の産業基盤整備を促進し、多様な企業活動を支える環境の維持・増進を図ります。
- ◆ 玖珂・周東地域では、インターチェンジへの近接性等、広域交通網の利便を活かした内陸型の産業振興を図るため、周辺の自然環境や住環境に配慮しつつ、産業や流通業務施設の誘導・集積を促進します。
- ◆ 準工業地域が指定されている地区については、集約型都市構造の実現に向けて、今後とも特別用途地区*の指定により大規模集客施設*の立地を制限します。



整備が進む臨港道路



玖珂インターチェンジ

②農地・集落地

- ◆ 市街地の周辺に広がる農地は、食料の生産基盤であるとともに、治水や遊水空間等として多様な機能を有していることから、無秩序な市街化を抑制し、積極的な保全を図ります。
- ◆ 遊休農地については、担い手の育成等により農地としての有効活用・機能維持を促すとともに、農作業体験等の都市・農山村交流の場として、維持・活用を図ります。
- ◆ 農業振興地域整備計画における農業振興の方向に基づき、土地利用転換の適正化や農地の無秩序な開発を抑制します。
- ◆ 『岩国市中山間地域振興基本計画』、『岩国市農林業振興基本計画』の推進等により、林業基盤の維持・活用を図ります。
- ◆ 主要な河川の上流域や山間部に分布する農地及び農林業集落地については、『岩国市中山間地域振興基本計画』、『岩国市農林業振興基本計画』の推進等により、営農・営林環境や居住環境の整備・保全に努め、集落活力の維持を図ります。

- ◆ 沿岸部の漁業集落については、漁港機能の維持・強化や防災性の向上等により、集落環境の維持・改善を図ります。
- ◆ 本郷、錦、美川、美和地域においては、一定の都市機能の配置による身近な住民サービスの向上を図る地域拠点の維持・強化を図るとともに、集落地の環境整備や地産物の販売、地域の情報発信等を行う交流基盤の整備等を推進します。

③山地・丘陵地

- ◆ 本市の大部分を占める山地・森林については、二酸化炭素の吸収や保水等、環境面や防災面において重要な機能を有することから、積極的な保全を図るとともに、自然豊かな観光地・自然体験の場として活用を図ります。
- ◆ 市街地近郊や市街地内の丘陵地、里山における斜面地は、土砂災害防止対策事業等の推進により防災性を高めるとともに、緑地の保全や適正な緑化の推進により、維持・保全を図ります。
- ◆ 維持・管理が困難となっている人工林等については、『岩国市農林業振興基本計画』に基づく各種林業施策の推進により、森林機能の維持・強化を図ります。



森林学習のつどい

(3)適正な土地利用の規制・誘導に関する方針

①市街化区域及び用途地域

- ◆ 集約型の都市づくりや拠点形成等、本市が目指す将来像の実現に向けて、適正な用途地域の指定や見直しを図ります。
- ◆ 指定されている用途地域と土地利用の現状に著しい乖離^{かいり}がみられる地区や、今後用途純化*等の誘導を促進していく地区等については、適正な用途地域への見直しを図ります。
- ◆ 市街化区域内の土地のうち、現時点で市街地が形成されておらず、今後も市街化が見込めない地区については、区域区分の見直しにより市街化調整区域への編入を検討します。

②市街化調整区域

- ◆ 市街化調整区域については、集約型の都市の実現や、豊かな自然と都市の共生を目指し、原則として開発を抑制します。
- ◆ 市街化区域に隣接し、市街化の傾向が強まる兆しが見られる場合等、宅地化を誘導することが適切であると考えられる地区については、土地利用フレーム*を踏まえつつ、地区計画制度等の活用による計画的な整備を図るとともに、市街化区域への編入を検討します。

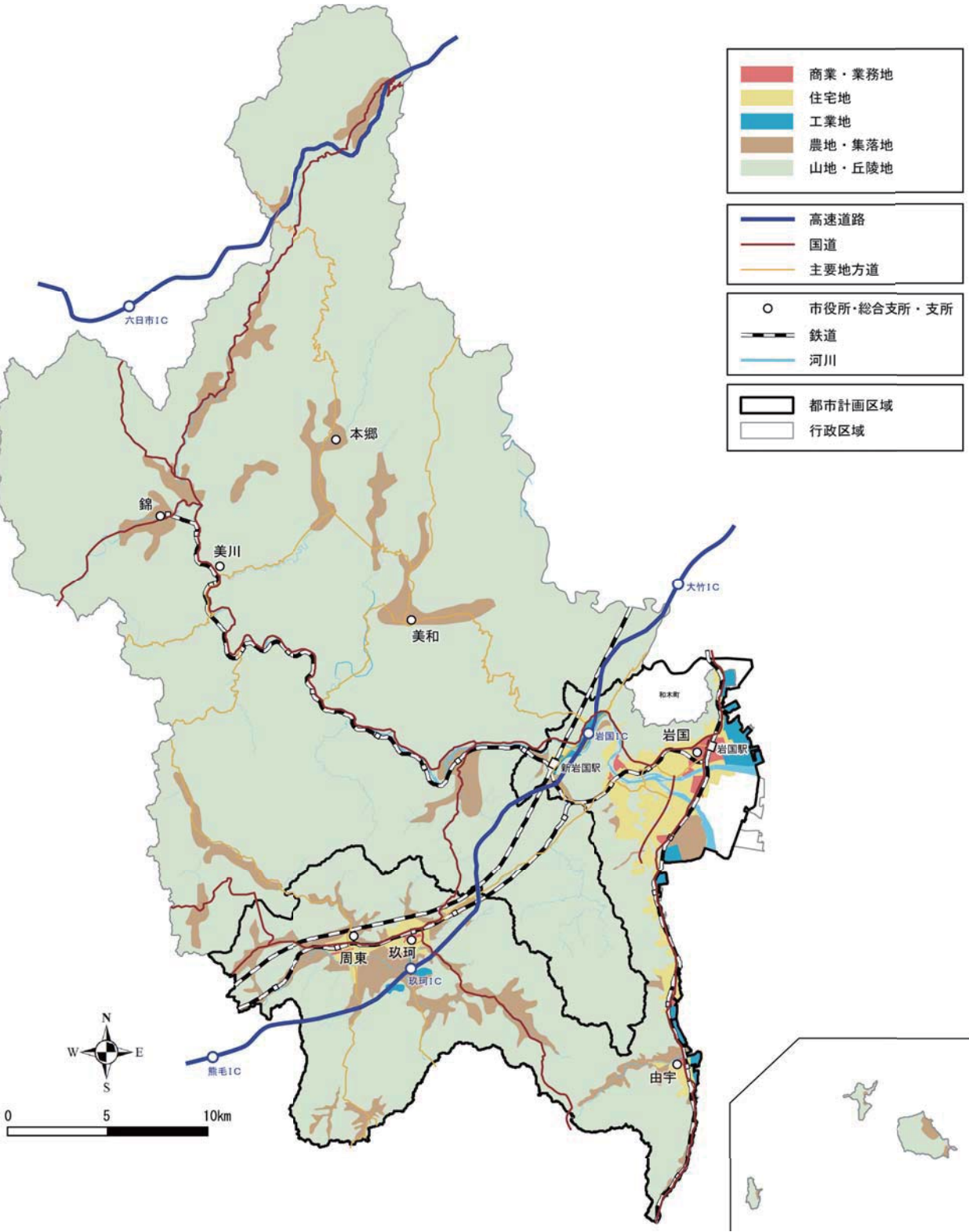
③非線引き都市計画区域の用途白地地域

- ◆ 集約型の都市の実現に向けて、特定用途制限地域*の指定や建築形態規制、開発許可基準の見直し等により、適正な土地利用の規制・誘導を検討します。
- ◆ 市街地や都市機能の無秩序な拡大・拡散が懸念される地域については、土地の特性を踏まえ、適正な土地利用規制の導入等による無秩序な開発の抑制を検討します。
- ◆ 農業上の土地利用の促進を図るとともに、既に市街化している地区、幹線道路等の基盤整備に伴って今後市街化の進行が予想される地区については、当該地区や周辺の土地利用動向を踏まえた用途地域の指定を検討します。

④都市計画区域外

- ◆ 都市計画区域外の地域については、農林業関連施策の適正な運用や、景観法に基づく規制・誘導策等により、自然環境の保全及び田園景観や集落環境の維持・保全を図ります。

■土地利用方針図



2 市街地整備の方針

(1) 基本方針

市街地が拡大する都市化社会から安定・成熟した都市型社会への移行を受け、既成市街地の再構築や、既存の社会資本の有効活用等による再生が求められており、集約型の都市の実現に向けて、拠点の形成と充実に向けた市街地の形成を図る必要があります。

特に本市では、計画決定や事業認可から長期間を経てなお整備が滞っている土地区画整理事業区域等、改善を要する市街地を多く抱えています。

このような状況を踏まえ、以下の方針に基づいて、利便性と安全性の高い市街地の形成を進めます。

● 都市拠点及び地域拠点の形成と充実

広大な市域を有する都市の中心的機能を担う都市拠点の形成・充実を図るとともに、地域生活を支え、市全体の生活の質を確保する地域拠点の形成・充実を図ります。

● 既成市街地の再生と安全な市街地環境の整備

中心市街地をはじめ、既成市街地の再生による活性化を図るとともに、改善を要する市街地について、地域住民との協働のもと、地域の特性に応じた手法による改善を検討・推進します。

● 計画的で良好な市街地の形成

計画的に整備された市街地や、今後新たに市街地を形成する場合にあっては、計画的な整備による良好な基盤の確保を図るとともに、地区のルール化等による良好な市街地環境の形成を図ります。

(2) 市街地整備の方針

① 拠点地区の整備

- ◆ 中心市街地及びその周辺の市街地は、県東部の中核都市にふさわしい行政施設や商業・業務施設、都市福利施設*、都市型住宅等の総合的な高次都市機能が集積する都市拠点として高度利用を促進します。
- ◆ 由宇、玖珂、周東地域の地域拠点については、地域生活を支える公共公益施設や、日常的な買い物等に対応した商業・業務施設等を誘導するとともに、快適な居住環境の維持・創出を図ります。
- ◆ 本郷、錦、美川、美和地域の地域拠点については、地域生活に必要なサービス機能を維持・誘導するとともに、周辺の自然と調和したゆとりある居住環境の維持に努めます。

②既成市街地の改善・再生

- ◆ 木造老朽建築物の密集や細街路*からなる防災上問題のある市街地では、建物の共同化や容積率等の緩和を定めた地区計画等による建替え促進や生活道路*の整備等を進め、市街地の改善・更新を図ります。
- ◆ 『岩国市空家等対策計画』に基づき、空家等の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の保全を図ります。
- ◆ 長期末着手となっている土地区画整理事業については、地区住民や関係権利者の意向等を勘案し、他の事業手法も視野に入れながら適正かつ効果的な市街地整備を検討します。
- ◆ 岩国城下町地区（岩国・横山地区）では、城下町の町割の継承、風情あるまちなみの保全に向けた各種制度の活用を進め、市街地の保全・整備を図ります。
- ◆ 市街地内の安全性と快適性を確保し、歩行者の回遊性*の向上等を図るため、歩道等のバリアフリー*化や防犯灯の充実等、ひとにやさしい市街地環境の整備を進めます。

③新市街地の整備

- ◆ 低未利用地*や農地等において、新たな開発により住宅地等を整備する際には、地区計画や建築協定等の各種制度を活用するとともに、既成市街地との連続性に配慮し、まとまりのある市街地の形成に向けた誘導に努めます。

3 都市施設整備の方針

(1) 基本方針

市民が安全で快適な都市活動・都市生活を行っていくためには、道路や鉄道等の交通施設、公園や緑地等のオープンスペース、河川や水路及び供給処理施設*等の都市施設が適切に整備され、機能していくことが必要です。

一方、人口減少時代に対応した効率的な都市運営を行うためには、既存施設の維持管理による長寿命化や、機能更新等による有効活用も重要です。

特に広大な市域を有し、多様な特性や成り立ちをもつ地域がひとつの都市となった本市では、一体の都市としてバランス良く発展していくため、交通施設をはじめとする都市施設の充実と適正な配置が必要です。

本市を取り巻く状況を勘案しながら、これらの都市施設の整備と活用を推進し、機能的で潤いのある持続可能な都市づくりを目指します。

● 連携・交流を支える総合的な交通体系の整備

周南市や柳井市等の県内の都市はもとより、広島や島根等の隣接する他県都市との連携を強化し、人々の生活や経済活動、観光等の交流を支えるため、広域的な幹線道路網等の整備を推進します。

また、市内の各拠点間を接続し、地域間の連携による交流や機能補完、生産物や資源等の循環を支える都市幹線道路*の整備と、公共交通によるネットワークの確立を目指します。

さらに、低炭素社会の実現に向けて、環境負荷を抑え、また高齢者等の交通弱者も容易に移動ができるよう、公共交通を軸とする総合的な交通体系の確立、歩行者や自転車のための安全な移動空間の整備を進めます。

● 拠点となる公園・緑地の充実と協働による身近な公園の再編・再生

拠点となる公園・緑地の整備・充実を図るとともに、街区公園等の身近な公園の再編・再生を検討します。また、維持管理や有効活用について、市民の積極的な参加を促進します。

● 安全で快適な都市活動・都市生活を支える施設整備

住民の安全で快適な都市活動・都市生活を支えるとともに、河川や瀬戸内海の良い水質を守るため、公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備を推進します。

また、河川については、治水機能を確保しつつ、多様な生物の生息空間及び都市に潤いをもたらす親水空間としての整備を促進します。

● 循環型社会の実現を目指すシステムづくり

限りある資源を有効に活用し、かつ環境に対する負荷を軽減していくため、適正な施設整備等により、循環型システムの構築を図ります。

(2) 交通施設整備の方針

① 道路網整備の方針

広域幹線道路

- ◆ 本市と他都市とを結ぶ国道2号や国道188号、また岩国地域と玖珂・周東地域とを結ぶ県道岩国玖珂線（欽明路道路）の慢性的な渋滞解消を図るため、岩国大竹道路の早期完成や岩国南バイパスの南伸整備、岩国西バイパスの整備を促進します。
- ◆ 岩国地域と美川地域、錦地域とを結ぶ国道187号は、都市拠点と地域拠点とを結ぶ拠点間ネットワークの主要路線として、整備・改良を促進します。
- ◆ 錦地域と周南市や広島県とを結ぶ国道434号、美川地域と周南市を結ぶ県道徳山本郷線、美和地域と広島県を結ぶ県道岩国佐伯線の改良又は整備を促進します。
- ◆ 本市の玄関口となる各インターチェンジ及び岩国駅、新岩国駅、重要港湾岩国港、岩国錦帯橋空港等については、周辺都市との連携強化や観光・交流の促進を図るため、広域幹線道路*とのアクセス性の向上を図ります。



岩国南バイパス開通式

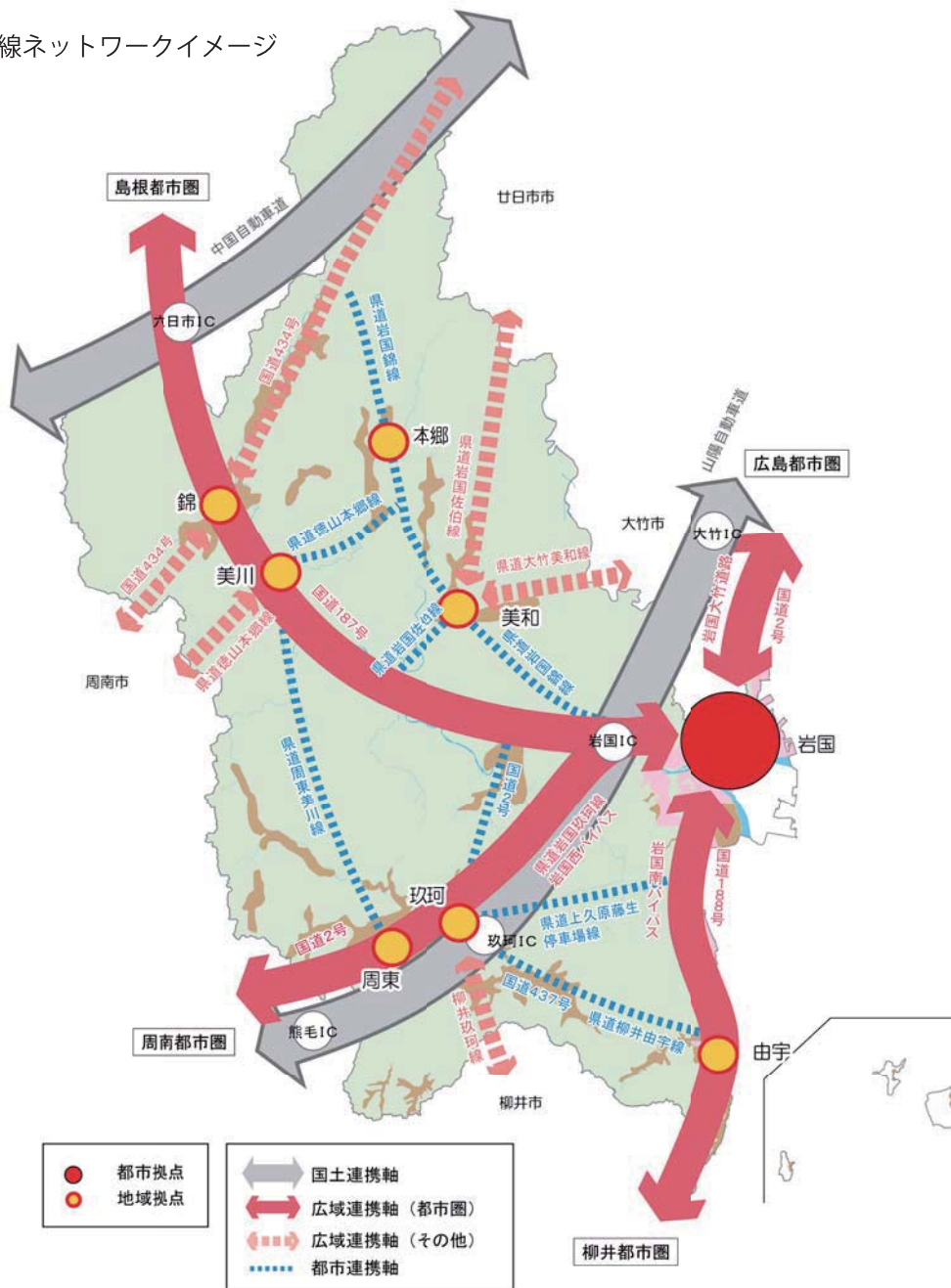
都市幹線道路

- ◆ 都市拠点と地域拠点、又は地域拠点間を結ぶ道路については、安全で利便性の高い道路としての整備を促進します。
- ◆ 岩国地域の都市計画道路については、必要性や実現性についての総合的な検討を行い、都市形成を支援する幹線道路網として整備を促進します。
- ◆ 長期にわたり事業が行われていない都市計画道路については、都市の将来像を踏まえ、適切な計画の見直しを行います。

地域幹線道路・主要な生活道路

- ◆ 地域内の様々な活動を支える幹線道路や主要な生活道路については、地域住民との協働により、バリアフリー化や通学路の安全性の向上、防災上必要な幅員や路線の確保等を推進します。

■将来幹線ネットワークイメージ



②歩行者・自転車道路整備の方針

- ◆市街地内の幹線道路等を中心に、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、歩道等の整備、通行帯の分離、バリアフリー化等を促進します。
- ◆自動車に過度に依存しない交通環境を構築するため、既存の自動車中心の道路空間から、歩行者等の視点に立った道路空間に再構築することを検討します。
- ◆河川沿い等、水や緑を活かした潤いある空間において、歩行者や自転車が安全かつ快適に利用できるよう、遊歩道や緑道等の整備を進めます。

③公共交通施設整備の方針

鉄道

- ◆ JR 山陽本線、JR 岩徳線、錦川清流線により構成される本市の鉄道網は、今後、環境負荷の低減や、超高齢社会における交通弱者等の移動手段としての重要性が増していくことから、利用しやすい運行体制の構築を促進するとともに、各駅の交通結節機能の強化やアクセス性の向上を図ります。
- ◆ 岩国駅については、鉄道による本市の主要な玄関口であるとともに、市民の公共交通機関を利用した移動の要の施設であることから、岩国駅のバリアフリー化、東西自由通路や駅前広場等の整備による利便性の向上を図ります。
- ◆ キスアンドライド*やパークアンドライド*等による鉄道の利用促進を図るため、駐車場や駐輪場の整備等による交通結節機能の強化を図ります。
- ◆ 誰もが安全で快適に利用できるよう、駅施設や車両等のユニバーサルデザイン化を進めます。



〈西口外観〉



〈東口外観〉

岩国駅の完成イメージ図

バス・タクシー

- ◆ 市民の日常的な移動を支えるバス交通については、関係事業者と調整を図りながら、効果的・効率的な運行体制や運行システムを構築することにより、利便性の向上による利用促進を図ります。
- ◆ 公共交通の不足する中山間地域等については、生活交通バスと鉄道駅との連携を図るとともに、予約乗合（デマンド）*の路線拡大等を検討し、公共交通ネットワークの効果的、効率的な運用を図ります。



いわくにバスいちすけ号

航空機・船舶

- ◆ 岩国錦帯橋空港については、企業誘致や観光振興、新産業の創出等に有効活用するため、アクセス道路の整備や空港の機能強化、航路の充実等を促進するとともに、岩国駅や錦帯橋バスセンターとのバスアクセスの充実により、利便性の向上を図ります。
- ◆ 岩国港から黒島・端島・柱島間を結ぶ離島航路は、島民の日常生活に欠くことのできない交通手段であることから、観光資源の活用等による交流人口の増加を図り、今後も維持していきます。



岩国錦帯橋空港

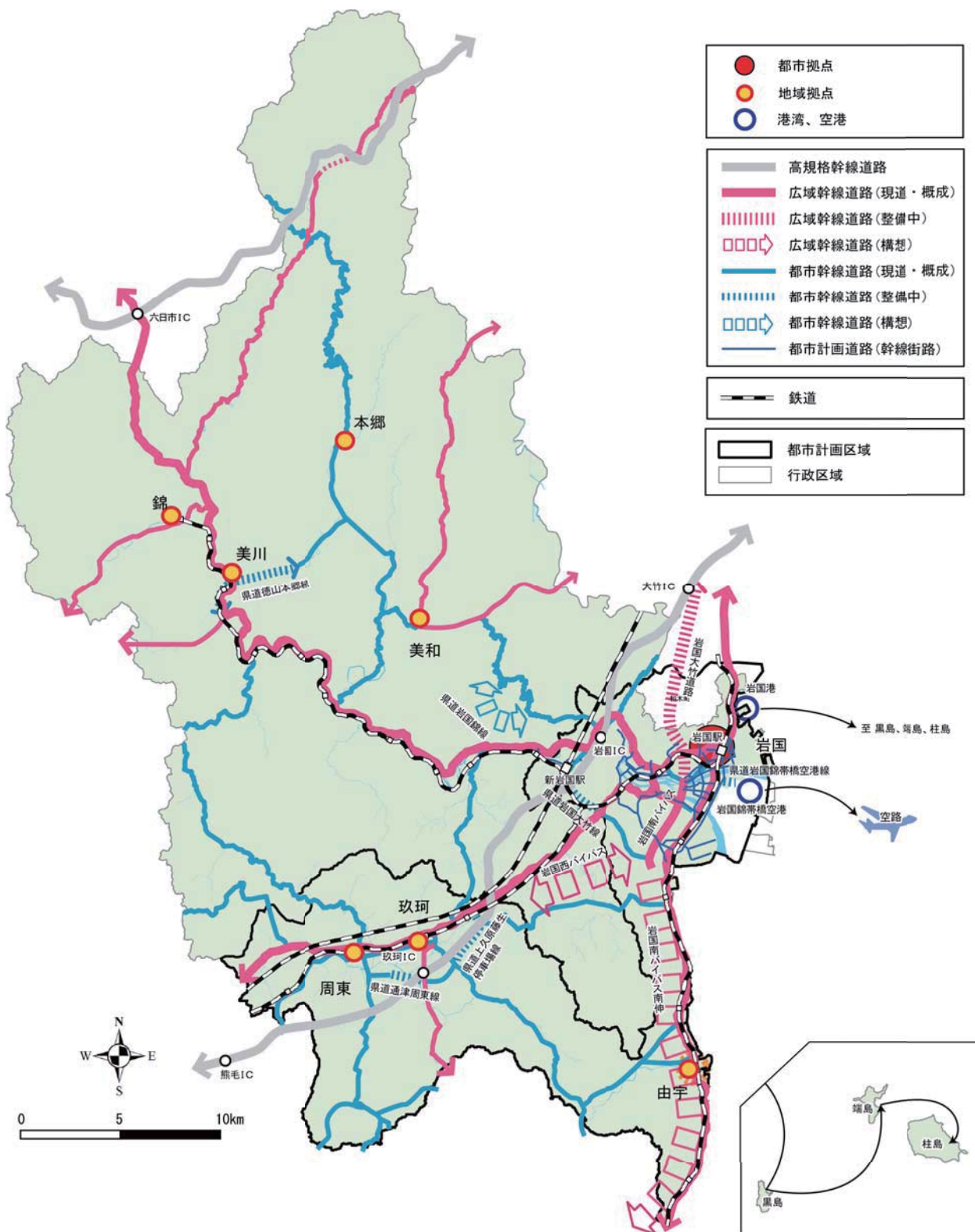


離島航路船

④ 駐車場・駐輪場整備の方針

- ◆ 都市拠点や地域拠点については、公共交通の利用促進を踏まえつつ、市街地での駐車需要に対応するため、民間駐車場と連携した効率的・効果的な駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- ◆ 観光拠点である岩国城下町地区（岩国・横山地区）においては、地区全体の回遊性向上、安全性・景観保全の観点から、駐車場の再配置を図ります。

交通施設の整備方針図



(3) 污水处理施設及び河川整備の方針

① 污水处理施設整備の方針

- ◆『岩国市污水处理施設整備構想』に基づく施設整備を推進し、市内の污水处理普及率の向上を目指します。
- ◆都市の衛生的な生活環境を整えるとともに、循環型社会の形成を進めるため、公共下水道の整備を推進します。
- ◆公共下水道事業によらない地域については、地域の特性に応じて農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置等を推進します。
- ◆処理施設等の適切な維持管理や更新を図るとともに、耐震化を推進します。

② 河川整備の方針

- ◆本市を流れる小瀬川水系、錦川水系、由宇川水系、島田川水系等の河川について、順次策定する河川整備計画に基づく整備を促進します。
- ◆河川整備にあたっては、魚道の確保や河川敷の自然環境の保全等、多様な動植物の生息環境への配慮や、市民の憩いの場となる親水空間の確保、良好な周辺景観への配慮等に努めます。



錦川(美川町南桑)



環境に配慮した護岸整備

(4) 公園・緑地整備の方針

- ◆歴史資源と一体となった吉香公園については、観光、交流、歴史・文化の伝承等、多様な場を有する空間として整備・活用を図ります。
- ◆岩国運動公園や玖珂総合公園については、広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点として機能充実を図るとともに、施設の適正な維持・管理を行います。
- ◆愛宕山地区の運動施設エリアにおいては、施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進します。
- ◆総合公園や運動公園等、広域を対象に多くの市民が利用する公園は、公園機能の充実を図り、市民の利用促進に努めます。



玖珂総合公園

- ◆ 街区公園*や地区公園*等の住民に身近な公園や緑地については、子供が気軽に遊べる遊具の充実や高齢者の憩いの場づくり等、地域住民のニーズを踏まえながら再編・再生について検討します。また、地域住民との協働のもと、住民ニーズに沿った維持管理や活用方策について検討し、有効活用を図ります。
- ◆ 身近な公園が不足するなど新たな公園が必要な地区等では、市民のニーズや将来のまちづくりの進展に合わせ、効率的かつ効果的な整備を図ります。
- ◆ 長期にわたり事業が行われていない都市計画公園については、都市の将来像を踏まえ、その必要性についての検討を行い、適切な計画の見直しを行います。

(5) その他都市施設整備の方針

① 上水道施設

- ◆ 安全な水を安定的に供給できるよう、上水道及び簡易水道等の整備を図るとともに、施設の長寿命化や耐震化を推進します。

② ごみ処理・リサイクル施設

- ◆ 市全域の広域ごみ処理体制を確立するため、優れた環境保全性能を有し、高い機能性と経済性を両立した新たなごみ焼却施設の整備を推進します。
- ◆ 岩国市リサイクルプラザの適正な維持管理、機能の充実・改善及び活用により、ごみの再資源化と適正な処理とともに、循環型社会に関する市民の意識啓発を推進します。
- ◆ 既存の最終処分場については、適正な維持管理に努めるとともに、市民の協力のもと、ごみの減量やリサイクルを進め、施設の延命化を図ります。



新ごみ焼却施設完成イメージ図



リサイクルプラザまつり

③ その他都市施設

- ◆ 汚物処理施設、市場、と畜場、火葬場等の適切な整備・維持管理を行うとともに、施設の特性を踏まえ、広域化・共同化による効率的なサービス体制の充実を検討します。
- ◆ 都市計画駐車場及び自動車ターミナルの適正な維持管理と活用を図ります。

4 自然的環境の保全・整備の方針

(1) 基本方針

中国山地から瀬戸内海に至る本市は、寂地山等の山々や、清流錦川をはじめとする県内屈指の豊かな自然に恵まれた都市です。

また、水田や蓮田等は、本市の重要な農産物の生産基盤であるとともに、都市に潤いをもたらす緑地としても大切な役割を果たしています。

本市が持つこのような特性を活かし、豊かな自然と共生する都市づくりを進めるため、以下の方針に基づき、自然的環境の保全・整備と活用を図ります。

● 豊かな自然環境の保全と活用

中国山地から瀬戸内海に至る広大な山々、清流、海岸等の豊かな自然環境を保全するとともに、観光や教育、レクリエーション等の資源として活用を図ります。

● 農地や山林の維持・保全と活用

農林業の生産基盤である農地や山林については、農林業施策の推進による様々な取り組みにより、維持・保全と活用を図ります。

● 市街地における緑化の推進

緑が不足しがちな市街地において、都市の潤いや鳥類等の生息環境を確保するため、公共施設や民有地の緑化を推進します。

(2) 自然環境の保全と活用の方針

① 山地・丘陵地の保全と活用

- ◆ 市の北部を中心に広がる広大な山地については、水源涵養^{すいげんかんよう}*や二酸化炭素の吸収源、多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境であることから、適切な保全を図るとともに、グリーンツーリズム*やレクリエーションの空間として活用を促進します。
- ◆ 西中国山地国定公園や羅漢山県立自然公園、笠戸岩国自然休養林*（岩国地区）については、市民の憩いの場として活用するとともに、観光資源として積極的にPRします。
- ◆ 林業基盤である山林については、『岩国市農林業振興基本計画』に基づく林業振興施策のもと、間伐等による維持管理や森林資源の搬出支援、新たな林業従事者の育成支援等による維持・保全を図ります。
- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地については、都市の風致や潤いに資する貴重な緑であることから、住民やボランティア団体、企業や研究機関との連携による竹の伐採等の維持管理や、地域地区の指定・活用等により、維持・保全を図ります。

②河川空間の保全と活用

- ◆ 錦川、小瀬川、由宇川、島田川等の河川については、治水機能を確保しつつ、水質及び河川敷の緑の保全等による水辺の環境軸*の形成を図るとともに、河川敷等を親水性の高いレクリエーション空間として活用します。
- ◆ 弥栄湖や中山湖等のダム湖及びその周辺については、自然体験型のレクリエーション空間として保全と活用を図ります。
- ◆ 河川整備にあたっては、治水機能を確保しつつ、親水空間の確保や、河川が本来有する多様な生物の生息環境の保全を図ります。



弥栄湖

③海辺空間の保全と活用

- ◆ みなとオアシスゆう、通津から由宇にかけての海岸等については、水質や景観等の自然環境を保全するとともに、瀬戸内海国立公園の良好な景観を活かした観光・レクリエーション空間として活用を図ります。
- ◆ 柱島、端島、黒島については、自然環境の保全を図るとともに、都市部との交流の場としての活用を促進します。



潮風公園みなとオアシスゆう



柱島

④農地の保全と活用

- ◆ 農地については、農作物の生産基盤であるとともに、都市に潤いをもたらす緑地として大切な役割を果たしていることから、農業施策との連携により積極的に保全を図ります。
- ◆ 遊休農地については、担い手の育成等により農地としての有効活用・機能維持を促すとともに、農作業体験等の都市・農山村交流の場として、維持・活用を図ります。

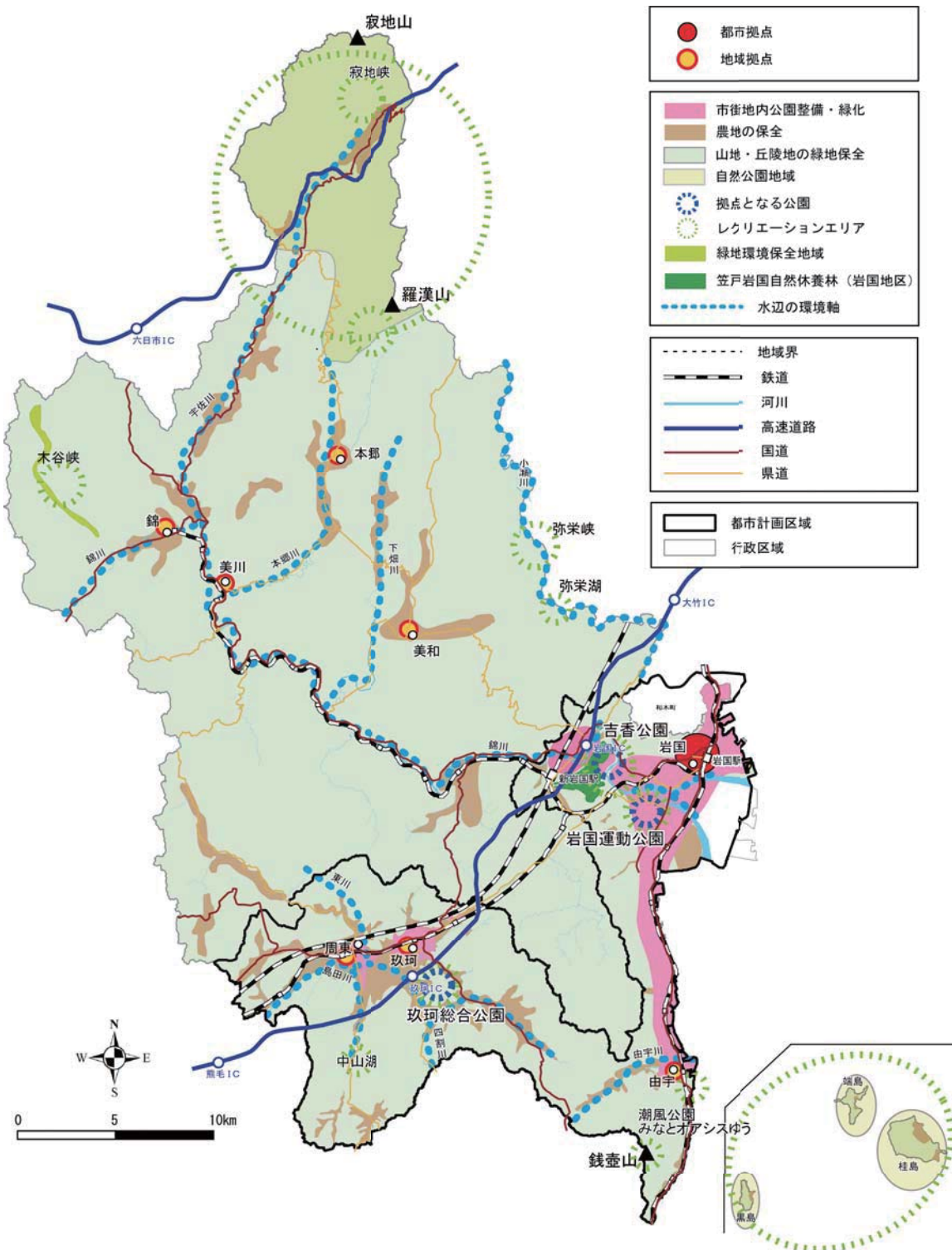


れんこん掘り取り体験

(3)市街地の緑化の方針

- ◆ 『岩国市みどりの基本計画』に基づき、公共施設や民間施設での敷地内緑化や、道路や公園等の公共空間における樹木や花壇の整備と適正管理等により、緑豊かな潤いある市街地の形成を図ります。
- ◆ 特に、岩国駅を中心とする市街地部においては、重点的な緑化に取り組み、本市の玄関口にふさわしい緑豊かな潤いある景観の形成を図ります。
- ◆ 都市の風致を形成する等、豊かな自然を有する地区については、風致地区*等の指定により、良好な自然の保全及び緑豊かな地区の維持・形成を図ります。
- ◆ 住宅地等については、地区計画や緑地協定*等の制度を活用することにより、既存緑地の保全や身近な緑の創出を促進し、潤いある良好な住環境の形成を図ります。

■自然的環境の保全・整備方針図



5 景観形成の方針

(1) 基本方針

本市は、豊かな自然や歴史・文化的な景観を多く有しており、これらが一体となって岩国らしさを醸しだしています。

また、農山漁村部等において、人々の生活・生業と自然が一体となった固有の景観が見られますが、第一次産業従事者の高齢化や後継者不足等に伴い、これらの良好な景観が失われつつあります。

良好な景観は、一度失われてしまうと二度と戻らないものです。住む人が誇りや愛着を感じ、また訪れる人の心に残る「魅力と活力のある地域づくり」のためには、景観の保全や創出等について住民と行政が一丸となって取り組む必要があります。

本市では、岩国らしい景観の保全と創出に向け、『岩国市景観計画』を策定しており、その基本理念である『自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国』の実現を目指し、以下の方針に基づいて市民とともに多様な取り組みを展開していきます。

● 固有の自然・歴史・文化を活かした岩国らしい景観まちづくり

中国山地から続く山々や、豊富な水を湛える錦川等の河川、美しい瀬戸内海等の自然と、城下町や宿場町の歴史・文化を守り活かし、岩国らしい景観まちづくりを進めます。

さらに、県東部の中核都市として、また県の東の玄関口としてふさわしい風格を感じさせる良好な市街地景観の形成を進めます。

● 市民の生活や生業と一体となった景観まちづくり

農林漁業等の生産活動の舞台である農地や山林、漁港、集落地、伝統的な祭礼や季節の行事等と一体となった景観まちづくりを進めます。

● 市民とともに守り育てる景観まちづくり

地域で育まれてきた景観を継承していくために、住民の積極的な景観まちづくりへの参加促進や自主的な取り組みとの協働、景観の保全活動等を通じて、地域の宝を大切に作る人や心を育てていきます。

(2) 地域資源を活かした景観の保全・形成の方針

① 自然と歴史・文化を活かした景観形成

- ◆ 錦川にかかる錦帯橋に代表される岩国城下町地区(岩国・横山地区)については、自然と歴史・文化、人々の営みが一体となって形成された本市を代表する景観を有しており、これらを未来に繋ぐための仕組みづくりを進め、良好な景観の保全・整備を図ります。
- ◆ 歴史的なまちなみや文化的景観*を有する地区については、防災等に配慮しつつ、地区の景観特性を継承しながら魅力を育むことができるよう、景観まちづくりの取り組みを推進します。

- ◆ 山々や河川、瀬戸内海等による豊かで美しい自然は、本市の貴重な景観要素でもあることから、適切な保全を図ります。

②農山漁村部における生業景観の継承

- ◆ 内陸部の田園風景、中山間地域の山林や農地、集落地、瀬戸内海に臨む漁港と集落地等、人々の暮らしとともに培われてきた景観については、その景観を形成してきた第一次産業の振興策と連携して維持・保全を図ります。
- ◆ 神楽等の伝統文化や季節の祭り等の行事は、地域固有の重要な景観要素であることから、地域住民や保存会等の団体とともに継承に努めます。



田園(周東町祖生)



玖珂谷津神楽

(3)市街地における景観形成の方針

①拠点地区等におけるシンボリックな景観の形成

- ◆ 都市拠点については、県東部の中核都市の中心として、また県の東の玄関口にふさわしい街の顔となるよう、にぎわいや活力が感じられる風格ある景観形成を図ります。
- ◆ 地域拠点については、それぞれの地域の歴史や文化を基調とした風情とにぎわいを感じることができる景観形成を図ります。
- ◆ 岩国駅や新岩国駅、山陽自動車道岩国インターチェンジ及び玖珂インターチェンジ、岩国錦帯橋空港等の主要な交通施設の周辺は、本市の玄関口として市を印象づける重要な地区であることから、良好な景観の誘導を図ります。

②沿道商業地、臨海工業地及び住宅市街地における景観形成

- ◆ 主要な幹線道路の沿道等では、安全な交通環境と活力ある沿道商業活動等が調和した、秩序ある沿道景観*の形成を図ります。
- ◆ 臨海部に集積する工場群については、本市の都市形成の歴史と産業活動が形成してきた特色ある景観であり、緑化と合わせた潤いと活力を感じられる景観形成を図ります。
- ◆ 住宅市街地については、風致地区や高度地区*等の地域地区や地区計画、景観計画、景観協定*等、地区の実情に応じた制度を活用し、良好な市街地景観の形成を図ります。

(4) 景観形成の推進に向けた取り組み

- ◆『岩国市景観計画』に基づく取り組みにより、岩国らしい良好な景観形成を推進します。また、今後の景観まちづくりのリーダー的な役割を担う景観ウォッチャー*の活動支援等、市民が景観まちづくりに参加しやすい取り組みの推進、市民が主体的に景観のルールづくりに取り組むための情報発信等を行い、協働による景観まちづくりを推進します。
- ◆地域の景観を守り育てていくためには、その地域に住む人や行政等がまちの魅力を共有認識し、行動していくことが重要であることから、意識啓発や人材育成の取り組みを推進します。
- ◆景観まちづくりの推進により、観光や交流の促進、地域振興等を図り、魅力ある都市づくりを進めます。

6 都市防災の方針

(1) 基本方針

瀬戸内海に面した本市は、比較的穏やかな気候に恵まれた都市ですが、近年の台風や記録的な豪雨により、床上・床下浸水、土砂崩れ等の甚大な被害が発生しています。

また、岩国断層帯の存在や、南海トラフ地震等の発生が懸念されるなか、災害に備えた都市づくりは喫緊の課題です。

このような状況を踏まえ、災害の発生を未然に抑止し、また災害が発生した場合には、被害を最小限に抑えることが可能な都市づくりを進めます。

● 災害の発生を抑止する都市形成

豪雨や地震等の自然現象に対し、浸水被害や土砂災害の発生を起こりにくくするよう、計画的な市街地開発や防災施設の整備、河川等の治水対策を促進します。

● 被害を最小限化する環境整備

災害が発生した場合において、人的・物的被害を最小限にとどめ、その後の復旧活動を円滑に行うための都市施設や防災環境の整備を推進します。

● 多様な主体・手法による防災都市づくりの取り組み

住民、企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、リスク情報の共有と連携を図りながら、多様な手法の組み合わせによる安全な都市づくりを進めます。

(2) 都市防災の方針

① 自然災害による被害の抑止・軽減

- ◆ 河川のはん^{らん}濫や内水等による水害を抑止・軽減するため、護岸整備や河道掘削*等による河川の治水機能強化、雨水流出抑制のための貯留・浸透機能の確保、雨水排水施設の充実、山林や農地の保水機能の維持を図るとともに、無秩序な開発の抑制を図ります。
- ◆ 土砂災害による被害を抑止・軽減するため、山地や丘陵地の保水機能の維持を図るとともに、被害防止のための対策の推進、土砂流出や土砂崩壊のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等における開発の抑制を図ります。
- ◆ 瀬戸内海沿岸部や河口付近については、津波や高潮等による被害を抑止・軽減するため、護岸の整備等を促進します。



平成17年9月の台風14号による錦川の増水

②災害に強い市街地の形成

- ◆ 老朽木造家屋が連担している地区等については、建物の更新や耐震化・不燃化、生活道路の拡幅や消火設備等の配置、延焼遮断を担う道路や緑地の整備等により、地震や火災に強い市街地づくりを進めます。
- ◆ 地震時における建築物等の倒壊を防止するため、『岩国市耐震改修促進計画』に基づき、老朽建築物や旧耐震基準の建築物の診断及び改修を進めるとともに、特に防災拠点となる公共施設や、避難路となる道路沿道の建築物の耐震性の確保に努めます。
- ◆ 災害時の避難や救助活動、救援物資の輸送等を迅速かつ円滑に実施できるよう、幹線道路網の整備を推進します。
- ◆ 防災学習の場としても活用できるいわくに消防防災センター等の整備や機能の充実により、医療・防災交流拠点の形成を推進します。



〈平常時〉



〈災害時〉

医療・防災交流拠点の整備イメージ図

- ◆ 避難施設の安全性を確保し、長期的な避難等にも対応できる体制を整備するとともに、安全な避難や救助に必要な経路を確保するため、細街路の拡幅や袋小路道路の解消を促進します。
- ◆ 防災行政無線の整備及び適切な維持管理・運用を図るとともに、緊急時における円滑な情報伝達の確保を図ります。

③情報の活用と防災体制の確立・強化

- ◆ ハザードマップ*等の防災情報の整備と周知を図るとともに、住民、企業、行政が各種のリスク情報を共有し、適切な役割分担のもと安全な都市・地域づくりに向けた多様な取り組みを推進します。
- ◆ 災害時に住民が安全に避難し、迅速な初動活動や適切な救助活動を円滑に行えるよう、情報提供や訓練等により住民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- ◆ インターネットやテレビ・ラジオ等の多種メディアと、防災行政無線、防災メール等を活用した、正確かつ迅速な災害情報の伝達を図ります。



総合防災訓練

7 地域特性を活かした都市づくりに向けて

中山間地、集落地、市街地等の多様な特性を有する本市においては、環境に配慮した地域循環型のシステムづくりを進めるとともに、地域間の交流、連携を活発にし、それぞれの地域特性を磨き上げ、どこに住んでいても住みよさを感じられるまちに向けたシステムづくりが必要です。

また、岩国錦帯橋空港をはじめとした、陸・海・空の交通利便性や情報通信技術の活用により、観光、産業等、多方面で県内外の都市と活発に交流する都市づくりを推進します。

(1) 資源やエネルギーが循環する都市

持続可能な都市づくりに向け、3Rの推進、自然エネルギーの利用促進、フードマイレージ*の削減、エコファーマー*の支援等、市内でエネルギーや資源が循環するシステムづくりを進めます。

環境負荷の少ない都市形成を目指し、市街地の拡散を防止し、市街地内の積極的な緑化、市街地周辺の自然環境の保全を図るとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備と活用促進、徒歩や自転車等で移動しやすい交通環境の整備を図ります。

(2) 地域の産業が継続する都市

山・川・海の自然環境に恵まれた本市では、多様な地形を活かしたさまざまな生産活動が展開されていますが、第一次産業を取り巻く情勢は厳しさを増し、産業の維持・存続が喫緊の課題となっています。

一方、近年では、食料自給率の向上や食の安全性が特に求められるようになり、生産・流通・消費の良好なサイクルの構築が望まれています。

今後も、『岩国市農林業振興基本計画』や『岩国市水産業振興基本計画』の推進により、生産基盤や集落環境の維持・向上、新規従事者の育成・支援等の取り組みを進めるとともに、地産地消、特産物のブランド化、六次産業化*、食育の推進等による地域産業の振興を図ります。

また、第二次、第三次産業の分野においても、地域間での生産物の流通や消費促進等による地域活力の向上を目指します。



朝市

(3) 人々が循環する都市

地域循環型の都市の実現には、モノの循環に加え、都市部と農山漁村部で生活する人々の交流という“ヒトの循環”も不可欠です。

このため、道の駅等の交流拠点の活用、グリーンツーリズムや農林漁業体験等の促進、地域づくりの専門家やボランティアの派遣等、市内の人や物の交流を活発にすることにより、地域振興と人の育成を両軸とした都市づくりを進めます。

また、中山間地域では、『岩国市中山間地域振興基本計画』に基づき、生活環境基盤の整備や産業振興等に取り組むとともに、豊かな自然環境を活かしたIJUターン*の推進等、定住促進に向けた取り組みを進め、集落の活力維持を図ります。

本市の資源や魅力を広く発信するとともに、県内外の都市等との活発な交流及び企業誘致や観光振興等の施策を展開することにより、各地域の活性化を図ります。



体験交流行事（沢トレッキング）



IJU（移住）応援団の取り組み

(4) 地域資源や特性を活かした個性的で魅力ある都市

本市は、中国山地の山々、錦川に代表される清流、瀬戸内海等の豊かな自然に恵まれており、これらを活用して潤いのある空間整備や観光施設の整備・充実を図るとともに、錦川流域の地域間連携、観光・交流資源としてのPRと活用を推進します。

特に、世界遺産登録を目指す日本三名橋のひとつである錦帯橋や、錦川と城山、桜並木や吉香公園等の彩り豊かな自然、城下町に由来する歴史・文化が継承されている岩国城下町地区(岩国・横山地区)では、文化財の適切な保存管理とともに、良好な景観の保全・整備を推進し、多くの観光客が訪れる本市を代表する観光拠点として整備・活用を図っていきます。



日米フрендシップデー



錦帯橋と桜並木

また、米軍基地の所在する本市においては、日米フレンドシップデー等の各種イベントによる文化交流をはじめ、外国人住民や岩国に訪れる外国人が利用しやすい交通施設や観光施設等の整備を推進し、国際的な魅力のある多文化共生の都市づくりを目指します。

(5) 恵まれた交通機能や立地特性を活かした広域交流・連携都市

本市は、山陽自動車道岩国及び玖珂の2つのインターチェンジや、山陽新幹線新岩国駅を有し、さらに空の玄関口である岩国錦帯橋空港等、広域的な交通条件に恵まれています。

これらの交通機能と、山口県の最も東に位置するという立地特性を活かし、県内の他都市はもとより、隣接する広島県や島根県、更には福岡・北九州都市圏や関東方面の都市との交流・連携を図っていきます。

また、本市を代表する観光資源である錦帯橋及び岩国城下町地区(岩国・横山地区)と、広島市の世界遺産原爆ドーム、瀬戸内海に浮かぶ宮島等、瀬戸内エリアにおける観光地との広域的な連携を進め、国内外から多くの観光客が訪れ、交流する都市を目指します。



岩国港に寄港した大型クルーズ船



第4章

地域づくりの方針（地域別構想）

1. 地域区分の設定について
2. 岩国地域
3. 由宇地域
4. 玖珂・周東地域

第4章

地域づくりの方針（地域別構想）

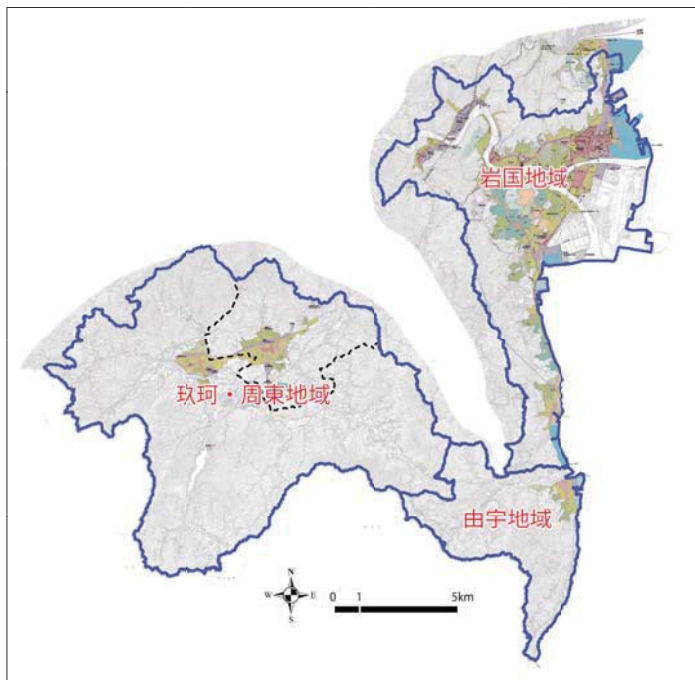
本章では、「都市づくりの方針(全体構想)」を受けて、住民の生活圏に近い地域単位ごとに、より詳細でかつ地域の特色を活かした地域づくりの方針(地域別構想)を定めます。

1 地域区分の設定について

地域区分の設定にあたっては、地形等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活の交流範囲等を考慮し、各地域の将来像を描き施策を位置付ける上で、適切なまとまりのある空間の範囲とする必要があります。

岩国市都市計画マスタープランでは、本市の中心市街地を含み、にぎわいや観光・交流の中核を担う『岩国地域』、瀬戸内海沿岸部の集落地や、海を活かした交流・レクリエーションエリアを有する『由宇地域』、内陸部のゆとりある田園居住環境と、交通利便性を活かした内陸型産業の要である『玖珂・周東地域』の3つの地域に区分します。

■ 地域区分



■ 地域別構想の対象範囲

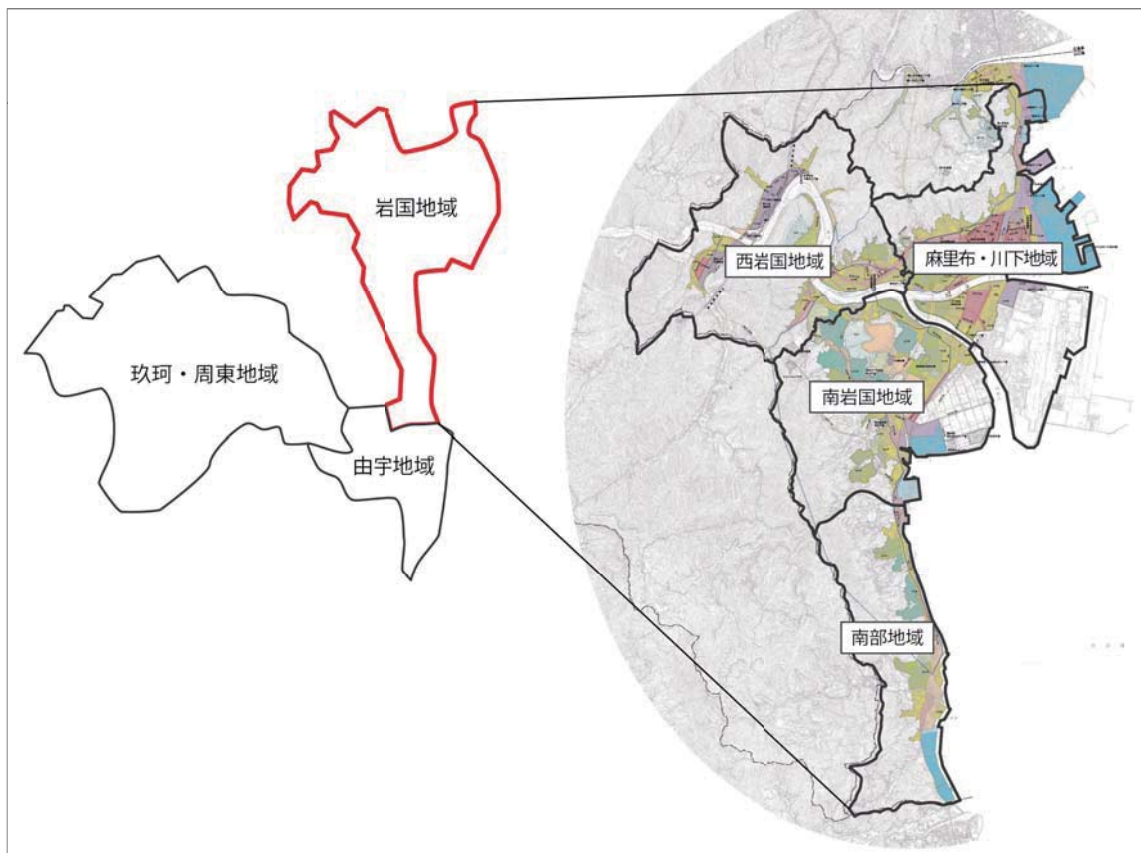


2 岩国地域

岩国地域には、多様な特性をもつ市街地が各地域に形成されています。

そこで、地形的な特徴や地域特性及び日常生活圏等を考慮し、本地域をさらに、岩国駅を中心とした中心市街地を有する『麻里布・川下地域』、錦帯橋周辺等の歴史的なまちなみを有する『西岩国地域』、南岩国駅を中心に良好な住宅地が広がる『南岩国地域』、瀬戸内海に面する自然豊かな『南部地域』の4つの地域に区分し、より市民にわかりやすい地域づくりの方針を示します。

■ 岩国地域・地域区分



(1) 麻里布・川下地域

■ 麻里布・川下地域の将来像

多くの人が集まり楽しく暮らせる 発展とにぎわいのあるまち



麻里布・川下地域の地域づくりの目標

● 活力ある岩国都市拠点の形成

岩国駅を中心に交通結節機能を強化し、多くの人が集まるにぎわいと活力ある魅力的な中心市街地の形成を図ります。また、多様な都市機能が集積する利便性の高さを活かし、中高層住宅等による都心居住の促進を図ります。

● 快適な街なか居住と産業活動を促進する基盤施設の整備

中心市街地の回遊や周辺地域からのアクセス向上、臨海部を中心とした産業活動の円滑化に向けた道路・交通環境の整備・改善を図るとともに、身近な公園や下水道等の基盤施設の整備・改善を進め、街なかに多くの人々が快適に暮らし続けられる住環境の形成を図ります。

● 身近な水と緑からなる自然環境の保全・活用

市街地内を流れる錦川は、市街地に潤いをもたらす水と緑からなる貴重な自然環境です。河川環境の保全を図るとともに、河川敷等の桜並木や楠等の緑を活かし、快適で魅力ある河川空間の形成を図ります。

■ 地域づくりの方針

① 土地利用・市街地整備

- ◆ 岩国駅を中心とする市街地では、多様な都市機能の集積を図るとともに、利便性の高さを活かした都心居住を促進し、多くの人でにぎわう魅力ある中心市街地の形成による岩国市の中心にふさわしい都市拠点の形成を図ります。
- ◆ 今津地区や川下地区では、幹線道路沿い等を中心に日常生活を支える身近な商業・業務地の形成を図りつつ、周辺の住宅地と調和した良好な市街地環境の形成を図ります。
- ◆ 国道2号等の主要な幹線道路沿いでは、周辺地域の生活利便を支える沿道サービス機能を適正に配置・誘導するとともに、背後の住宅地と調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- ◆ 瀬戸内海沿いに広がる臨海部の工業地域では、多様な企業活動を支える環境の維持・増進を図り、本市の産業を支える工業拠点の形成を図ります。
- ◆ 岩国港周辺では、隣接する工業地域と連携した流通業務機能の強化を図るため、港湾施設の整備を促進します。

- ◆ 川下地区では、『川下地区まちづくり整備計画』に基づき、幹線道路や生活道路、公園、公共下水道等の都市基盤施設の整備を促進することにより、落ち着いた暮らしやすい市街地環境の形成を図ります。
- ◆ 岩国駅東・川下地区等の工場と住宅が混在する地区では、地域と協働しながら、共生できる市街地環境の改善に努めます。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常的な生活基盤施設の整備・改善を進めるとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。

②道路・交通環境

- ◆ 国道2号、国道188号、岩国大竹道路、岩国南バイパス等は、麻里布・川下地域と周辺地域を結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。また、新港・装束周辺では、慢性的な渋滞の解消に向け、道路の改良・整備を進めます。
- ◆ 南岩国地域とのアクセス向上に向け、(都市計画道路。以下(都)と表記)昭和町藤生線の整備を促進するとともに、川下地区においては、地区の東西を繋ぐ幹線道路である(都)楠中津線の整備を促進します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路*や地区幹線道路*の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 岩国駅及び駅周辺では、岩国駅のバリアフリー化や東西自由通路、駅前広場等の整備により、鉄道やバス等の公共交通機関の利便性向上及び交通結節機能の強化を図るとともに、東西市街地の一体化を促進します。また、駐車場・駐輪場等の適切な配置、整備を進め、利便性の向上を図ります。
- ◆ 岩国錦帯橋空港の利便性向上に向け、主要な幹線道路から空港ターミナルへのアクセス道路の整備を促進するとともに、岩国駅や錦帯橋バスセンターとのバスアクセスの充実を図ります。
- ◆ 岩国港では、ターミナル機能の強化を図るとともに、臨海部のスムーズな物流輸送等を推進するための岩国港臨港道路等の整備や、大型船の寄港誘致に資する取り組みを促進します。
- ◆ 岩国港から黒島・端島・柱島間を結ぶ離島航路は、島民の日常生活に欠くことのできない交通手段であることから、観光資源の活用等による交流人口の増加を図り、今後も維持していきます。

③自然環境・都市環境

- ◆ 岩国駅を中心とする市街地においては、重点的な緑化に取り組み、本市の玄関口にふさわしい緑豊かな潤いある景観の形成を図ります。
- ◆ 中央公園では、錦川の水辺と楠巨樹群を活かした親水性の高い空間を整備し、市民の憩いと癒しの場となる公園づくりを目指します。
- ◆ 長山公園では、水と緑の潤い豊かな地域に親しまれる公園としての活用を図ります。
- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生、適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 港湾緑地は、多くの市民に利用される公園・緑地として整備、有効活用を図ります。
- ◆ 錦川の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら散策路等の親水空間を確保し、川の自然と調和した潤いある景観形成を図ります。
- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地は、市街地の背景として都市の風致や潤いに資する貴重な緑であり、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図るとともに、豊かな樹林地の活用を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。

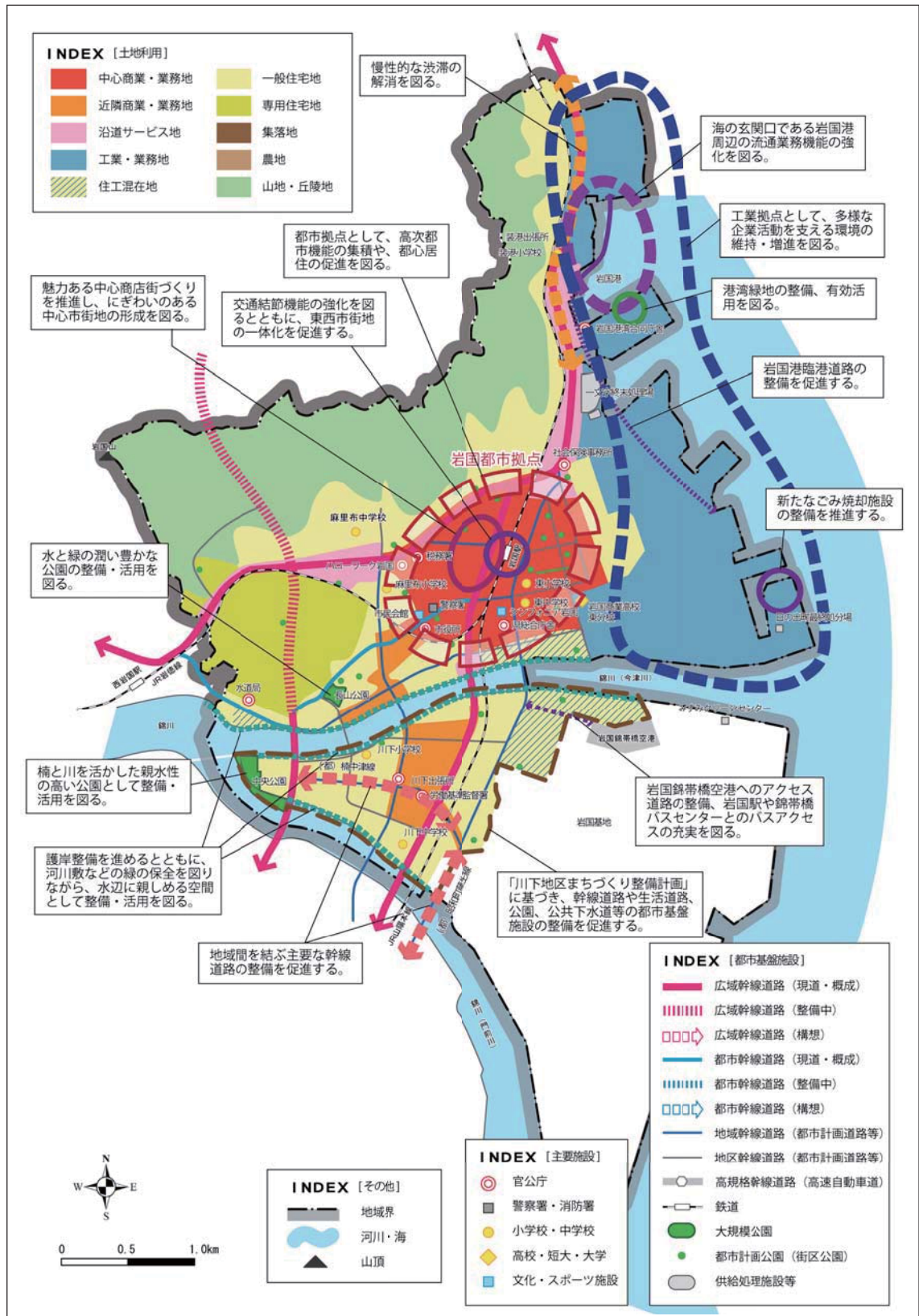


長山公園

④その他

- ◆ 基地のある街として、これまでも取り組まれている各種イベントや文化・スポーツを通じた国際交流等、地域の活性化に寄与する取り組みを進めます。
- ◆ 川下地区や今津地区等の河川沿いに広がる市街地や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、洪水被害や浸水被害を抑止・軽減するため、護岸整備や河川の浚渫^{しゅんせつ}、ポンプ場の整備等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 日の出地区では、優れた環境保全性能を有し、高い機能性と経済性を両立した新たなごみ焼却施設の整備を推進します。

■麻里布・川下地域の方針図



(2) 西岩国地域

■ 西岩国地域の将来像

錦川と山の緑に包まれた 歴史と文化がかほる交流のまち



西岩国地域の地域づくりの目標

● 歴史と自然が調和した魅力ある城下町の保全・整備

清流錦川にかかる日本三名橋である錦帯橋を中心とした岩国城下町地区（岩国・横山地区）には、河川沿いの桜並木や、風情あるまちなみからなる歴史・文化と自然が調和した魅力ある景観が見られます。この美しく魅力ある城下町の景観は、市民の貴重な財産であり、次世代へ継承するために、適切な保全・整備を図ります。

● 国内外から多くの人を訪れる観光拠点の形成

岩国城下町地区（岩国・横山地区）では、錦帯橋を中心とする錦川の両岸において、歴史・文化・自然からなる多様な資源が多く分布しています。国内外から多くの人を訪れ、楽しく回遊できる市街地環境の整備を進め、観光拠点の形成を図ります。

● 広域交通のアクセスを活かした交流の促進

本地域は、山陽新幹線新岩国駅と山陽自動車道岩国インターチェンジを有しており、広域的な交通利便の高い地域です。この交通特性を活かして、中心市街地や観光拠点とのアクセスを向上し、広域交流の促進を図ります。

■ 地域づくりの方針

① 土地利用・市街地整備

- ◆ 岩国城下町地区（岩国・横山地区）では、歴史・文化的な資源と錦川や城山からなる美しい自然環境に調和した市街地環境の保全・整備を進め、既存の住環境に配慮しながら多くの人を訪れる観光拠点の形成を図ります。
- ◆ 西岩国駅周辺や新岩国駅周辺では、日常生活を支える身近な商業・業務地の形成を図ります。特に新岩国駅周辺は、市の広域的な玄関口として交流サービス機能の集積を図ります。
- ◆ 岩国地区では、地域の身近な商業地かつ多くの人を訪れる観光地として、適正な商業・業務機能や交流機能の配置により、住宅と商業・業務施設が共存したにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 岩国城下町地区（岩国・横山地区）では、景観計画をはじめとする各種制度の活用により、歴史的なまちなみの保全を図るとともに、既存施設の建替えや新たに建築・開発等を行なう際には、地域の風情ある景観や美しい自然環境と調和した土地利用の誘導を図ります。

- ◆ 国道2号等の主要な幹線道路沿いでは、周辺地域の生活利便を支える沿道サービス機能を適正に配置・誘導するとともに、観光地や背後の住宅地と調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- ◆ 岩国インターチェンジ周辺では、広域交通の利便を活かした工業・流通業務拠点の形成を図ります。
- ◆ 多田・藤河・御庄地区の工場と住宅が混在する地区では、地域と協働しながら、共生できる市街地環境の改善に努めます。
- ◆ 狹隘道路*が多くみられる西岩国駅周辺地区では、長期末着手となっている土地区画整理事業のあり方を見直し、地区の実情に合ったまちづくりを推進します。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常的な生活基盤施設の整備・改善を図るとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。
- ◆ 錦川や御庄川沿いの田園地域では、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地の保全による営農環境を適切に維持するとともに、既存集落の居住環境の改善等による集落の活力維持を図ります。



岩国地区の歴史的なまちなみ

②道路・交通環境

- ◆ 国道2号や(都)海土路御庄線等は、西岩国地域と麻里布・川下地域及び南岩国地域とを結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路や地区幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 岩国城下町地区(岩国・横山地区)では、住民や来街者が安心して快適に通行できる交通環境の整備を図るとともに、地区全体の回遊性の向上、安全性・景観保全の観点から、駐車場の再配置を図ります。
- ◆ 新岩国駅では、錦川清流線清流新岩国駅も含めた交通結節機能の強化により、市街地中心部や岩国城下町地区(岩国・横山地区)との公共交通によるアクセス向上を図ります。
- ◆ 西岩国駅、川西駅では、駅前広場等の整備により、交通結節機能の強化及び利便性の向上を図ります。また、西岩国駅では、歴史的な建造物である駅舎を活かし、交流機能の強化を図ります。



西岩国駅

③自然環境・都市環境

- ◆ 吉香公園や城山をはじめ、錦帯橋や錦川周辺に広がる緑は、良好な都市の風致を形成するものであり、適切に保全を図るとともに、隣接する市街地内では、背景となる自然環境や歴史的景観と調和した建築・開発行為の誘導を進めます。
- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生や適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 錦川や御庄川の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら散策路等の親水空間を確保し、川の自然と調和した潤いある景観形成を図ります。
- ◆ 豊かな自然林が保全されている笠戸岩国自然休養林(岩国地区)については、緑による癒しやレクリエーション等の市民の憩いの場として活用を図ります。

- ◆ 本地域の大部分を占める山地・丘陵地では、林業基盤の維持・活用及び山林の適切な維持・管理に努めるとともに、人工林の針葉樹林から混合林等への転換を図る等、貴重な自然環境の保全に努めます。また、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。

④その他

- ◆ 日本三名橋である錦帯橋は、伝統文化を伝える貴重な技術遺産であり、適切な保全を図るとともに、伝統技術の継承に努めます。
- ◆ 岩国城下町地区(岩国・横山地区)や旧岩国往来等の歴史・文化遺産を保全するとともに、地域住民やボランティア団体等との協働による地域資源を活かしたまちづくりに取り組みます。
- ◆ 西岩国地域や藤河地区等の河川沿いに広がる市街地や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、護岸整備や河川の浚渫、ポンプ場の整備等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。



岩国城



紅葉谷公園



(3) 南岩国地域

■ 南岩国地域の将来像

自然とにぎわい、誰もが暮らしやすいまち



南岩国地域の地域づくりの目標

● 市民の安心・安全を担う医療・防災交流拠点の形成

愛宕山地区では、岩国医療センターやいわくに消防防災センターが整備されるとともに、防災機能を備えた多目的広場の整備が進められています。これらの施設が連携し、危機管理機能の強化を図ることにより、市民の安心・安全を担う医療・防災交流拠点の形成を図ります。

● 南岩国駅を中心とした地域の生活拠点の形成と緑豊かな住環境の保全

南岩国駅周辺には、地域の生活を支える商業地が形成され、周辺には高等教育機関も立地しています。駅の利便性や交通結節機能の強化、生活基盤整備等により、地域の生活拠点の形成を図ります。

また、緑豊かな環境を保全し、子供からお年寄りまで、誰もが安心して暮らし続けられる住環境の形成を図ります。

● ハス田や干潟からなる豊かな自然環境の保全

瀬戸内海沿いには豊かな干潟が広がるとともに、干拓地のハス田では市の特産品であるレンコンの栽培が行われています。これらは市街地に隣接しており、無秩序な開発を抑制することにより、営農環境の維持及び豊かな自然環境の保全・活用を図ります。

■ 地域づくりの方針

① 土地利用・市街地整備

- ◆ 南岩国駅周辺では、日常生活を支える身近な商業・業務地の形成を図るとともに、周辺地域の生活拠点を担う市街地環境の整備を推進します。
- ◆ 愛宕山地区では、周辺環境に配慮した土地利用の誘導や周辺緑地の保全を図るとともに、岩国医療センターやいわくに消防防災センター、防災機能を備えた多目的広場の整備により、市民の安心・安全を担う医療・防災交流拠点の形成を図ります。
- ◆ 国道188号や(都)牛野谷灘線等の主要な幹線道路沿いでは、周辺地域の生活利便を支える沿道サービス機能を適正に配置・誘導するとともに、背後の住宅地と調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常的な生活基盤施設の整備・改善を進めるとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。

- ◆ 平田地区等の計画的に整備された住宅団地では、公園や街路樹等からなる緑豊かな住環境の維持・保全を図ります。
- ◆ 南岩国駅周辺地区では、長期未着手となっている土地区画整理事業のあり方を見直し、地区の実情に合ったまちづくりを推進します。
- ◆ 南岩国駅東部に広がる干拓地や平田・灘地区の市街地周辺の田園地域では、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地の保全による営農環境の維持を図ります。

②道路・交通環境

- ◆ 国道188号、岩国南バイパス等は、南岩国地域と麻里布・川下地域とを結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。
- ◆ 岩国南バイパスの南伸による広域交通環境の整備を促進します。
- ◆ 玖珂地域との連携を強化する主要な幹線道路として、岩国西バイパスの整備を促進します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路や地区幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 南岩国駅では、駅前広場や駐車場・駐輪場等の整備により、交通結節機能の強化及び利便性の向上を図ります。

③自然環境・都市環境

- ◆ 岩国運動公園では、多くの市民に利用される広域的なスポーツ・レクリエーション拠点として、機能充実を図るとともに、施設の適正な維持・管理を行います。
- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生や適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 門前川や平田川の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら散策路等の役割を担う道路や親水空間を確保し、川の自然と調和した潤いある景観形成を図ります。
- ◆ 尾津の干拓地では、堤防道路等を活かし、穏やかな瀬戸内海やハス田の景観を楽しめる散策路等の整備・活用を図ります。
- ◆ ハス田や干潟の保全を図り、水鳥等の多様な生物と共生できる豊かな水辺の保全・再生等による自然環境の保全に努めます。
- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地は、林業基盤の維持・活用及び山林の適切な維持・管理により、貴重な自然環境の保全に努めます。また、都市の風致や潤いに資する貴重な緑として、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。



岩国運動公園



ハス田

④その他

- ◆ 卸売市場では、イベント等の交流機会を通じた地産地消の促進を図るなど、施設の有効活用を図ります。
- ◆ 岩国市リサイクルプラザでは、施設の適正な維持管理や機能の充実・改善及び活用により、ごみの再資源化と適正な処理とともに、循環型社会に関する市民の意識啓発を推進します。
- ◆ 愛宕山地区の運動施設エリアにおいては、施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進します。
- ◆ 愛宕地区や灘地区等の河川及び瀬戸内海沿岸部の市街地や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、護岸整備や河川の浚渫等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。

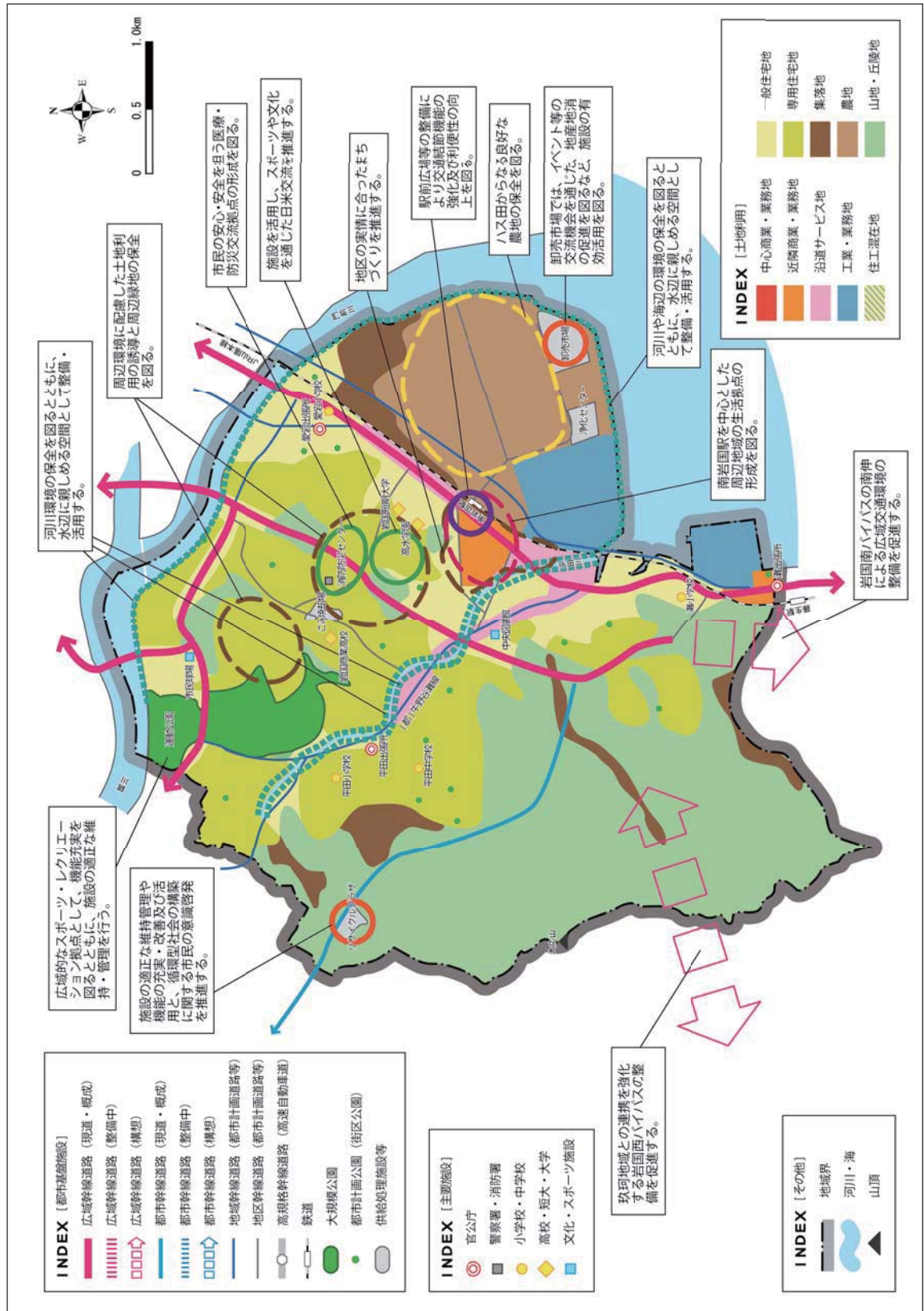


料理講習会（卸売市場）



岩国市リサイクルプラザ

■南岩国地域の方針図



(4) 南部地域

■ 南部地域の将来像

海と山、豊かな自然の中で暮らせるまち



南部地域の地域づくりの目標

● 海と山に恵まれた自然と共生した市街地の形成

豊かな自然環境と共生した市街地の形成を図るとともに、海や山等の地域資源を活かした魅力あるまちづくりにより、地域の活力創出を図ります。

● 農業や漁業等の生業を活かした交流の促進

地域の産業基盤である農業や漁業等の生業環境の継続と活力創出に向け、農地や海・山林等の保全を図るとともに、地域間の交流による地域の活性化を目指します。

● 海・川・里山等からなる豊かな自然環境の保全

豊かな恵みや潤いを与える海や川、里山等の美しい自然環境を守り育て、次世代に継承していくため、地域との協働により適切な保全を図ります。

■ 地域づくりの方針

① 土地利用・市街地整備

- ◆ 藤生駅周辺や通津駅周辺では、日常生活を支える身近な商業・業務地の形成を図ります。
- ◆ 通津地区から由宇地域にかけての臨海部の工業地域では、多様な企業活動を支える環境の維持・増進を図るとともに、通津・由宇間での連携を促進し、本市の産業を支える一体的な工業拠点の形成を図ります。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常的な生活基盤施設の整備・改善を進めるとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。
- ◆ 医療センター跡地では、市民が安心していきいきと暮らすことができるよう「福祉のまちづくり」を目指し、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。
- ◆ 藤生地区から通津地区にかけての漁港や周辺の集落では、漁港施設や集落環境の維持・増進を図りつつ、海や港を活かした地域間の交流の促進等により、雇用の場の創出や地産地消の増進等による地域の活性化を目指します。
- ◆ 市街地周辺に広がる田園地域では、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地の保全による営農環境を維持するとともに、既存集落の居住環境の改善等による集落の活力維持を図ります。

- ◆ 遊休農地については、担い手の育成等により農地としての有効活用・機能維持を促すとともに農作業体験等の都市・農村交流の場として維持・活用を図り、農業環境の維持と活力創出を図ります。

②道路・交通環境

- ◆ 国道188号は、南部地域と麻里布・川下地域とを結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。
- ◆ 岩国南バイパスの南伸による広域交通環境の改善を促進します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路や地区幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 藤生駅、通津駅では、駐輪場等の整備により、利便性の向上を図ります。



通津駅

③自然環境・都市環境

- ◆ 通津美ヶ浦では、瀬戸内海への眺望や浜辺と一体となった海辺のレクリエーションの場となる公園の維持・活用を図ります。
- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生や適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 瀬戸内海沿岸では、自然海岸等の貴重な自然環境を保全するとともに、美しい海辺の景観を活かしたレクリエーション空間として活用を図ります。
- ◆ 通津川の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら川の自然に親しめる空間の整備を促進し、川と集落が調和した潤いある景観形成を図ります。
- ◆ 背後の山や瀬戸内海の美しい自然環境と調和した建築・開発行為の誘導を図るとともに、周辺環境と調和した市街地景観の形成に努めます。

- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地は、林業基盤の維持・活用及び山林の適切な維持・管理により、貴重な自然環境の保全に努めます。また、市街地の潤いに資する貴重な緑として、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図ります。
- ◆ 瀬戸内海の海を守り育てるため、地域と協働して里山を保全するとともに、環境学習・体験学習の場として活用を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。



通津川

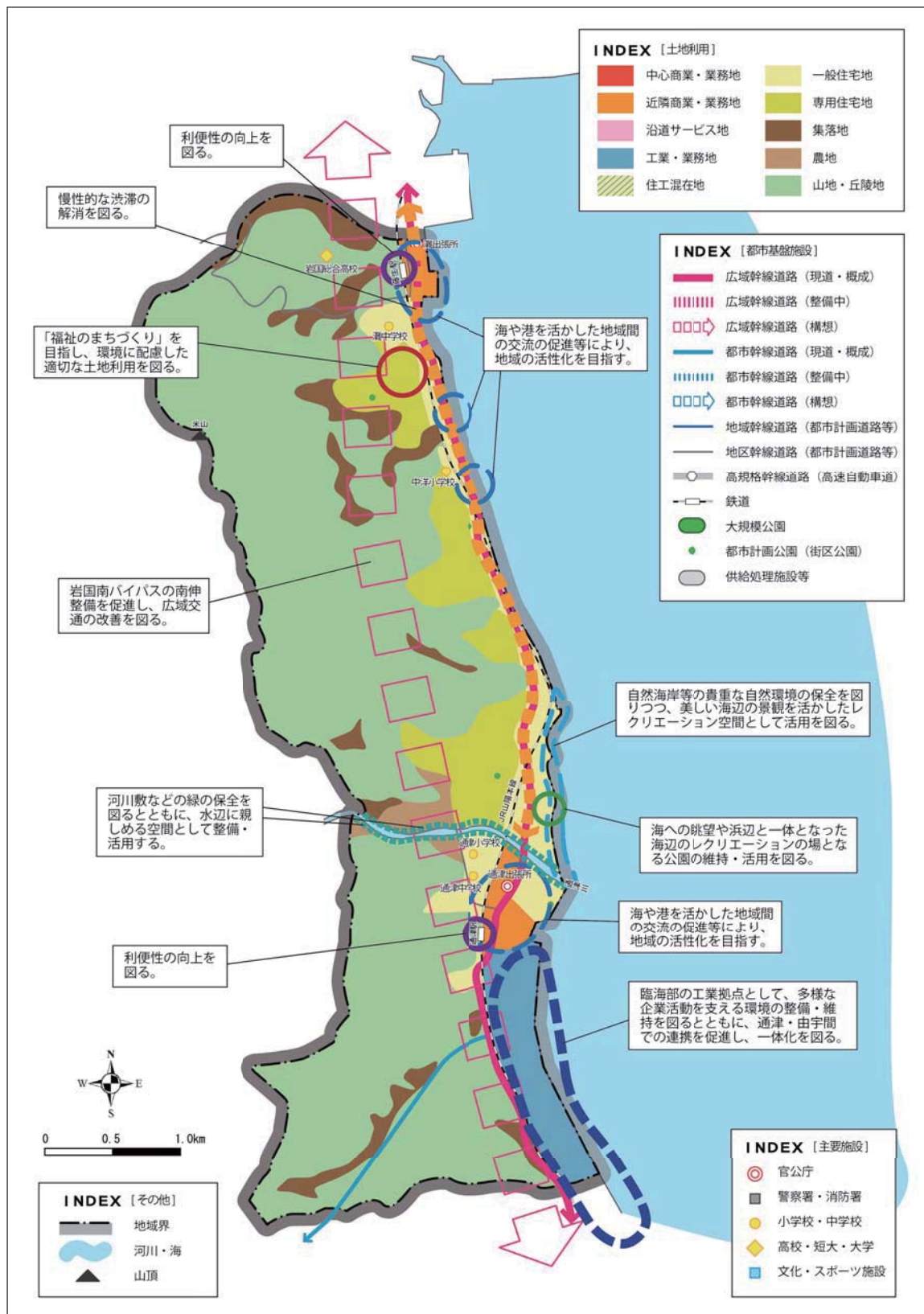


通津の自然海岸

④その他

- ◆ 藤生地区や通津地区等の瀬戸内海沿岸部に広がる市街地や集落、過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、護岸整備等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。

■南部地域の方針図



3 由宇地域

■由宇地域の将来像

瀬戸内海と里山の恵みを活かした
暮らしと交流のあるまち

由宇地域の地域づくりの目標

● 地域の生活を支える顔の見える魅力ある地域拠点の形成

由宇駅の交通結節機能の強化を図るとともに、駅周辺市街地への地域の生活を支える機能の集積を促進することにより、地域に親しまれる魅力ある地域拠点の形成を図ります。

● 自然の海や港を活かした交流の促進

美しい瀬戸内海を活かした海水浴や釣り等の自然体験型のレクリエーションや、港を活かした交流を促進することにより、自然とのふれあいや雇用の場の創出、地産地消の推進等による地域の活性化を目指します。

● 水と緑からなる豊かな自然と共生した市街地の形成

瀬戸内海や由宇川、里山等の豊かな自然に恵まれた本地域では、自然環境と共生した住環境を保全するとともに、自然景観に配慮したまとまりのある市街地の形成を図ります。

■地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ◆ 由宇駅周辺から由宇総合支所周辺にかけての由宇地域の中心的な役割を担う市街地では、地域生活を支える商業・業務機能や保健・医療・福祉等の多様な機能を集積することにより、地域拠点の形成と機能強化を図ります。
- ◆ 由宇駅周辺では、魅力ある商業地の形成を図り、地域のにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 由宇地域から通津地区にかけての臨海部の工業地域では、多様な企業活動を支える環境の維持・増進を図るとともに、通津・由宇間での連携を促進し、本市の産業を支える一体的な工業拠点の形成を図ります。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常生活基盤施設の整備・改善を進めるとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。
- ◆ 丘陵地等で開発された住宅地や新たに開発される住宅地では、背景となる山の緑や眼の前に広がる瀬戸内海からなる自然環境との調和に配慮し、建築協定や地区計画等を活用した良好な住環境の維持・形成を図ります。

- ◆ 神東地区から神代地区にかけての漁港や集落では、漁港施設や集落環境の維持・増進を図りつつ、海や港を活かした地域間の交流の促進等により、雇用の場の創出や地産地消の増進等による地域の活性化を目指します。
- ◆ 堀田地区の用途白地地域では、特定用途制限地域の指定等を検討するとともに、無秩序な開発を抑制しつつ、農地と住宅が共存できる環境づくりを進めます。
- ◆ 瀬戸内海沿岸や由宇川沿いに広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全による営農環境を適切に維持するとともに、既存集落の居住環境の改善等による集落の活力維持を図ります。
- ◆ 遊休農地については、担い手の育成等により農地としての有効活用・機能維持を促すとともに農作業体験等の都市・農村交流の場として維持・活用を図り、農業環境の維持と活力創出を図ります。



由宇の商店街



由宇港

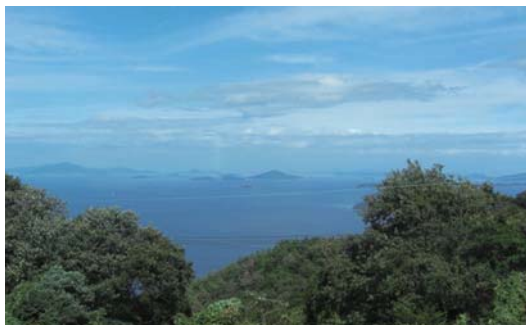
②道路・交通環境

- ◆ 国道188号は、由宇地域と岩国地域とを結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。
- ◆ 岩国地域や他都市との連携を強化する主要な幹線道路として、岩国南バイパスの南伸を含む岩国柳井間地域高規格道路の整備に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路や地区幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 由宇駅、神代駅では、駅前広場等の整備により、交通結節機能の強化及び利便性の向上を図ります。

③自然環境・都市環境

- ◆ 潮風公園みなとオアシスゆう周辺では、瀬戸内海を活かした地域交流拠点として、自然体験型の学習及びレクリエーション空間の整備・活用を図ります。
- ◆ 由宇グラウンド等の公園や広場は、地域に身近なスポーツ・レクリエーションの場として適切に維持・管理するとともに、地域と協働しながら有効活用を図ります。

- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生や適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 瀬戸内海沿岸では、自然海岸等の貴重な自然環境を保全するとともに、美しい海辺の景観を活かしたレクリエーション空間として活用を図ります。
- ◆ 由宇川の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら川の自然に親しめる空間の整備を促進し、川と市街地や集落が調和した美しい田園景観の保全・形成を図ります。
- ◆ 銭壺山では、緑豊かな自然環境を保全し、瀬戸内海と島々を望む視点場*となる空間の整備や身近な自然を楽しめるレクリエーションの場としての活用を図るとともに、利便性の向上に努めます。
- ◆ 背後の山や瀬戸内海の美しい自然環境と調和した建築・開発行為の誘導を図るとともに、周辺環境と調和した市街地景観の形成に努めます。
- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地は、林業基盤の維持・活用及び山林の適切な維持・管理により、貴重な自然環境の保全に努めます。また、市街地の潤いに資する貴重な緑として、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図ります。
- ◆ 瀬戸内海の海を守り育てるため、地域と協働して里山を保全するとともに、環境学習・体験学習の場として活用を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。



瀬戸内海の眺望

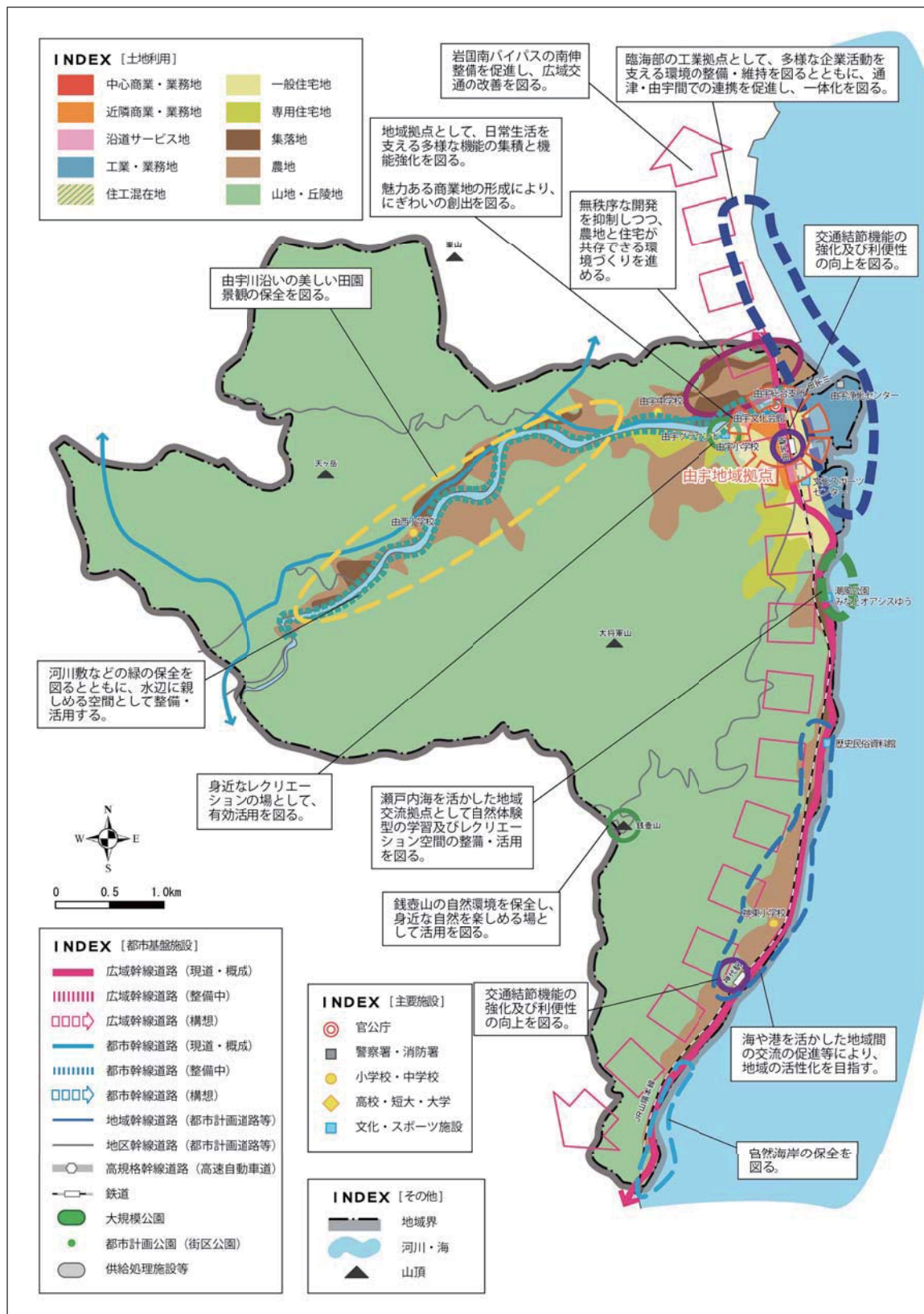


潮風公園みなとオアシスゆう

④その他

- ◆ 地域との協働のもと、温泉やプロ野球練習場等の地域の特色を活かした個性あるまちづくりに取り組むことにより、地域間での交流を促進し、地域活力の創出を図ります。
- ◆ 瀬戸内海沿岸部や由宇川沿いに広がる市街地や集落、過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、護岸整備等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。

■由宇地域の方針図



4 玖珂・周東地域

■玖珂・周東地域の将来像

豊かな自然と生活利便が調和した田園都市



玖珂・周東地域の地域づくりの目標

● 地域に親しまれる魅力とにぎわいある地域拠点の形成

玖珂駅前や周防高森駅前には、長く地域に親しまれた商店街が形成されています。これらの地域では、魅力ある商店街によるにぎわいの創出等により、地域の中心を担う地域拠点の形成を推進します。また、玖珂盆地としてのまとまりを活かし、両拠点が連携しながら一体的な地域づくりを目指します。

● 広域交通利便を活かした内陸産業拠点の形成

市街地に近接してインターチェンジが立地する広域交通利便を活かし、内陸型の産業・流通業務機能の集積を図り、産業拠点の形成を図ります。

● 地域の資源を活かしながらゆったりと暮らせる住環境の保全・形成

個々の地域の歴史や文化を継承しつつ、玖珂盆地の豊かな自然に恵まれた潤いある住環境の保全・形成により、まとまりある市街地の形成を図ります。

■地域づくりの方針

①土地利用・市街地整備

- ◆ 玖珂駅周辺や周防高森駅周辺に広がる地域の中心的な役割を担う市街地では、地域生活を支える商業・業務機能や保健・医療・福祉等の多様な機能を集積することにより、地域拠点の形成と機能強化を図ります。
- ◆ 玖珂駅前や周防高森駅前では、風情あるまちなみを活かした魅力ある商業地の形成を図り、地域のにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 瀬田工業団地やテクノポート周東では、広域交通利便を活かした内陸工業拠点として、産業・流通業務施設の誘導・集積を図ります。
- ◆ 中低層住宅や店舗等からなる一般住宅地では、生活道路や公園等の日常生活基盤施設の整備・改善を進めるとともに、安心して快適に暮らし続けることのできる住環境の保全・形成を図ります。
- ◆ 島田川沿いや笹見川沿い等に広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全による営農環境を適切に維持するとともに、既存集落の居住環境の改善等による集落の活力維持を図ります。



玖珂駅前



周防高森駅前

②道路・交通環境

- ◆ 国道2号は、玖珂・周東地域と岩国地域とを結ぶ幹線道路として整備等を図り、円滑な交通環境の形成を目指します。
- ◆ 県道岩国玖珂線では、慢性的な渋滞の解消に向け、道路環境の改良・整備を進めるとともに、岩国地域との連携を強化する主要な幹線道路として、岩国西バイパスの整備を促進します。
- ◆ 生活利便性を向上させるため、地域幹線道路や地区幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 生活道路のバリアフリー化等を進め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路環境の改善を図ります。
- ◆ 玖珂駅、周防高森駅等では、駅前広場等の整備により、交通結節機能の強化及び利便性の向上を図ります。

③自然環境・都市環境

- ◆ 玖珂総合公園では、多くの市民に利用される広域的なスポーツ・レクリエーション拠点として、機能充実を図るとともに、施設の適正な維持・管理を行います。
- ◆ 街区公園等の地域に身近な公園や緑地では、住民のニーズを踏まえながら再編・再生や適切な維持管理、活用方策について検討し、地域と協働した取り組みを進めます。
- ◆ 周東町文化の里等の広場や緑地は、地域に身近なレクリエーションの場として適切に維持・管理するとともに、地域と協働しながら有効活用を図ります。
- ◆ 中山湖周辺では、水と緑からなる美しい自然環境を保全するとともに、ダム湖を活かした自然体験型のレクリエーション空間として保全と活用を図ります。
- ◆ 島田川や東川、笹見川等の自然環境の保全を図るとともに、河川敷等では、防災面に配慮しながら川の自然に親しめる空間の整備を促進し、川と市街地や集落が調和した美しい田園景観の保全・形成を図ります。
- ◆ 緑豊かな高照寺山の自然環境を保全するとともに、パラグライダー基地等で活用されている山頂へのアクセス向上に努め、自然を楽しめる場としての活用を図ります。

- ◆ 市街地周辺の山地・丘陵地は、林業基盤の維持・活用及び山林の適切な維持・管理により、貴重な自然環境の保全に努めます。また、市街地の潤いに資する貴重な緑として、市民や企業等と連携しながら適切に保全を図ります。
- ◆ 河川等の自然環境への負荷を軽減させるとともに、衛生的で快適な生活環境を整えるため、公共下水道等の整備を推進します。



玖珂総合公園

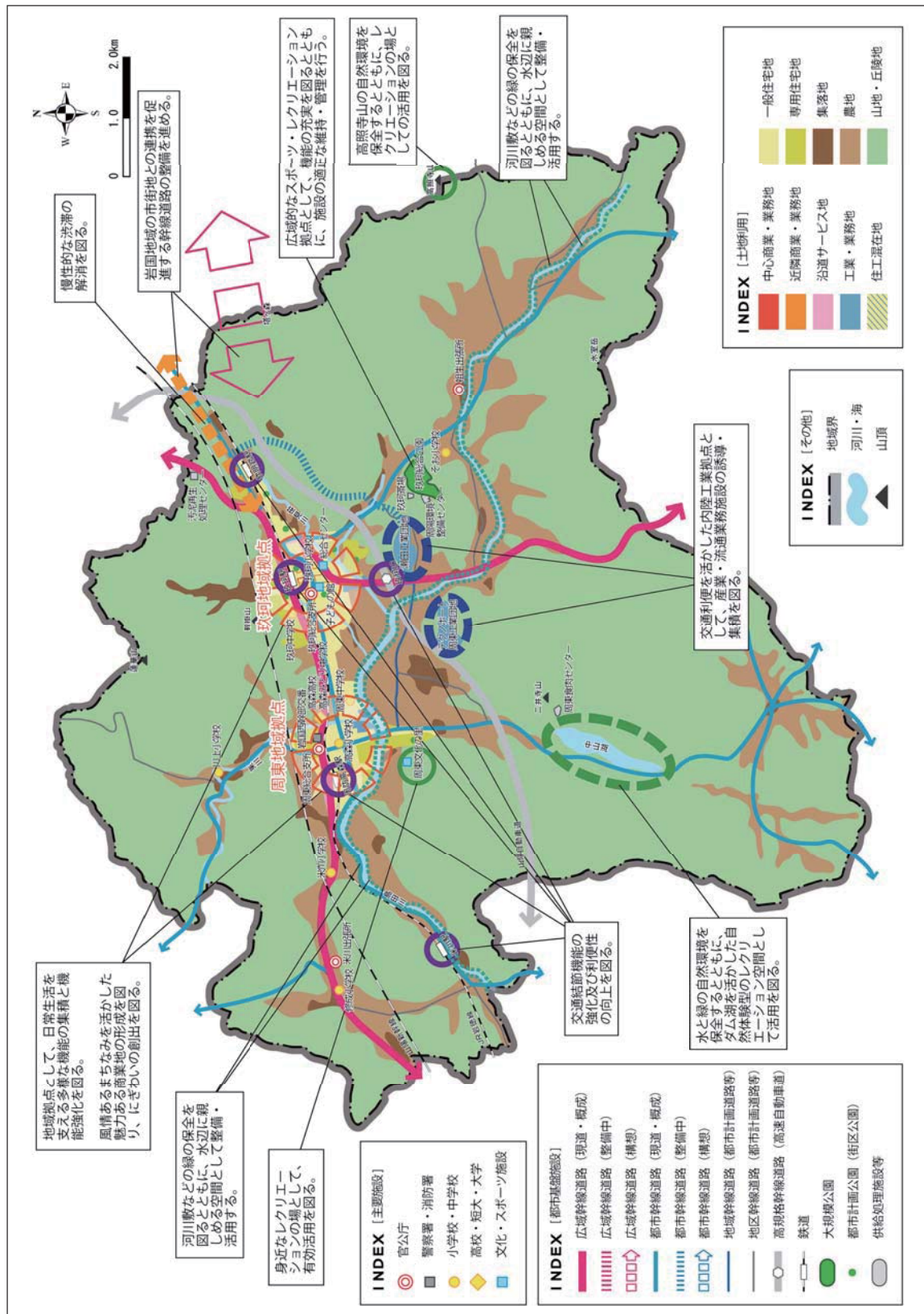


中山湖

④その他

- ◆ 地域の歴史・文化的資源や豊かな自然環境により育まれた農業・畜産業等を維持・保全するとともに、地域との協働による地域の特色を活かした交流を促進し、活力の創出を図ります。
- ◆ 島田川沿いに広がる市街地や集落、過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、護岸整備や河川の浚渫等による自然災害対策の強化に努めます。
- ◆ 土砂崩壊や土砂流出等のおそれがある地区や過去に災害が発生した地区等では、ハザードマップ等の防災情報の整備と周知を図るとともに、被害防止のための対策の推進、開発の抑制等による自然災害対策の強化に努めます。

■玖珂・周東地域の方針図





第5章

都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 都市計画等の制度の活用による取り組み
2. 地区まちづくりの推進
3. 重点プロジェクトの推進
4. 都市計画マスタープランの管理と継続的な改善
5. 都市づくりにおける「協働のまちづくり」の考え方

第5章

都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けては、行政と市民等とが将来像を共有し、本マスタープランに掲げた方針に基づき、都市計画法及びその他の法令等に基づく制度等を活用することで個々の取り組みを着実に進めていくとともに、課題等に対応した地区まちづくりの取り組みを進めます。

1 都市計画等の制度の活用による取り組み

(1) 都市計画の決定・変更等

都市計画マスタープランで掲げる方針に基づき、都市計画の決定・変更等を行い、適切な土地利用の誘導や事業の推進を図ることで、将来像の実現を目指します。

① 区域区分(線引き制度)の定期見直し

本市では、岩国都市計画区域に区域区分が適用されており、今後も農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展のため、引き続きこの制度を維持することとします。

市街化調整区域内で市街化区域に隣接し、今後市街化を誘導することが適切であると考えられる地区については、市街化区域への編入を検討します。また、市街化区域内で市街地が形成されておらず、今後も市街化が見込めない地区については、市街化調整区域への編入を検討します。

② 地域地区の指定又は見直し

本市では、用途地域と併せて、特別の目的から土地利用の増進や環境の保護等を図るための特別用途地区や、都市内の良好な自然的景観等を維持するための風致地区等を指定しています。

都市計画マスタープランに描かれた将来像の実現を目指し、利用目的に沿った合理的な土地利用を図るため、これまで指定されている地域地区に加え、景観地区や特定用途制限地域等の活用を検討するとともに、必要に応じて適切な見直しを行います。

③ 都市施設の指定又は見直し

都市計画マスタープランの方針に従い、必要な都市施設の計画又は決定を行うとともに、既存の施設の有効利用を図っていきます。

また、長期にわたって事業未着手となっている都市計画道路や公園等の都市施設については、その必要性や実現性を適正に評価し、事業の推進若しくは計画の見直しを行います。

④市街地開発事業の検討又は見直し

中心市街地の活性化や、防災上問題のある市街地環境の改善を図る場合等において、市街地開発事業の活用を検討します。

また、長期にわたって事業未着手となっている土地区画整理事業については、事業のあり方を見直し、また他の手法も視野に入れながら、地区の実情に合ったまちづくりを推進します。

⑤地区計画の活用

良好な住環境の保全・形成や、市街化が進みつつある地区における秩序ある土地利用やまちなみの形成、狭隘道路等の解消に向けた市街地整備を図る場合等において、地区計画の活用を検討します。

なお、市街化調整区域においては、周辺環境に配慮しながら良好な居住環境の維持・形成を図る観点から、公共施設や排水設備等の必要な施設の整備を義務付ける「岩国市市街化調整区域における地区計画運用基準」に基づき、地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ることとします。

⑥開発許可制度の見直し

本市では現在、山口県が定める開発許可基準に従って開発の審査及び許可を行っています（開発区域面積が1ha以上は県知事による許可）。

今後は、集約型の都市づくりの実現に向けて、開発許可基準の見直し等により、無秩序な開発の抑制やゆとりある良好な住宅地の誘導を検討します。

(2)その他法令による制度等の活用

都市計画法に基づいた制度の活用に併せ、みどりの基本計画、景観計画、中心市街地活性化基本計画等、関係法令に基づく制度等を活用することにより、都市計画マスタープランで掲げた将来像の実現を目指します。

また、人口減少下における今後のまちづくりを見据え、集約型の都市づくりに向けた取り組みとして、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を検討します。

2 地区まちづくりの推進

都市計画行政を進めるなかで、地区の実情に応じたきめ細かな取り組みが求められる場合があります。この対応にあたっては、地区住民等が主体となり、行政と協力・連携した取り組みを進める必要があります。

こうした取り組みとして、例えば、地区の良好な居住環境を守るため、地区住民等が話し合って地区の将来ビジョンや建築物の用途、建て方等に関するルールを決め、都市計画提案制度を活用してこれを地区計画として定めることなどが考えられます。

また、多くの住民等が地区の将来ビジョンを共有し、これに向けた合意形成を図っていくためには、地区住民等からなる組織(活動団体)を中心とした活動が求められます。

このように、地区まちづくりの方向性を示しながらその実現に向けた活動を継続的に進めていくことで、地区の実情に応じたまちづくりに繋がるものと考えます。

こうした取り組みに対して、行政は、情報提供や職員派遣を行うなど、地区まちづくりの実現に向け、様々な角度から支援を行っていきます。

3 重点プロジェクトの推進

岩国市都市計画マスタープランに位置付けた各方針のうち、重点的に施策を実施する必要があるものを重点プロジェクトに位置付け、この着実な取り組みを進めます。

①幹線道路整備の促進

国道2号及び188号の慢性的な渋滞を解消し、広島広域圏との連携を強化するため、岩国大竹道路及び岩国南バイパス南伸の整備を促進します。

②土地区画整理事業の見直し

本市には、長期にわたって事業未着手となっている土地区画整理事業が2地区(南岩国駅前地区、西岩国駅前地区)あります。これらの地区については、地区の実情を踏まえ、地区住民等との協議を重ねながら当該地区の目指すまちづくりの方向性について整理するとともに、今後の土地区画整理事業のあり方について検討を行います。

③岩国駅周辺整備と中心市街地の活性化

岩国駅を中心とする市街地については、本市の都市機能の中心を担うエリアとして、岩国市中心市街地活性化基本計画や岩国市都市交通戦略に基づき、岩国駅の東西自由通路や駅舎、駅前広場等の整備による東西市街地の一体化や交通結節機能の強化を図るとともに、商業・業務機能や街なか居住を支える高次都市機能の集積に向けた市街地の整備・改善を推進します。

④愛宕山地区の整備と活用

愛宕山地区については、「高度医療と複合防災施設による医療・防災拠点づくり」というまちづくりのコンセプトのもと、すでに整備された国立病院機構岩国医療センターやいわくに消防防災センターを中心に、防災機能を備えた多目的広場の整備を進める等、市民の安心・安全を担う医療・防災交流拠点の形成を図ります。

また、運動施設エリアにおいては、施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進します。

⑤医療センター跡地の整備と活用

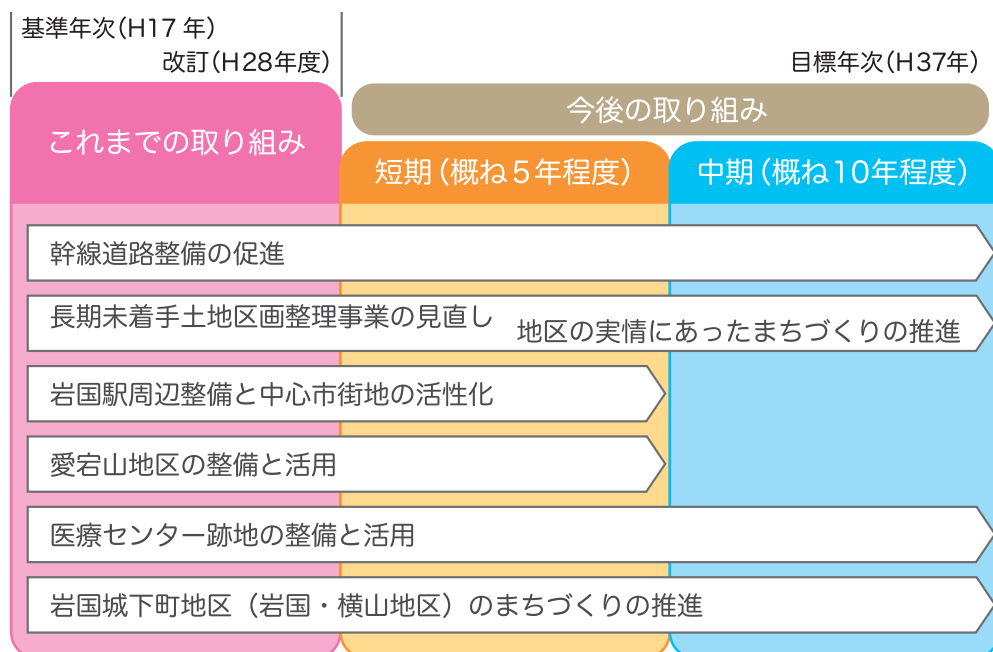
医療センター跡地においては、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図り、海と山に囲まれた豊かな地域資源を活かし、市民が安心していきいきと暮らすことができるよう「福祉のまちづくり」を目指します。

⑥岩国城下町地区のまちづくりの推進

岩国城下町地区では、景観計画の重点地区や風致地区の指定等により、歴史的な景観の保全・形成や豊かな自然的景観の維持等を図るとともに、「城下町地区街なみ環境整備事業」の実施等により、魅力ある景観や観光拠点におけるにぎわい、居住環境が調和した市街地環境の整備を進めています。

今後も、こうした取り組みを着実に進めるとともに、錦帯橋の世界文化遺産登録を目指した取り組みや文化的景観制度の活用、市民や来街者の安全性・利便性を確保するための環境整備等を推進し、錦帯橋から広がる歴史を活かしたまちづくりを進めていきます。

■実現化プログラム



4 都市計画マスタープランの管理と継続的な改善

本市の都市づくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、進捗状況を定期的に整理し、適切な管理を行っていきます。

また、都市計画マスタープランは、長期的な方針であることから、法制度の改正、人口・産業動向等による社会経済情勢の変化及び市民の意向等を踏まえ、課題への対応策の評価や新たな問題等を整理・フィードバックすることで、現実との乖離^{かいり}を把握し、適切な改善・見直しを図っていきます。

5 都市づくりにおける「協働のまちづくり」の考え方

都市づくりにあたっては、市民、まちづくりに関する活動団体・NPO、企業等と行政が目標を共有し、各々が適切な役割分担のもとに、連携・協力し合う「協働のまちづくり」を基本的な考え方として、取り組みを進めていくことが重要です。

例えば、都市計画の決定・変更において、説明会や公聴会、案の縦覧等といった機会に住民等からの意見を聴くほか、パブリックコメントに対する市民提言など、様々な機会を通じた市民参加が考えられます。

一方で、地区固有の課題への対応については、市民等が主体となった取り組みが欠かせません。

都市づくりにおけるそれぞれの役割を次のとおり示しますが、事案や局面によって関わる主体や度合いは様々であることから、ケースに応じた主体により柔軟に対応していくことが求められます。

①市民の役割

市民は、生活の場である地域活動への参加をはじめ、地域課題をみんなで解決しようという意識を持ち、地域環境の保全及び改善に主体的に関わっていくことが期待されます。

また、行政が進めるまちづくりに対して、各種行政計画への意見やアイデアの提供、ワークショップへの参加等により意見を示すなど、積極的に関わっていくことが求められます。

②まちづくりに関する活動団体・NPOの役割

まちづくりに関する活動団体(自治会、まちづくり協議会、特定の分野における活動団体等)やNPOは、営利を目的としない自発的・自主的な活動を軸とすることにより、企業や行政では行うことができない分野及び内容の活動を行っています。

都市づくりに向けては、これらの団体が中心となり市民意見の集約や継続的な活動を展開していくことが求められます。

また、今後もこれらの団体の役割は重要性を増していくと考えられることから、地区の実情等に応じて、既存団体の活動の充実や新たな団体の設立・活動展開等が期待されます。

③企業等の役割

企業は、地域を担う一員として、事業活動等を通して地域の産業や経済の発展による都市活力の創出、景観形成等に貢献することが求められます。また、専門的な知識や技術の活用及び所有する土地や施設の活用等を通じて、まちづくり活動に積極的に取り組むことが期待されます。

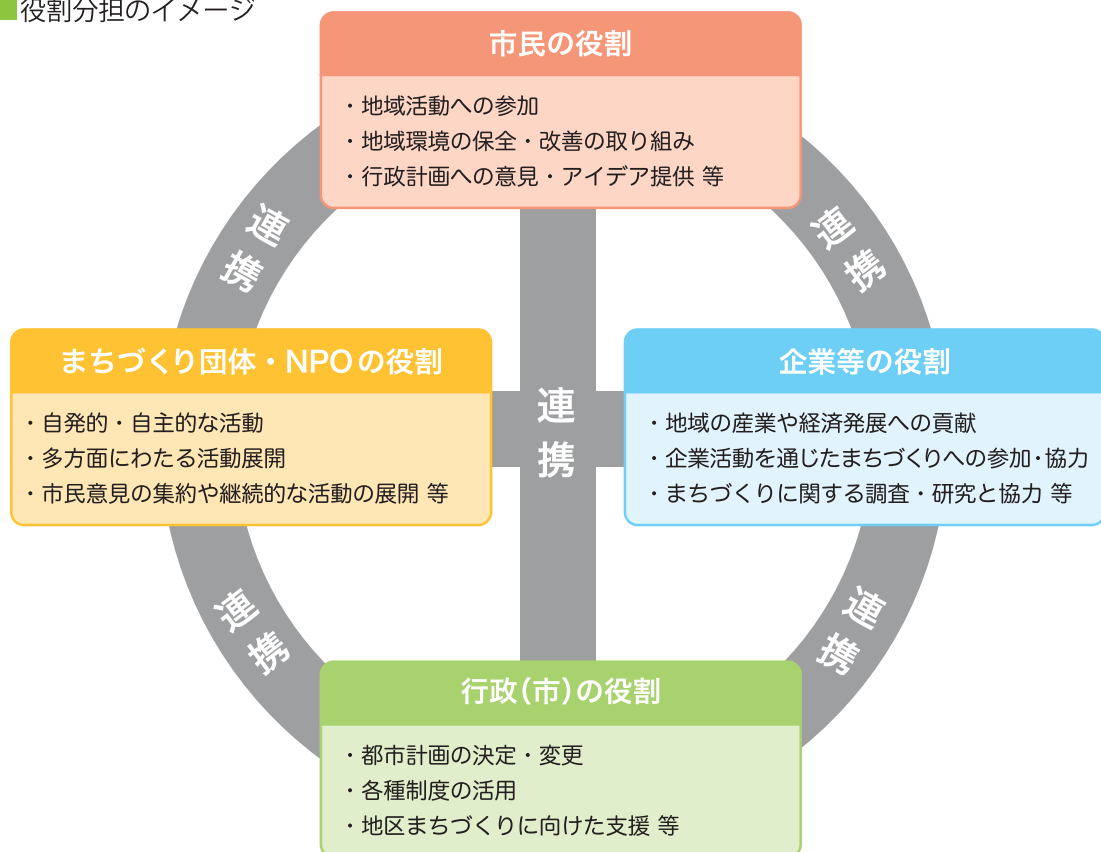
また、教育・研究機関は、専門知識や人材等を活用し、まちづくりに関する調査・研究、市民や行政等への助言、まちづくり活動への協力等を行うことが求められます。

④行政(市)の役割

行政(市)は、都市計画の決定・変更、その他法令による制度等の活用、重点プロジェクトの推進等、行政が主体となった取り組みを着実に進めるとともに、重要性・緊急性が高い事業については、国や県とも連携を図り、積極的に取り組んでいきます。

さらに、市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、地区まちづくりに向けた支援等を行います。

■役割分担のイメージ



参考資料

- 岩国市都市計画マスタープランの策定経緯
- 市民アンケート調査結果の概要
- 岩国市都市づくり市民懇談会の概要
- 岩国市地域づくり市民懇談会の概要
- 岩国市都市計画審議会委員名簿
- 用語解説

岩国市都市計画マスタープランの策定経過

【当初策定時】

平成21年		
2月 23日	市民アンケート調査開始 (3月末日まで)	調査対象：市内在住の満18歳以上の市民 3,500名(無作為抽出)
5月 15日	第1回庁内連絡会議	- 都市計画マスタープランの策定について - 都市の現況、アンケート調査結果、都市づくりの課題
5月 27日	第4回岩国市都市計画審議会	- 都市計画マスタープランの策定について - 都市の現況、アンケート調査結果、都市づくりの課題
7月 10日	第2回庁内連絡会議	- 都市マスとは、都市づくりの目標、都市づくりの方針について - 目標人口の考え方について
7月 31日	第1回都市づくり市民懇談会	- 都市計画マスタープランについて - 都市づくりに望むこと
9月 1日	第5回岩国市都市計画審議会	都市づくりの目標、都市づくりの方針について
9月 10日	第3回庁内連絡会議	都市づくりの方針、地域づくりの方針について
10月 2日	第2回都市づくり市民懇談会	- 都市づくりの方針について - 都市づくりの目標
10月 27日	第6回岩国市都市計画審議会	都市づくりの方針、地域づくりの方針について
11月 4日	第1回地域づくり市民懇談会 (由宇・岩国南地域)	- 都市マスとは、全体構想について - 地域のまちづくり方針について
11月 5日	第1回地域づくり市民懇談会 (岩国地域、玖珂・周東地域)	- 都市マスとは、全体構想について - 地域のまちづくり方針について
11月 19日	第2回地域づくり市民懇談会 (由宇・岩国南地域)	地域のまちづくり目標と将来像について
11月 20日	第2回地域づくり市民懇談会 (岩国地域、玖珂・周東地域)	地域のまちづくり目標と将来像について
12月 4日	第4回庁内連絡会議	地域づくりの方針について
平成22年		
1月 15日	第5回庁内連絡会議	都市計画マスタープランの実現に向けて
1月 26日	第7回岩国市都市計画審議会	地域づくりの方針について
2月 22日	第8回岩国市都市計画審議会	都市計画マスタープランの実現に向けて
5月 25日～ 6月 21日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン(案)について
平成23年		
2月 15日	第9回岩国市都市計画審議会	都市計画マスタープラン(案)について
3月 25日	告示 山口県知事へ通知	

【改訂時】

平成28年		
1月 5日	市民アンケート調査開始 (2月16日まで)	・調査対象：市内在住の満18歳以上の市民 3,500名(無作為抽出)
1月 19日	第1回庁内調整 (関係課意見聴取)	・都市づくりの方針(全体構想)(改訂の方向性)
4月 26日	第19回岩国市都市計画審議会	・都市計画マスタープランとは ・都市計画マスタープランの改訂について ・岩国市の現状と都市づくりの課題(改訂案) ・都市づくりの目標(改訂案)
5月 24日	第2回庁内調整 (庁内連絡会議)	・都市計画マスタープランの改訂スケジュール等について
7月 15日	第3回庁内調整 (関係課意見聴取)	・都市づくりの方針(全体構想)(改訂案)
10月 4日	第20回岩国市都市計画審議会	・都市づくりの方針(全体構想)(改訂案)
10月 7日	第4回庁内調整 (関係課意見聴取)	・地域づくりの方針(地域別構想)(改訂案) ・都市計画マスタープランの実現に向けて(改訂案)
11月 24日	第21回岩国市都市計画審議会	・地域づくりの方針(地域別構想)(改訂案) ・都市計画マスタープランの実現に向けて(改訂案)
平成29年		
1月10日～ 2月10日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン(改訂案)について
3月23日	第22回岩国市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(改訂案)について
3月31日	告示 山口県知事へ通知	

市民アンケート調査結果の概要

岩国市都市計画マスタープランの改訂にあたり、まちづくりに関する市民の意向を幅広く把握し反映するため、アンケート調査を行いました。

概要は以下のとおりです。

1 実施概要

調査期間	平成 28 年 1 月 5 日～平成 28 年 2 月 16 日
調査方法	住民基本台帳より、市内に在住する 18 歳以上の市民を対象に無作為抽出し、郵送法による調査を行った
回収数／配布数	1,496 通／3,500 通（回収率 42.7%）

2 集計結果

2-1 回答者属性

回答者属性は、若干女性に偏り、年齢別には 60 歳以上が 6 割近くを占めています。

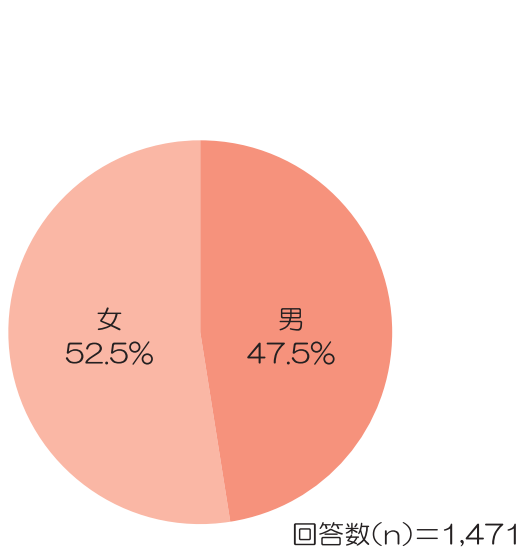


図 2-1-1 性別

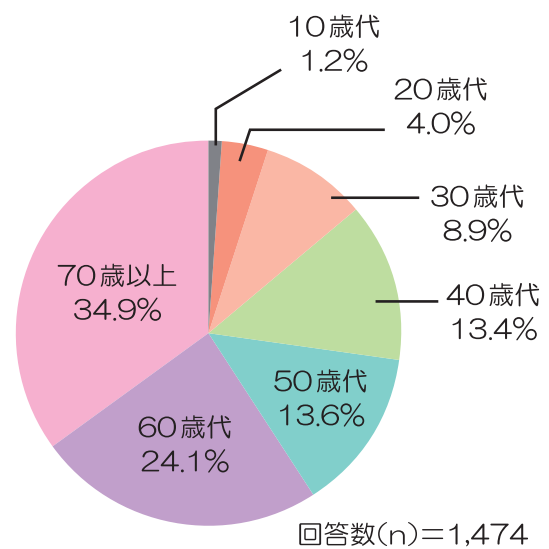


図 2-1-2 年齢

現在の居住地は、「岩国地域」が7割と大部分を占めています。

市内の居住年数では、「30年以上」が7割近くを占めています。市町村合併を行った約10年前から居住している人は9割近くを占め、長く岩国市に住む回答者が多数となっています。

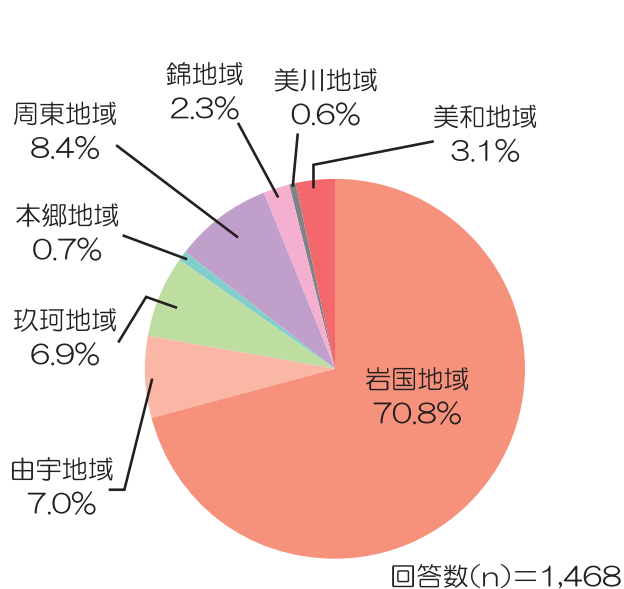


図2-1-3 居住地

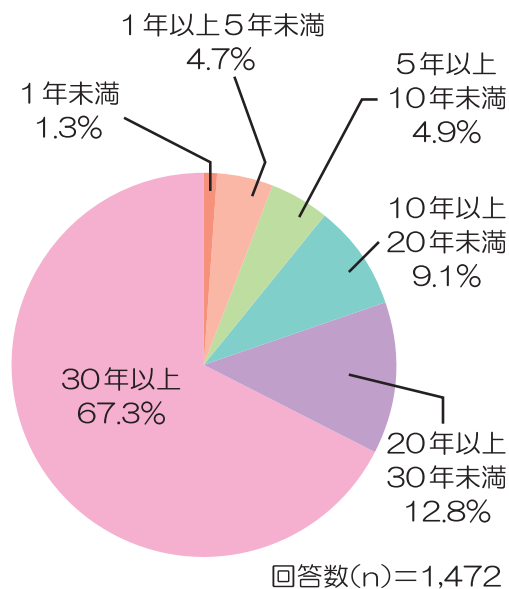


図2-1-4 居住年数

住宅様式では、「持家・戸建て」が8割で、「借家・戸建て」と合わせると、戸建て居住が8割を超えています。

世帯構成では、「二世帯」が約4割、「夫婦のみ」が3割超で、合計すると7割以上を占めています。

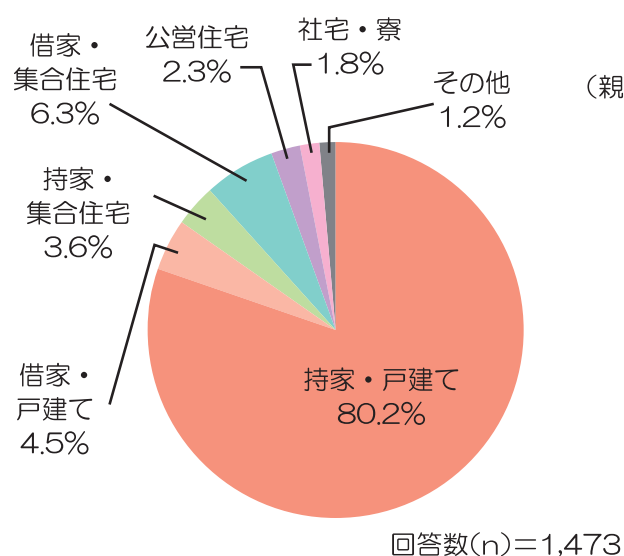


図2-1-5 住宅様式

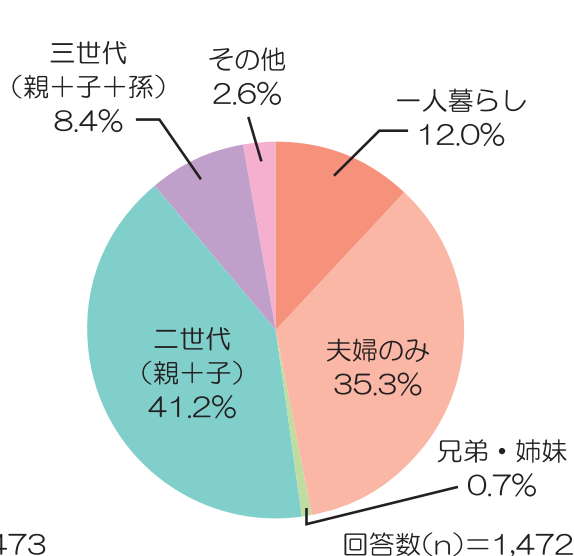


図2-1-6 世帯構成

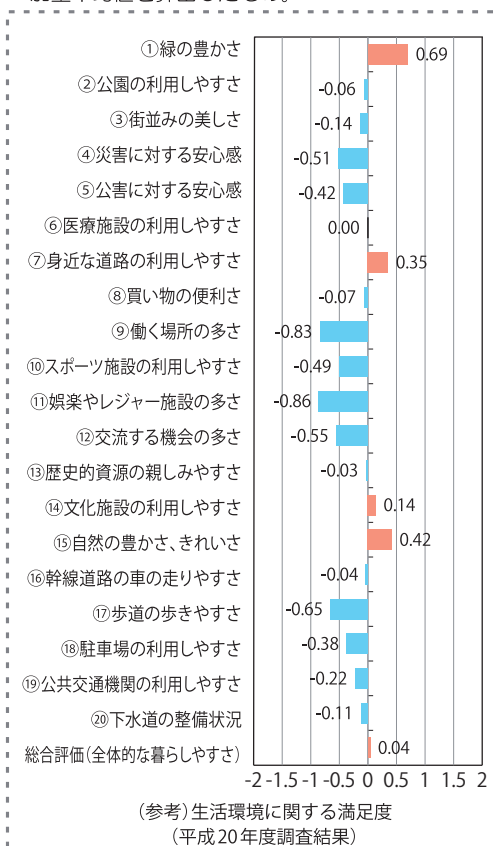
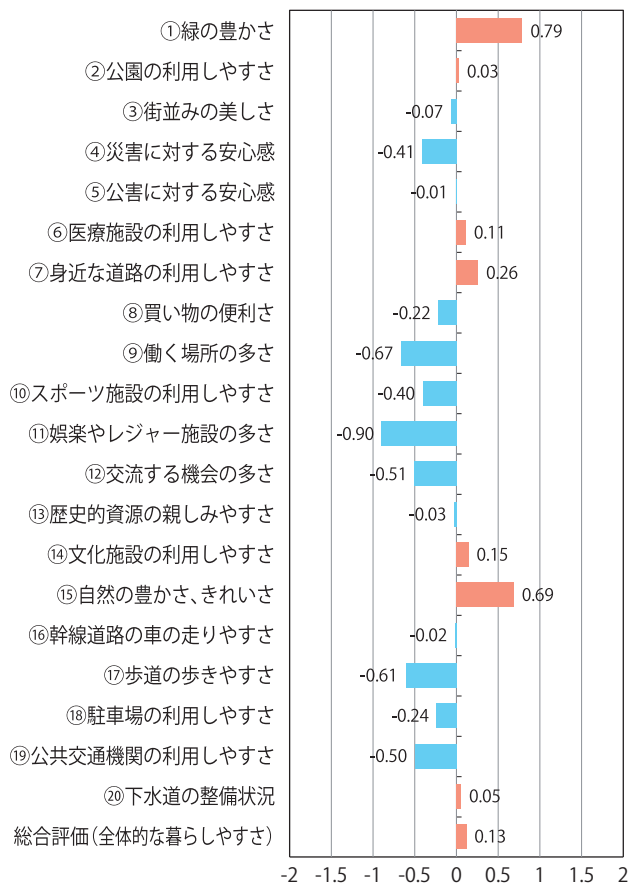
2-1 現状の生活環境に対する評価

(1)生活満足度

- ◆「①緑の豊かさ」や「⑦身近な道路の利用しやすさ」等の住みやすさ、「⑮自然の豊かさ」「⑭文化施設の利便」等の自然・文化環境の良さに対して満足度が高く、これは前回調査と同様の傾向を示しています。
- ◆一方で、「⑨働く場所」「⑪娯楽」「⑫交流機会」等のにぎわいや、「⑰歩道の歩きやすさ」「⑲公共交通の利便」等の自家用車利用以外での交通環境については、不満度が高い結果となっており、これも前回と同様の傾向です。
- ◆前回調査と比べると、「②身近に遊べる公園」「⑥福祉・保健・医療施設の利用」「⑳下水道の整備」が不満から満足へと改善される一方、「⑧買物の利便」「⑲公共交通の利用」は不満度が上昇しています。
- ◆項目別にみると不満が多い結果となっていますが、前回調査よりも評価が改善している項目が多くあります。
- ◆また、総合評価(全体的な暮らしやすさ)においては満足度が高く、前回よりも0.09点上昇しています。

■生活環境に関する満足度

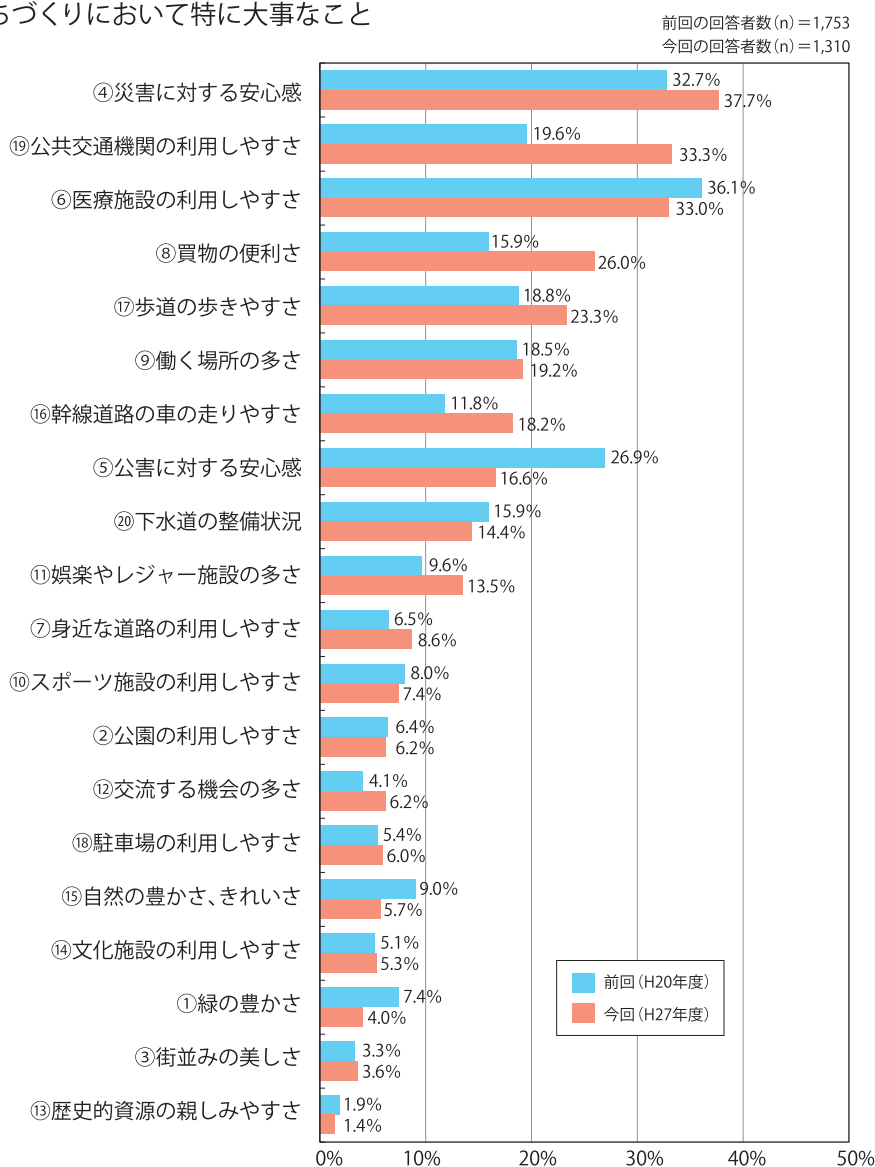
※満足度は、回答を点数化(満足＝＋2、やや満足＝＋1、やや不満＝－1、不満＝－2、わからない＝±0)し、各項目の回答者数による加重平均値を算出したもの。



(2)今後のまちづくりにおいて特に大事なこと(3つまで回答)

- ◆ 今後のまちづくりで大事なものとしては、「④災害に対する安心感」が最も高く、これは前回調査と同様の傾向となっています。
- ◆ 次いで「⑯公共交通機関の利便」が高く、前回よりも10ポイント以上も上がっており、同様の傾向にあるものとして「⑧買物の利便」や「⑰歩道の歩きやすさ」等、日常生活の利便に対する取り組みへの意向が高くなっています。
- ◆ 「⑥医療施設の利便」への意向が3番目に高く、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。
- ◆ 上位を占めるものは、満足度において不満度が高かったものがほとんどであり、身近な生活環境の改善に向けた取り組みが求められています。

■今後のまちづくりにおいて特に大事なこと

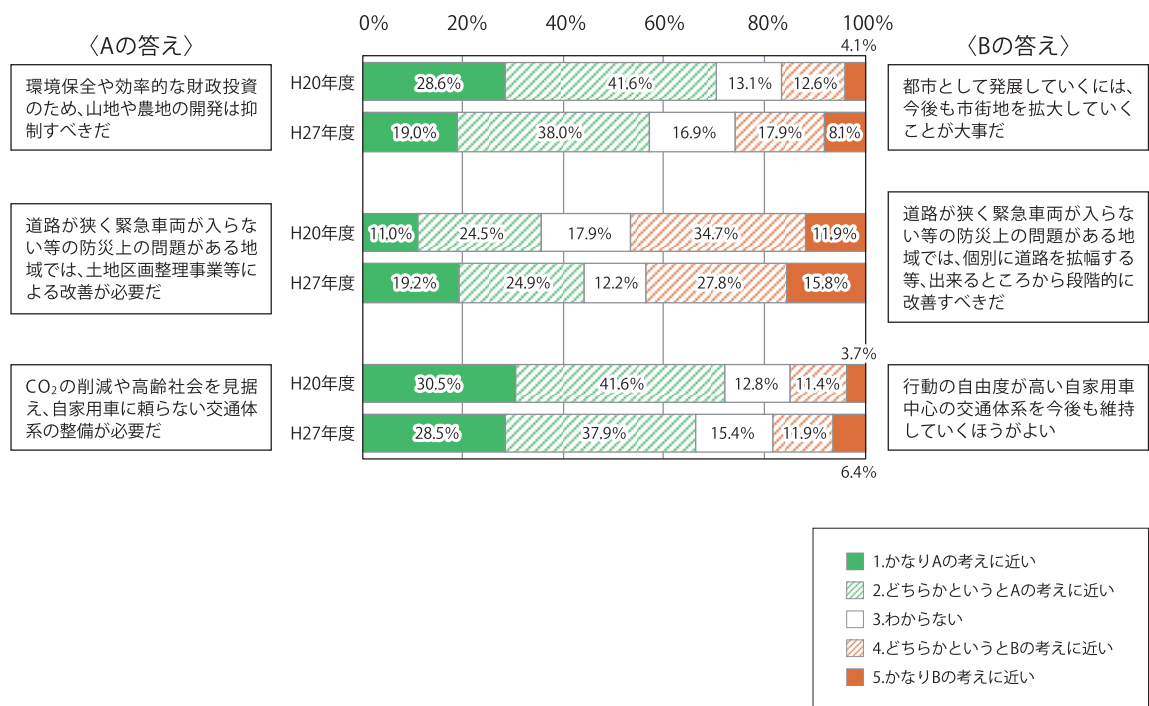


2-2 岩国市の都市づくりのあり方

(1)都市づくりに対する考え方

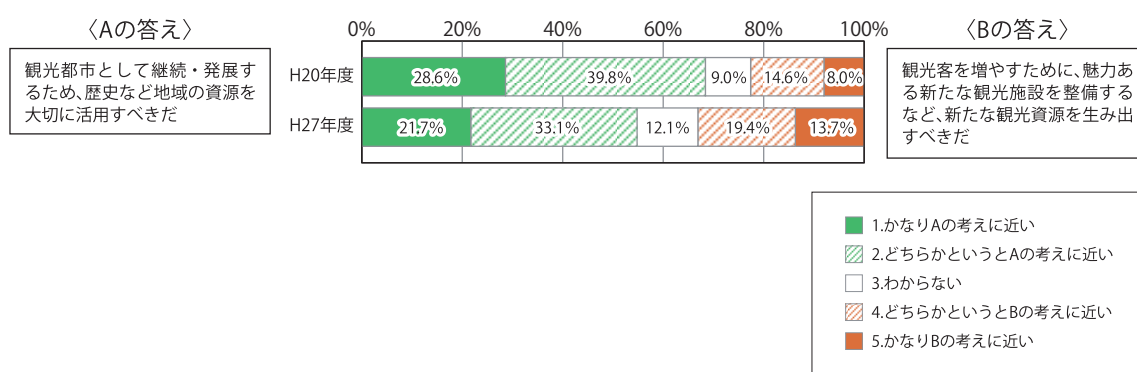
①市街地開発と交通体系の整備について

- ◆ 市街地開発に関する意識では、「山地や農地の開発を抑制すべき」が半数以上を占めているものの、前回調査に比べ、10ポイント以上減少しており、市街地拡大への意向がやや上昇しています。
- ◆ 道路が狭い等の防災上の問題がある地域に対する環境改善の方法として、「土地区画整理事業等」の面整備手法と個別路線での改善とが半々であり、前回調査に比べ、面整備手法への意向が10ポイント弱上昇しています。
- ◆ 交通体系に関する意識では、「自家用車に頼らない交通体系の整備が必要」が7割弱で、前回調査に比べ6ポイント減少するものの、多数を占めています。
- ◆ 市街地開発と交通体系の整備としては、前回調査よりも市街地拡大に向けた開発志向が少し上がりつつある一方で、自家用車依存からの脱却への意向があることから、「市街地のあり方と交通ネットワーク」に関する都市づくりの方向性を示していく必要があります。



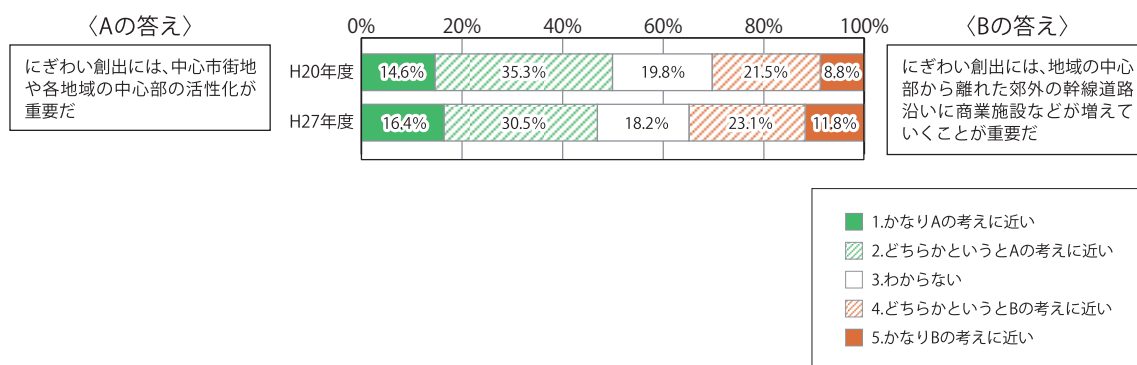
②岩国らしい景観の保全・形成について

- ◆ 観光都市と地域資源からみた景観の保全・形成に関する意識では、「歴史など地域の資源を大切に活用」が半数以上を占めるものの、一方で「魅力ある新たな観光施設の整備等」への意向が前回調査よりも10ポイント以上上昇しています。
- ◆ 岩国らしい景観の保全・形成と観光都市づくりでは、今ある資源を大切にしつつも、新たな観光資源を創出することによる活力づくりへの意識の高まりがみられ、景観形成には、保全のみではなく新たな魅力ある景観を創出するという方向性も求められています。



③商業振興やにぎわいの創出について

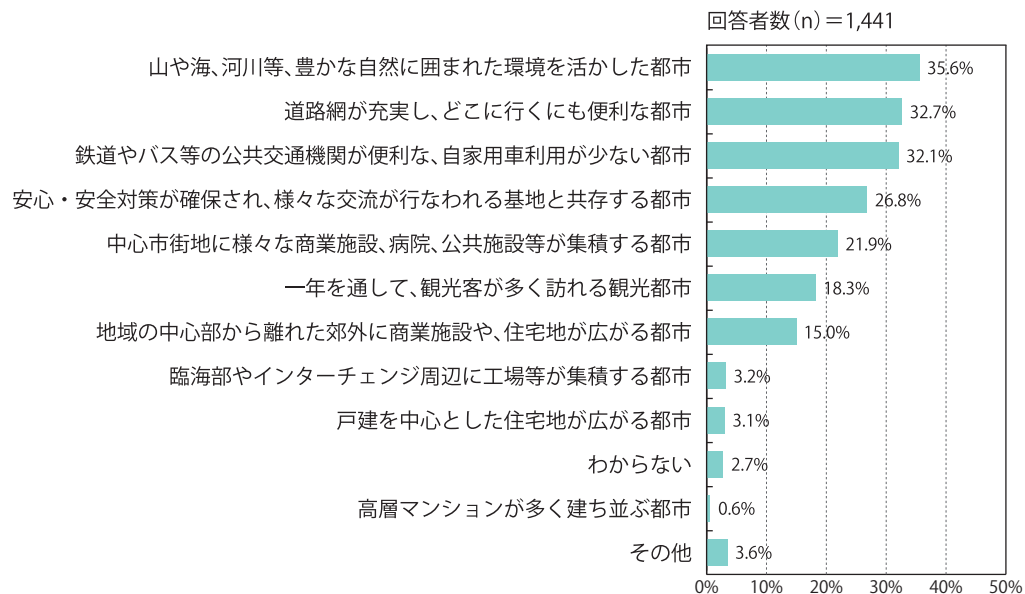
- ◆ にぎわい創出に関する意識では、「中心市街地や各地域の中心部の活性化」の意識の方がやや高いものの、「郊外の幹線道路沿いの商業施設の増加」への意識も高く、前回調査よりも5ポイント近く上昇しています。
- ◆ 人口減少が続く中、今後の都市づくりにおいては、商業施設の郊外進出が中心部の活性化に影響を与えないよう、また、郊外部の無秩序な開発に繋がらないよう、商業振興とにぎわいの創出に向けた方針を示していく必要があります。



(2)「活力ある都市」に向けた望ましい都市の姿(2つまで回答)

- ◆「豊かな自然に恵まれた環境を活かした都市」が回答者の35.6%を占め最も高くなっています。
- ◆ 次いで「道路網が充実し、移動に便利な都市」32.7%、「公共交通機関が便利な自家用車利用が少ない都市」32.1%と、交通利便の良い都市の姿への意向が高くなっています。
- ◆ また「様々な交流が行われる基地と共存する都市」26.8%、「中心市街地に多様な機能が集積する都市」21.9%、「観光客が多く訪れる観光都市」18.3%等、交流やにぎわいをイメージした都市の姿への意向も見られます。
- ◆ 一方で、「郊外に商業施設や住宅地が広がる都市」が15.0%と、郊外に向けた土地利用の広がりを望む意向が見られます。

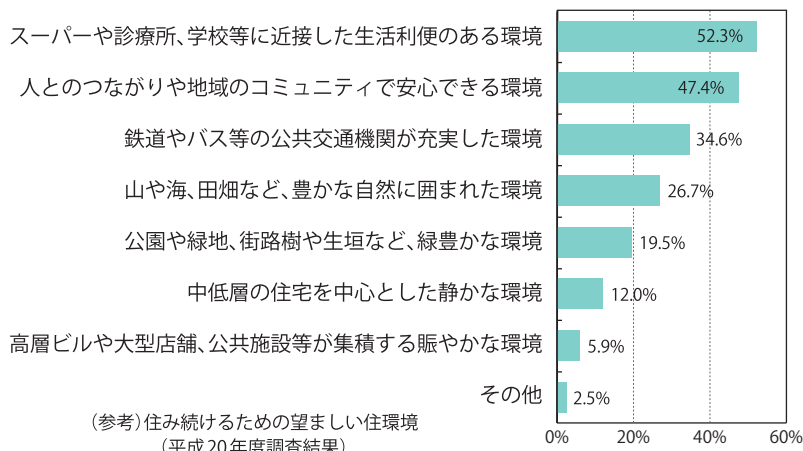
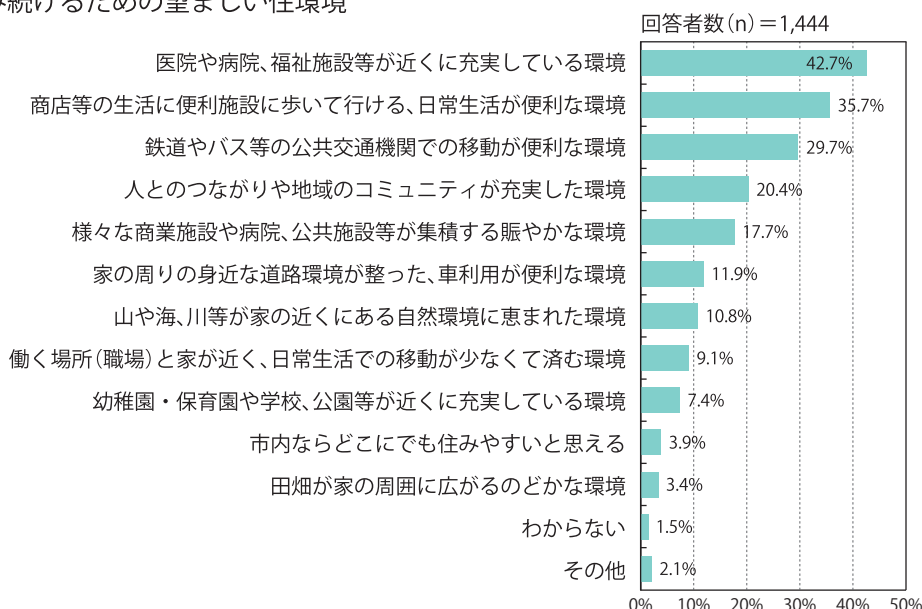
■望ましい都市の姿



(3)住み続けるための望ましい住環境(2つまで回答)

- ◆「医院や病院、福祉施設等が近くに充実している環境」が42.7%と最も高いほか、施設の充実や集積、公共交通の利便性を求める意向が上位を占めています。
- ◆住み続けられる住環境という視点からは、徒歩圏での生活利便施設の集積という観点や、公共交通ネットワークを活かした移動を前提とした住環境が望まれていると考えられます。
- ◆前回調査と比べると、上位はほぼ同様の傾向を示しており、徒歩圏や公共交通ネットワークで結ばれたエリアに生活利便施設が集積していることが望まれています。
- ◆また、大きな変化として、中心市街地のような「にぎやかな環境」が前回調査に比べ上位に上がっており、まちなか志向が高まっていると考えられます。

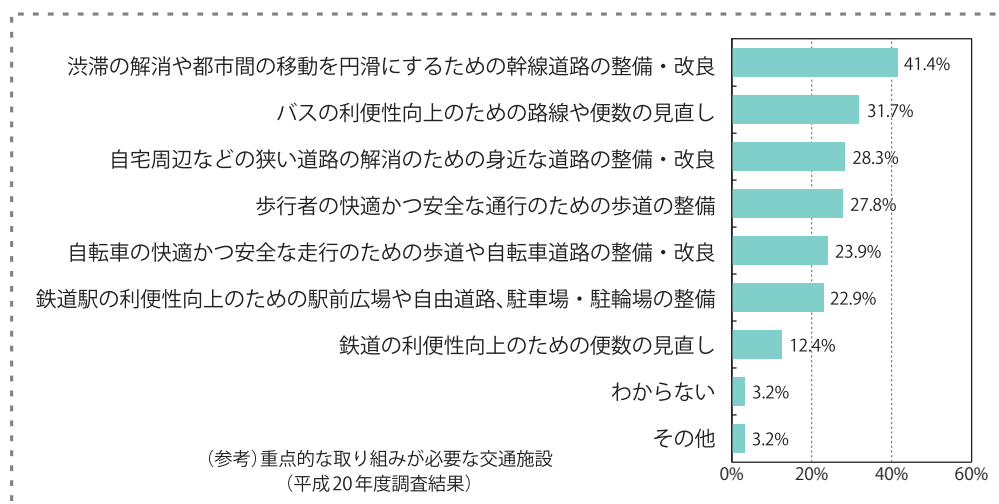
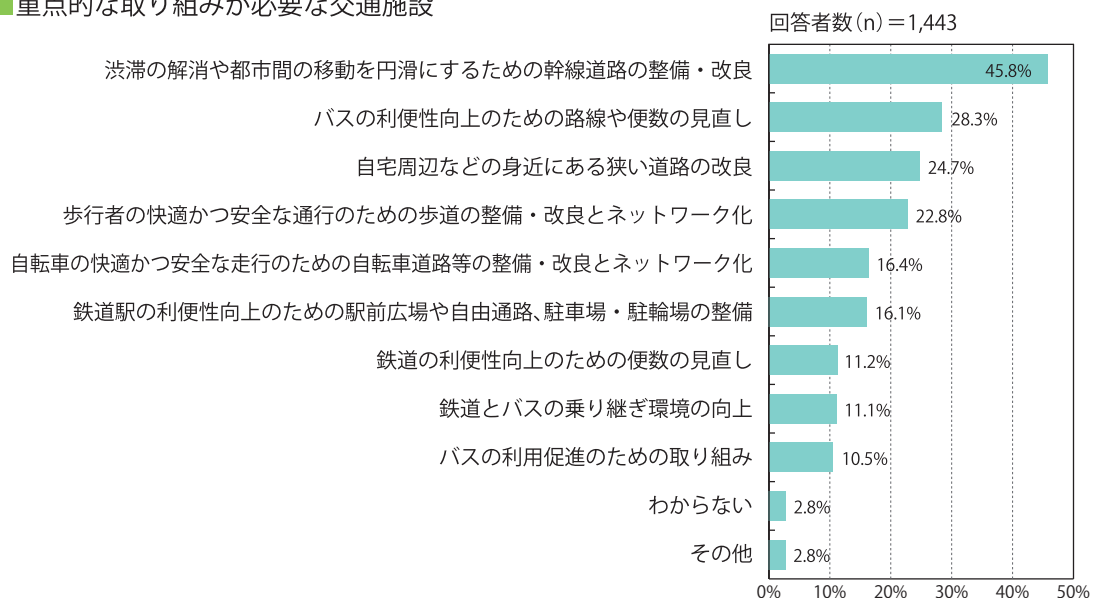
■住み続けるための望ましい住環境



(4) 重点的に取り組む必要のある交通施設(2つまで回答)

- ◆「渋滞解消や都市間の円滑な移動のための幹線道路の整備・改良」が 45.8%と回答者の半数近くが選択しており、高い意向がみられます。
- ◆次いで、「バスの利便性向上」28.3%、「身近な狭い道路の改良」24.7%、「歩道の整備・改良とネットワーク化」が 22.8%と高く、日常的な移動の環境の向上に向けた改善に対する意向が高くなっています。
- ◆都市の骨格をつくる幹線道路の整備の必要性和とともに、道路を利用する人の歩行環境やバス利便の環境に対する改善が特に必要であると考えられます。
- ◆前回調査と比べると、交通施設のうち、重点的に取り組む必要があることとしては、大きな意向の変化はみられません。

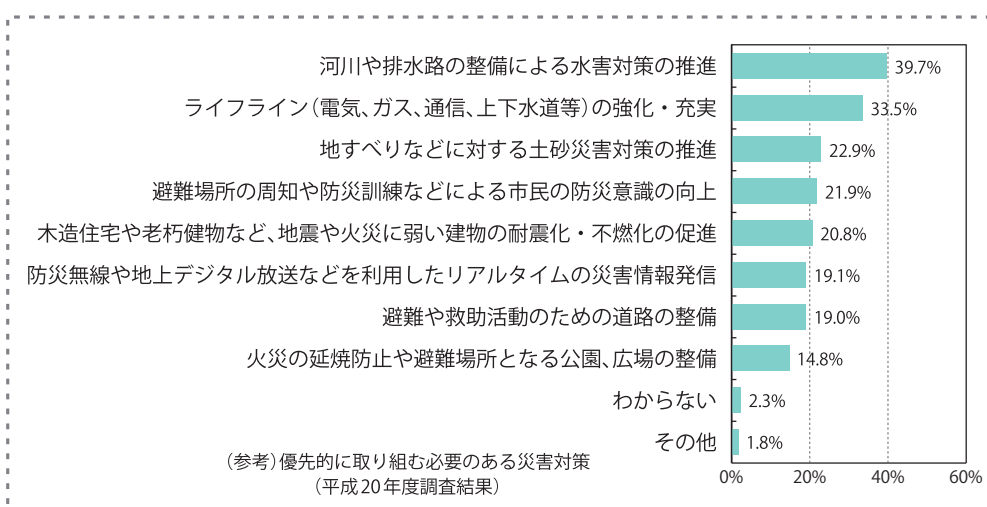
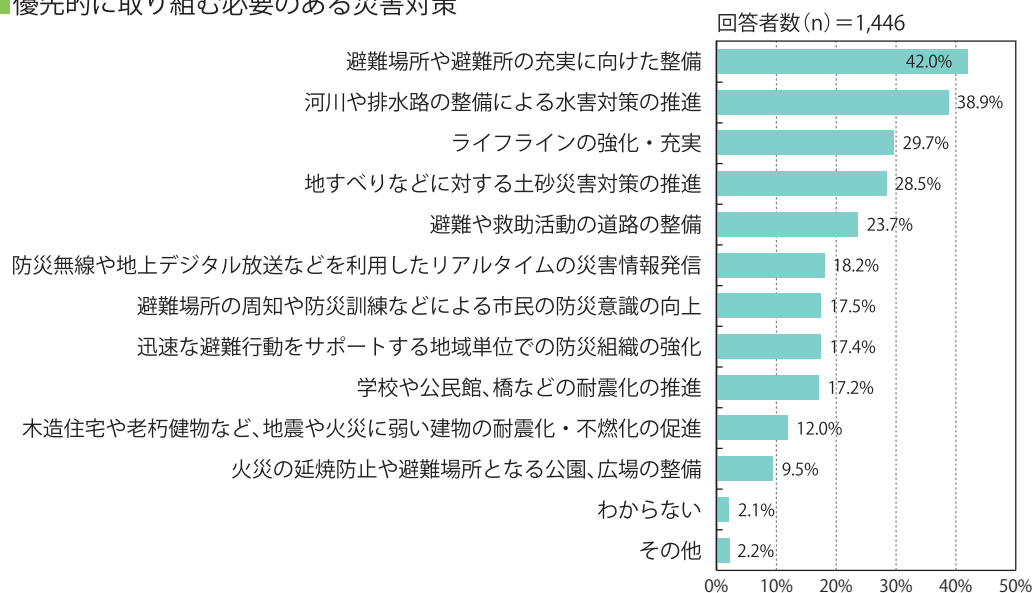
重点的な取り組みが必要な交通施設



(5) 優先的に取り組む必要のある災害対策(3つまで回答)

- ◆「避難場所や避難所の充実に向けた整備」42.0%と最も高く、災害時に対応できる施設の充実に対する意向が最も高くなっています。
- ◆ 次いで、「河川や排水路の整備による水害対策」38.9%、「ライフラインの強化・充実」29.7%等、ハード面の対策を望む意向が強い傾向にあります。
- ◆ また、「災害情報発信」18.2%や「防災意識の向上」17.5%、「地域単位での防災組織の強化」17.4%等のソフト面の対策に向けた意向も高くなっています。
- ◆ 前回調査と比べると、災害対策に対する意向は大きくは変化していませんが、今回新たに設けた「避難場所や避難所の充実に向けた整備」が最も高くなっていることから、近年、市内で発生してきた土砂災害や水害の経験から、災害時の避難先に関する意識が高まっていると考えられます。

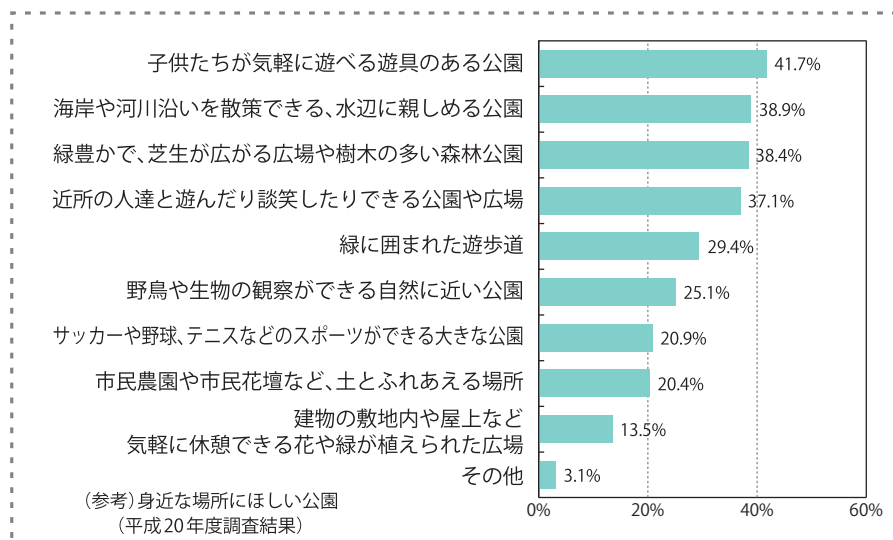
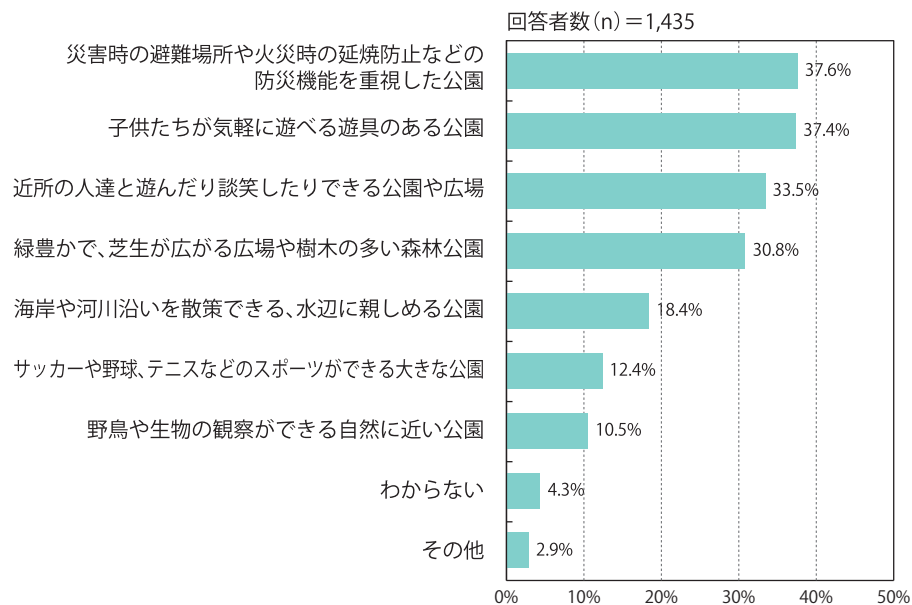
■ 優先的に取り組む必要のある災害対策



(6) 身近な場所に欲しい公園(2つまで回答)

- ◆ 身近な場所に欲しい公園としては、「災害時の避難場所など防災機能重視の公園」37.6%と最も高く、防災意識の高まり
- ◆ 次いで「子供たちが遊べる遊具のある公園」37.4%、「近所の人たちと談笑できる公園や広場」33.5%と、地域コミュニティの形成にも資する公園が望まれています。
- ◆ 前回調査と比べると、身近な公園として求められているものの傾向は大きく変わりませんが、今回、新たに選択肢に追加した「防災機能重視の公園」への意向が高いつことから、災害対策と同様、災害時の避難先に関する意識が高まっていると考えられます。

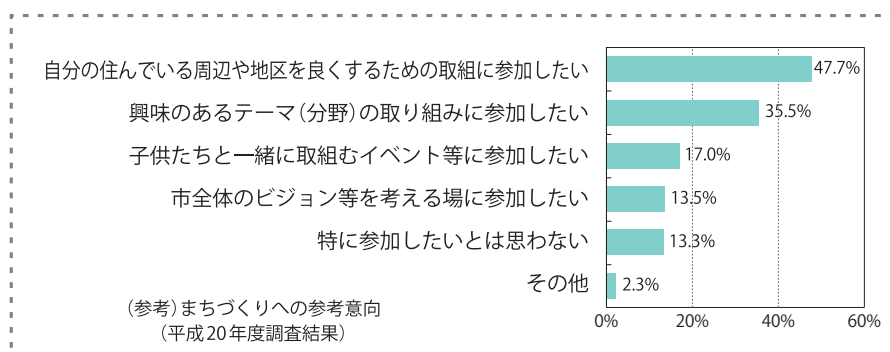
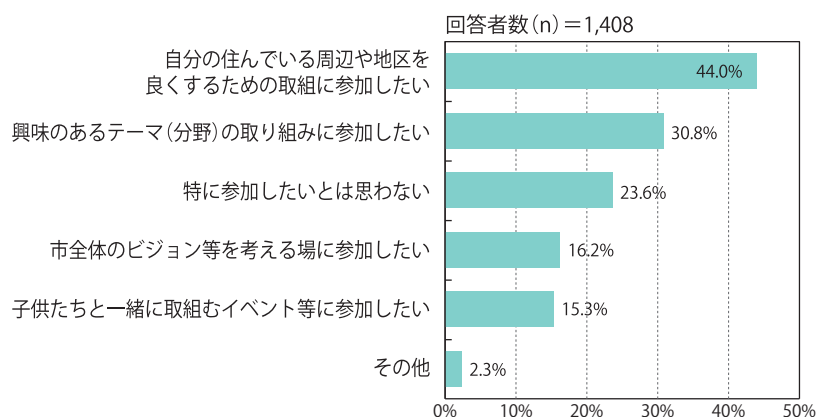
■ 身近な場所にほしい公園



(7)まちづくりへの参加意向(いくつでも回答)

- ◆「自分の住んでいる周辺や地域を良くするための取り組み」が 44.0%と最も高く、身近な地域づくりへの参加意識が高くなっています。
- ◆ 次いで「興味のあるテーマ(分野)の取り組みに参加したい」30.8%となっており、具体的な地域や分野に対する取り組み意向が高い結果となっています。
- ◆ 前回調査と比べると、上位2つは同様の傾向にありますが、「特に参加したいとは思わない」の回答が、前回調査では最も低かったのに対し、今回調査では3番目に高い結果となっています。今後、まちづくりに関わる人材育成に繋がる取り組みを広げていくことが課題であると考えられます。

■まちづくりへの参考意向



岩国市都市づくり市民懇談会の概要

■第1回

日 時	平成21年7月31日(金) 10:00~12:00
場 所	岩国市役所 6階会議室
内 容	○策定アドバイザー（菅原教授）によるまちづくり懇話 ○オリエンテーション（都市計画マスタープランとは） ○市民アンケート結果報告 ○都市づくりの目標、全体構想（素案）説明 ○意見交換（都市づくりに望むこと）
主な意見	○周辺都市を含めたネットワークづくり ○錦川の流域でつながるまちづくり ○まちなかへの商業施設の誘導 ○風致地区の見直し ○自転車や公共交通の利用環境向上 ○バイパスの整備 ○空港を活かしたまちづくり ○災害に強い都市づくり

■第2回

日 時	平成21年10月2日(金) 13:30~16:00
場 所	岩国市役所 6階会議室
内 容	○策定アドバイザー（菅原教授）によるまちづくり懇話 ○全体構想（素案）説明 ○意見交換（都市づくりに望むこと） ○意見発表 ○都市づくりの目標
主な意見	○合併を機とした錦川流域の連携 ○森林の維持、竹林対策 ○都市部と山間部の人の交流 ○地域力を活かした産業活動 ○ソフトも含めた防災 ○錦帯橋周辺の景観対策
都市づくりの目標	○心も体も健やかに自分らしい生活のステージ 緑と水の自然派都市 ○安全・安心を実感できる都市 ○気持ちにゆとりを持てる都市 ○多様な世代・世帯の交流や参加をはぐくむ官民連携の生活循環型都市 ○子供からお年寄りまでが暮らしやすい 活気のある都市 ○皆が意識を深め 活力ある共同参加の都市づくり

岩国市地域づくり市民懇談会の概要

■第1回

内 容	○策定アドバイザー（菅原教授）によるまちづくり懇話 ○都市計画マスタープラン全体構想の説明 ○地域づくりアイデアマップ作成 ○グループ成果発表
-----	--

【岩国ブロック】

日 時	平成21年11月5日（木）10:00～12:00
場 所	岩国市役所 6 階会議室
主な意見	○麻里布地区の高度利用（住宅） ○川下地区の楠や桜並木の活用 ○南岩国の高潮対策 ○竹林を活かした景観づくり ○旧山陽道や岩国往還を活かしたまちづくり

【由宇・岩国南ブロック】

日 時	平成21年11月4日（水）14:00～16:00
場 所	由宇公民館
主な意見	○南バイパスの延伸整備 ○由宇・通津の工業地の一体化と企業誘致 ○農地の集約や観光農園としての活用 ○港や海を活かしたまちづくり ○海を守るための里山の保全

【玖珂・周東ブロック】

日 時	平成21年11月5日（木）15:00～17:00
場 所	周東中央公民館
主な意見	○生活道路や上下水道の整備 ○中山湖のレクリエーション活用 ○デマンドバス等公共交通の充実 ○食糧自給を踏まえた農業の維持 ○静かで落ち着いた暮らしのできるまち

■第2回

内 容	○地域のまちづくり目標 ○地域の将来像 ○グループ成果発表 ○策定アドバイザーによる協働のまちづくり事例紹介
-----	---

【岩国ブロック】

日 時		平成21年11月20日(金) 10:00～12:00
場 所		岩国市役所 6 階会議室
地域の将来像	西岩国	○錦川と山の緑に包まれた 歴史と文化が美しく輝くまち ○錦帯橋の文化を活かして 全国各地の人が滞在する観光まちづくり
	中心部	○多くの人が集まり楽しく暮らせる 発展とにぎわいのまち ○日本で一番駅と空港が近い！基地と共存共栄したにぎわいのあるまち
	南岩国	○ハス田、干潟から教育文化、商業施設まで、バランスのとれた元気に子育てできるまち ○お年寄りにも優しい 農業を活かしたまち
地域づくりの目標	西岩国	○歴史・文化を大切にしながら城下町を整備・保存する ○城山と清流錦川と一体的に錦帯橋を保全する ○錦帯橋の景観を活かしたまちづくり
	中心部	○人が集まり、人でにぎわう岩国駅周辺中心商店街づくり ○まちなかに多くの人住めるインフラ整備を進める ○楠と桜と水辺を暮らしの中で楽しめる錦川づくり ○空港を活かしたまちづくり
	南岩国	○地域の中心にふさわしい南岩国駅周辺の商業地をつくる ○ハス田を守れる農業環境を整備する ○豊かな干潟のある海を守り活かす ○南岩国駅周辺のベッドタウン化

【由宇・岩国南ブロック】

日 時	平成 21 年 11 月 19 日(木) 14:00～15:50
場 所	通津出張所
地域の将来像	○瀬戸内海と山の恵みを活かした暮らしと交流のあるまち ○昭和 30 年代の里山、清流、瀬戸内海をよみがえらせるまちづくり
地域づくりの目標	○自然の海を活かす（レジャー、眺望） ○若者への魅力づくり（定住に向けて） ○地産地消のまち（農業・漁業・畜産） ○中心とのアクセス UP ○地域の歴史・文化をつなぐ（通津・灘） ○渋滞のない、人とモノがスムーズに行き交う道路づくり ○もっと美味しいレンコンをつくる！ ○ホタルの飛び交う清流の再生 ○釣り、ヨット、養殖漁業等、海を活かしたまちづくり ○昭和 30 年の姿を取り戻す里山まちづくり ○3 世代が安心・安全のまちづくり

【玖珂・周東ブロック】

日 時	平成 21 年 11 月 20 日(金) 15:00～16:40
場 所	玖珂総合公園
地域の将来像	○盆地の自然と食が豊かなまち ～自然・歴史・交通のバランスがとれた適度な田舎～ ○豊かな歴史・文化・緑を活かした 誰もが住みたくなる玖西田園都市
地域づくりの目標	○食と農を活かして田園環境を守る ○健やかで静かな暮らしのあるまちをつくる ○玖西盆地のまとまりと、周辺都市と連携・交流する ○子供が健やかに育つ環境を守る ○水と緑の豊かな自給自足のできる田園都市 ○歴史・文化をひもとき、活用する ○エネルギーや資源の循環するエコなまち ○山、中山湖、島田川を保全、活用し共生する ○3 世代に優しい健康なまち

岩国市都市計画審議会 委員名簿

【当初策定時】

区 分	所 属	第4回	第5～8回	第9回
1号委員 知識経験者	岩国市農業委員会	柳澤省三	柳澤省三	柳澤省三
	徳山工業高等専門学校	熊野 稔	熊野 稔	熊野 稔
	岩国市社会福祉協議会	島津教恵	隅 喜彦	隅 喜彦
	岩国商工会議所	○長野 寿	○長野 寿	○長野 寿
	岩国市文化財審議会	藤重 豊	藤重 豊	藤重 豊
	公立大学法人県立広島大学	◎間野 博	◎間野 博	◎間野 博
	山口県岩国環境保健所	三輪茂之	三輪茂之	有田 慈
2号委員 市議会議員	岩国市議会議員	石原 真	石原 真	味村憲征
	岩国市議会議員	桑原敏幸	桑原敏幸	片山原司
	岩国市議会議員	中塚一廣	中塚一廣	河合伸治
	岩国市議会議員	藤重建治	藤重建治	姫野敦子
	岩国市議会議員	細見正行	細見正行	大西明子
3号委員 関係行政機関の 職員	国土交通省山口河川国道事務所	山口登美男	山口登美男	山口登美男
	山口県岩国土木建築事務所	市河利文	市河利文	草田直之
	山口県岩国農林事務所	福永晴夫	福永晴夫	山崎 彰
4号委員 市 民	市民	上田正義	上田正義	上田正義
	市民	小林利生	小林利生	小林利生
	市民	滝山 進	滝山 進	滝山 進
	市民	田中 優	田中 優	田中 優
	市民	濱田俊彦	濱田俊彦	濱田俊彦
	市民	林 忠克	林 忠克	林 忠克
	市民	藤村邦夫	藤村邦夫	藤村邦夫
	市民	山本栄次	山本栄次	山本栄次

(敬称略)
(◎：会長、○：副会長)

【改訂時】

区 分	所 属	第 19～21 回	第 22 回
1号委員 知識経験者	国立大学法人山口大学	榑原弘之	榑原弘之
	岩国市社会福祉協議会	隅 喜彦	隅 喜彦
	国立大学法人広島大学	◎ 塚本俊明	◎ 塚本俊明
	岩国商工会議所	○ 長野 寿	○ 長野 寿
	岩国市教育委員会	廣田登志子	廣田登志子
	岩国市農業委員会	福田邦彦	梅川仁樹
2号委員 市議会議員	岩国市議会議員	植野正則	植野正則
	岩国市議会議員	越澤二代	越澤二代
	岩国市議会議員	松川卓司	松川卓司
	岩国市議会議員	丸茂郁生	丸茂郁生
3号委員 関係行政機関の 職員	国土交通省山口河川国道事務所	廣川誠一	廣川誠一
	山口県岩国土木建築事務所	小澤雅史	小澤雅史
	山口県岩国農林事務所	岡田浩二	岡田浩二
4号委員 市 民	市民	浅田睦子	浅田睦子
	市民	田村 巖	田村 巖
	市民	藤重保章	藤重保章
	市民	宮川 洋	宮川 洋

(敬称略)

(◎：会長、○：副会長)

用語解説

あ	
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を都道府県知事に提出し認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称で、過度に農薬や化学肥料に頼らない環境保全型農業の経営者のこと。
沿道景観	道路に面する、或いは周辺にあって、道路から眺望できる景観。
污水处理施設	下水道、農業集落排水、浄化槽など、家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設。
か	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
回遊性	買い物客や観光客などが、店舗内や商店街などを歩き回ること。
笠戸岩国自然休養林	林野庁が、人と森林とのふれあいの場として全国各地の国有林 89 箇所（H27.4.1 時点）に設定している「自然休養林」のひとつで、下松市の笠戸島及び岩国市の城山に指定されている。
河道掘削	洪水を安全に流下させるために、河床を掘り下げたり、河岸を掘削する行為。
キスアンドライド	自宅から最寄りの駅またはバス停まで、家族に自家用車で送迎してもらい、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。
きょうあい 狭隘道路	消防車や救急車が通行できないような、幅員の狭い道路。行政計画では、建築基準法で建築物の敷地の接道が義務付けられている幅員 4 m に満たない道路を指す。
教育・研究機関	大学や高等専門学校などの教育及び研究を行う組織や、公的な研究施設、企業等の研究施設等の総称。
供給処理施設	都市施設のうち、上水道などの供給施設、及び下水道や廃棄物処理場などの処理施設の総称。
行政計画	総合計画や都市計画マスタープランなど、行政が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。
拠点ネットワーク	拠点地区を道路網及び公共交通機関で接続し、拠点相互の連携を可能とする構造。
玖珂盆地	二級河川島田川の中流部に形成された盆地。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(経済の)グローバル化	国や地域を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われるようになること。
景観ウォッチャー	岩国市景観ワークショップの市民参加者。岩国市の景観を再発見する活動を行っており、協働の景観づくりのリーダー的な役割も期待されている。
景観行政団体	景観法により定義される、景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた景観計画を定めることができる。(景観法第7条)
景観協定	景観計画区域内の一定の区域内において、関係権利者の全員の合意のもとに、建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化などについて取り決める協定。(景観法第81条)
景観計画	景観行政団体が景観法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定める(景観法第8条)。
景観重要建造物	景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定した、良好な景観の形成に重要な建造物。(景観法第19条)
景観重要樹木	景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定した、良好な景観の形成に重要な樹木。(景観法第28条)
建築協定	建築基準法などの一般的制限以外に、住民自身が、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。(建築基準法第69条)
建築形態規制	建築基準法の規定の一部で、建ぺい率や容積率、道路斜線や隣地斜線制限等、建築物の形態に関する制限全般のこと。
広域幹線道路	他都市との間を連絡するなど、主として都市の範囲を超えた広域的な移動を目的に利用される幹線道路。
公共下水道	都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公衆用水域の水質保全を図るため、主として市街地の汚水や雨水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、汚水を処理する終末処分場を有し、汚水を流す管の大部分が地中にある構造のものを言う。
高次都市機能	住民生活や企業の経済活動に対して、行政、教育・文化、情報、商業、交通、レジャーなどの様々な各種サービスを提供し、都市自体が持つレベルの高い機能で、都市圏を越えて広域的に影響のある機能。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。
高度地区	都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適應した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地域地区。(都市計画法第8条第1項)

高度利用	土地を高容積で利用し、都市機能の集積を図ること。
後背住宅地	幹線道路沿道等のエリアの、後背部にある住宅地。
国立公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される自然公園の一つ。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
さ	
細街路	建築基準法で接道が義務付けられている幅員が4mに満たない道路。
3R	循環型社会を構築するための仕組みで、リデュース（Reduce: 廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse: 再使用）、リサイクル（Recycle: 再資源化）の頭文字をとって3Rと称する。
再生可能エネルギー	資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー（太陽光、風力、水力など）をいう。（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項）
市街地の再編	人口減少社会の中で、すでに市街化している土地（既成市街地）において、一定の人口密度のまとまりを維持・形成することを目指し、土地利用を再編すること。街区の再編や機能の集約、道路網の再編、空地の集約と活用等、人口密度のバランスに応じた土地利用へと改善することを目指すこと。
視点場	優れた景観を眺望することができる場所。
集約型都市構造 （集約型都市づくり）	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造を保つ、自然、生活環境重視の中規模都市のこと。
しゅんせつ 浚渫	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
森林計画制度	森林法及び森林・林業基本法に基づき、森林が有する多面的な機能に応じて森林施策を誘導し、森林の保護及び林業基盤の維持・強化を図る制度。
水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節すること。
生活道路	主として地域住民の生活に資する道路で、住宅等と地区幹線道路等の幹線道路を結ぶ道路。
総合計画	自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
た	
大規模集客施設	店舗、飲食店、展示場、遊技場等の床面積の合計が10,000㎡を超える施設。

地域循環型都市 (地域循環型社会)	市街地、農業集落、中山間部など都市を構成する様々な地域の特性を活かし、これら地域間のつながりを前提として、資源やエネルギー、生産物、更には人々の交流など、様々な要素が循環し連携するシステムに支えられた社会構造。
地域幹線道路	生活拠点間を連携するなど、主として地域内を移動することを目的に利用される幹線道路。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの(都市計画法第8条第1項)。
地域づくり	本計画においては、地域単位の視点によるまちづくりのこと。
地区幹線道路	日常生活レベルの移動を目的に利用される、地区内の主となる道路。
地区計画	一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める計画制度(都市計画法第12条の5)。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
中心市街地活性化基本計画	モータリゼーションの進展や商業店舗の郊外立地などのために空洞化が進行している中心市街地をテコ入れするため、『中心市街地の活性化に関する法律』に基づき作成する、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画。
超高齢社会	高齢化がさらに進み、総人口に占める65歳以上の割合が一般的に21%を超えた社会のこと。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。
低未利用地	主として市街地内の空地、空家や空店舗の敷地など、有効に利活用されていない土地。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物などの建築を制限する地域。(都市計画法第8条第1項)
都市幹線道路	都市・地域拠点間を連携するなど、主として都市内を移動することを目的に利用される幹線道路。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、原則として、都道府県が指定する。(都市計画法第5条第1項)

都市づくり	本計画においては、全市的な視点によるまちづくりのこと。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（「都市の再生」）を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保することを目的として定められた法律。
都市福利施設	教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市居住者等の共同の福祉または利便のために必要な施設。（中心市街地の活性化に関する法律第7条第4項）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	「土砂災害警戒区域」とは土砂災害により危害のおそれのある区域、「土砂災害特別警戒区域」とは建築物に損壊が生じ著しい危害のおそれがある区域として、土砂災害防止法に基づき知事が指定したもの。なお、土砂災害とは急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの3現象をさす。
土地利用フレーム	人口推計や産業推計に基づき、将来必要と算出される住宅地や商業地、工業地等の規模。
な	
農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進して、農業の健全な発展を図ることを目的とした法律。
農地転用許可制度	優良農地を確保するため、農地法に基づき、農地を優良性や周辺の土地利用状況等により区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導すること等を目的とした制度。
は	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したもの。
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするとき、広く公に（パブリック）、意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続きをいう。通称、パブコメ。
バリアフリー	直訳すれば障害をなくすという意味で、都市計画の分野においては、主として建物内や道路、公共交通機関などの段差の解消、点字ブロックや手すりの設置、歩道内の無電中化等が該当する。
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。
風致地区	都市における風致（自然的景観）を維持するために定められる地域地区。建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図る。（都市計画法第8条第1項）
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）。

フードマイレージ	食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなり、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。
ま	
まちづくり	住みよいまちとするための活動全般のことで、都市基盤整備だけでなく、ソフト施策や住民主体の活動等を含んだもの。
水辺の環境軸	河川沿いや海岸など、水、水際、緑地などが一体となり、親水空間や多様な生物の生息空間など良好な自然環境が連続するもの。
や	
UJI ターン	Uターン・・・地方出身者が、再び出身地に移り住むこと Jターン・・・地方出身者が、出身地には戻らず、都市と出身地の間の地域に移り住むこと Iターン・・・都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。
用途白地地域	非線引き都市計画区域における、用途地域が定められていない土地の区域。
用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
用途地域	都市計画法の地域地区の一種で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度。（都市計画法第8条第1項）
予約乗合（デマンド）	予約型の運行形態の輸送サービス。福祉輸送（要介護者、身体障害者等の公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、必要な介助等と連続、または一体に行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。
ら	
流通業務機能	トラックターミナル、倉庫、卸売市場など、流通業務施設による都市機能。
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（都市緑地法第45条、第54条）。
六次産業化	農林漁業生産（一次）から加工（二次）・販売（三次）までを一体化する等、農林漁業者等による事業の多角化及び高度化を進めることにより、農林地域資源を活用した新たな産業の創出を促進すること。
わ	
ワークショップ	公共施設の整備やまちづくりなどのテーマに対して、様々な立場の人が共同作業により技術や知恵を出し合うもので、住民参加型のまちづくり手法として活用されている。

岩国市都市計画マスタープラン(改訂版)

◎策定：平成 23 年 3 月 25 日

◎改訂：平成 29 年 3 月 31 日

◎編集：岩国市 都市建設部 都市計画課

〒740-8585 山口県岩国市今津町 一丁目14番 51号

TEL.(0827) 29-5161 FAX.(0827) 24-4207

E-mail:toshikei@city.iwakuni.lg.jp



岩国市

